

下松市新総合計画
後期基本計画

平成18年3月

下 松 市

【目 次】

第1部	後期基本計画の策定にあたって	1
1.	後期基本計画とは	3
1-1.	下松市新総合計画について	3
1-2.	後期基本計画とは	4
2.	後期基本計画の背景	5
2-1.	まちづくりを取り巻く環境変化	5
2-1-1.	全国的な潮流	5
2-1-2.	下松市と周辺の動き	7
2-2.	市民の意識	9
2-3.	下松市の主要課題	12
第2部	後期基本計画の推進テーマとまちづくり重点プラン	15
1.	後期基本計画の推進テーマ	17
2.	まちづくり重点プラン	18
2-1.	重点1：「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン	18
2-2.	重点2：「安全・安心なまちづくり」プラン	19
2-3.	重点3：「個性ある都市の基礎づくり」プラン	19
2-4.	重点4：「自立・協働のまちづくり」プラン	20
2-5.	重点5：「地域の宝・輝きづくり」プラン	20
2-6.	重点6：「環境共生・快適なまちづくり」プラン	21
第3部	分野別計画	23
1.	より美しく	25
1-1.	秩序ある都市の姿づくり	25
1-1-1.	土地利用の誘導	25
1-1-2.	市街地整備	29
1-2.	都市のうるおいづくり	34
1-2-1.	緑地保全・都市緑化	34
1-2-2.	都市景観形成	37
1-2-3.	うるおい空間・観光拠点の形成	39
1-2-4.	公園の整備と管理	41
1-3.	清潔な生活環境づくり	44
1-3-1.	環境美化	44
1-3-2.	下水道の整備と管理	46
1-3-3.	し尿の収集・処理	49
1-3-4.	墓地・斎場の整備・管理	51
2.	より優しく	52
2-1.	環境にやさしいまちづくり	52
2-1-1.	ごみの収集・処理とリサイクル	52
2-1-2.	環境の保全	55
2-1-3.	自然環境の保護	57
2-2.	人にやさしいまちづくり	59
2-2-1.	高齢者の保健・医療・福祉と介護保険	59
2-2-2.	障害者福祉	64
2-2-3.	子育て支援	68
2-2-4.	母子・父子福祉	73
2-2-5.	地域福祉体制の充実	75
2-2-6.	健康づくりと医療の充実	79
2-2-7.	バリアフリー社会の形成	84

2-2-8. 公共交通の充実	8 6
2-2-9. 住宅の整備と管理	8 9
2-2-10. 老後や低所得者の生活保障	9 2
3. よりたくましく	9 4
3-1. 都市の基盤づくり	9 4
3-1-1. 道路網の整備・管理	9 4
3-1-2. 都市交通拠点施設の充実と活用	1 0 0
3-1-3. 港湾機能の整備	1 0 1
3-1-4. 上水道の整備と管理	1 0 3
3-1-5. 情報ネットワークの充実	1 0 5
3-2. 安全な都市環境づくり	1 0 8
3-2-1. 消防・防災体制の充実	1 0 8
3-2-2. 防犯・交通安全対策の充実	1 1 3
3-2-3. 治水・治山対策	1 1 6
3-3. 豊かな産業活力づくり	1 2 0
3-3-1. 農業の振興	1 2 0
3-3-2. 林業の振興	1 2 5
3-3-3. 水産業の振興	1 2 7
3-3-4. 工業・物流業の振興	1 3 0
3-3-5. 商業・サービス業の振興	1 3 4
3-3-6. 観光産業の振興	1 3 9
3-3-7. 雇用確保と勤労者福祉	1 4 2
4. より心豊かに	1 4 4
4-1. 明日を担う人づくり	1 4 4
4-1-1. 小・中学校教育環境の充実	1 4 4
4-1-2. 小・中学校教育の実践	1 4 6
4-1-3. 幼児教育の支援	1 4 9
4-1-4. 高等教育機会の拡充	1 5 0
4-1-5. 青少年の健全育成	1 5 1
4-2. 生きがいある人生づくり	1 5 3
4-2-1. 生涯学習の推進	1 5 3
4-2-2. 文化の振興	1 5 6
4-2-3. 学習・文化施設の充実	1 5 9
4-2-4. 生涯スポーツの推進	1 6 2
4-3. 温かい心の輪ときずなづくり	1 6 5
4-3-1. 周南地域の交流・連携の拡大	1 6 5
4-3-2. 多様な交流の展開	1 6 6
4-3-3. 人権の尊重	1 6 9
4-3-4. 男女共同参画の推進	1 7 1
5. まちづくりのしくみづくり	1 7 4
5-1. 市民参加のしくみづくり	1 7 4
5-1-1. 市民と行政の情報共有化	1 7 4
5-1-2. 市民参加と協働	1 7 6
5-1-3. コミュニティーの形成	1 7 9
5-2. 効率的な行財政の推進	1 8 2
5-2-1. 地域経営としての行政運営	1 8 2
5-2-2. 健全な財政運営	1 8 6
5-2-3. 広域行政の展開	1 9 1
付 参考資料	1 9 3
1. 後期基本計画策定の経緯	1 9 5
2. 用語解説	1 9 6

第1部

後期基本計画の策定にあたって

1. 後期基本計画とは

1-1. 下松市新総合計画について

市の行政は、まちづくりや市民福祉などに関する様々な仕事を行っています。それぞれの仕事に目的や目標がありますが、限られた人や財源の中で最大の効果をあげるためには、全体を見通して仕事を体系的に位置づけ、無駄のないように計画的に進める必要があります。

分野ごとにも計画がありますが、それらを包含して全体を貫く理念を示し、そのもとで各種の施策を体系化し、各分野の施策運営の最上位の指針となるものが総合計画です。

「下松市新総合計画」は、平成 13 年 3 月に、それまでの「下松市総合計画」の計画期間終了を受けて策定したものです。

市は、基本的にこの計画に沿って毎年の予算を編成し各分野の施策を展開していますが、総合計画は行政だけのものではありません。まちづくりは、市民一人ひとりや各種の組織団体等が主体的に参加して、行政と「協働」で進めるべきものであり、総合計画は市民と行政が共有するまちづくりの羅針盤の役割を果たすものです。

このことを強く意識し、下松市新総合計画では、都市の将来の目標を示すことよりもまちづくりの過程を重視し、市民と行政による進め方やその仕組みなどを特に強調しています。

下松市新総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の 3 編から構成しています。

基本構想：本市まちづくりの理念と振興発展方向の大筋を示すもの。平成 13 年度を初年度とし、平成 22 年度を目標年度とする 10 力年構想です。

基本計画：基本構想に沿って市民と行政が進めるべきまちづくりの方策、行動内容を具体的に示すもの。基本構想期間の 10 年を前期と後期に分けた 5 力年計画です。

実施計画：基本計画に掲げた施策の具体的展開方策として、市が行う事業の内容を財政的裏付けも含めて示すもの。計画期間を 3 力年とし、毎年度向こう 3 力年の計画を定めていきます。

下松市新総合計画の基本構想では、市民や行政などまちづくりに関わる主体が共通に持つべき姿勢を、基本理念として次のように示しています。

- ・まちづくりの基本理念 (1) 市民が主役のまちづくり 参加と連携
- (2) 心の通う「地域経営」
- (3) 自己決定・自己責任
- (4) 環境への責任、未来に引き継ぐ責任

そして、新しい時代のまちづくりを総括するテーマを次のように置いています。

まちづくりのテーマ

星ふるまちの新しい輝きづくり

より美しく、優しく、たくましく、心豊かに

また、まちづくりの進め方を「情報の公開・共有化」、「市民の発意」、「『協働』への体制づくり」、「行政の役割」として示した上で、まちづくりの方向を次の区分のもとで掲げています。

まちづくりの方向

より美しく

秩序ある都市の姿づくり
都市のうるおいづくり
清潔な生活環境づくり

より優しく

環境にやさしいまちづくり
人にやさしいまちづくり

よりたくましく

都市の基盤づくり
安全な都市環境づくり
豊かな産業活力づくり

より心豊かに

明日を担う人づくり
生きがいある人生づくり
温かい心の輪ときずなづくり

1-2. 後期基本計画とは

下松市新総合計画は平成 17 年度で前期基本計画期間が終了するため、これに続く基本計画として、平成 18 年度を初年度とし、平成 22 年度を目標年度とする基本計画を定めるもので、これが「後期基本計画」です。

「後期基本計画」の策定にあたっては、前期基本計画の評価の上に立って、基本構想に掲げたまちづくりの方向を引き続き追求するために必要な方策を、地域を取り巻く環境変化などを考慮しつつ選定しています。計画の構成は前期基本計画と同様とし、基本構想との整合を図っていますが、施策の内容面では、前期基本計画の内容を踏襲する部分もありますが、厳しい財政状況のもとで行政施策は「選択と集中」を強く求められていることから、全体にわたる見直しを行い、調整の上決定していません。

平成 22 年度までの 5 年間は、この「後期基本計画」を指針として市の具体的施策、事業が展開されることとなりますが、行政だけでなく市民の役割も前期以上に大きなものとなるため、まちづくり活動のあらゆる場面で、この「後期基本計画」が活用されることが期待されます。

また、行政内部のほか、市民も交えてこの計画の進捗状況を随時把握し、最大限効率的、効果的なまちづくり施策の展開が図られるようにしなければなりません。

なお、地域の社会経済環境、行財政環境などの変動は激しさを増していることから、この後期基本計画も、環境変化に応じて随時「選択と集中」の方針を見直すなど、柔軟に運用するものとします。

2. 後期基本計画の背景

2-1. まちづくりを取り巻く環境変化

平成 13 年の基本構想及び前期基本計画策定時点以降も、本市のまちづくりを取り巻く社会経済環境は、様々に変化を続けています。私たちは、これからのまちづくりにあたって、次のような環境変化を正しく認識した上で、具体的な方策も環境に適応させつつ進める必要があります。

2-1-1. 全国的な潮流

「人口減少・少子高齢化」への流れ

今後、全国的に本格的な人口減少時代を迎えます。これまでは、すべての物事が「拡大」を前提に展開されてきましたが、この前提が崩れ、様々な活動の意義が問い直され、人々の生活価値観、経済価値観も大きく変貌するでしょう。

人口の増加や自動車社会化とともに、都市部では市街地の面積を拡大させてきましたが、人口減少が本格化すると膨張した市街地では基盤投資や経済社会活動の効率が低下し、まちの姿のあり方、住まい方なども問い直されるようになります。

このような中では、「つくること」を主眼に進められてきた社会資本も、これまでに作ってきたものをいかに有効に活用するかというストック管理を重視すべき時代となります。

一方、核家族化など世帯の小規模化が進んだ中での今後の少子化の進展は、世帯内の支え合い機能をさらに低下させ、特に高齢者を社会全体で支え合う仕組みの重要性が高まることとなります。

また、生産年齢人口の減少は総労働力の減少をもたらす、地域の経済力を維持するには労働生産性の向上が条件となるとともに、外から交流人口を呼び込むことの必要性も高まります。それには、地域が人を引きつける魅力を持たねばならず、その面での地域間競争が激化することにもなります。

「地方分権・協働社会」への流れ

国・地方の税財政改革（三位一体改革）等により、国から地方への権限、財源の移譲が進みます。地方自治体はその受け皿として、自立的かつ自律的な地域の経営力を強めなければなりません。しかも、財政状況の厳しさが増しているため、投資効率を重視し、効果の高いものを選択してそれに集中して投下する姿勢への転換が急務となっています。

そのような中で行政は、どれだけ仕事をしたかではなく、どれだけ成果があったかを評価される時代となっており、様々にその評価手法が研究、試行されるようになっていきます。

また、地方分権の受け皿機能を強化するため、市町村合併が強力に促進されています。合併により市域が広がると身近な地区単位の地域運営のあり方も問われるようになります。

地方分権は、国から県、市町村へという行政内の分権と同時に、行政から市民への分権という側面も持っています。市民は、従来の「市民参加」から一歩進めて、行政と協働でまちづくりを進める仕組みを構築することが必要で、その組織体としてのNPOも増加しています。

そして、協働のまちづくりの実践、自治体財政の効率化の両側面から、PFIや指定管理者制度など、まちづくりに民間、市民の力を活用する動きが拡大しています。

「経済の変容」への流れ

「バブル崩壊」後の長期経済不況から、国内企業が生産拠点の海外移転も含めた「グローバル化」を進めましたが、国内産業の空洞化から、近年は国内への投資が見直される方向にあります。「外へ出るグローバル化から内へ迎え入れるグローバル化」の流れも顕著になっています。

産業の主役は時代とともに変化し、近年は、IT（情報技術）を駆使したソフトビジネス、ネットビジネス等の拡大が目立つ一方、福祉産業、環境産業、バイオ産業なども新たな産業分野としての地位を築き、各産業の企業の影響力が強い都市地域が様々に盛衰を見せています。

第三次産業の比重は増加を続け、流通・サービス業などの拡大、多様化などにより全国的に消費社会の様相が濃くなっています。郊外部に大型店が立地する一方で中心市街地の多くが衰退しており、再活性化への支援策が用意されたもののその再生はほとんど進んでいません。

地域経済の活性化を外からの企業誘致のみに頼る時代は終わりをつげ、今後は、地域内の資源や独自の知恵を使った内発的な産業興しの重要性が高まります。地域に根ざした産業を、ローカルビジネス、コミュニティビジネスの形で展開する必要性も高まっています。

これら産業の担い手は、民間企業や公的セクターのほか、それでカバーしきれない部分を埋める非営利組織（NPO）や企業組合など、新たなビジネス単位の台頭が見られます。

規制緩和の流れも受けて、地域再生、都市再生への取り組みが各地でなされており、個性ある地域づくりに向けて、特性を生かした活性化への知恵が問われるようになっていきます。

「環境共生・心の時代」への流れ

「京都議定書」の発効（平成 17 年 2 月）も受け、環境への負荷軽減への努力があらゆる場面で強く求められています。リサイクルなどによる資源循環型社会への取り組みや温暖化排出ガスの抑制、自然環境の保全、生態系の保護などがより厳しく求められることとなります。

一方、人々は心の安らぎやうるおいなどを求め、社会においても美しさや快適さが大きな価値を持つ時代となっています。特に、平成 16 年には景観法が制定されて、美しい景観づくり、地域の快適性向上への取り組みが今後拡大することとなります。

また、大規模な災害が全国的、世界的に相次ぎ、防災の必要性が強く叫ばれています。自然災害だけでなく、社会環境の複雑化による事故や犯罪被害の危険性も増しており、IT 社会の隙をついた新型犯罪や凶悪犯罪も増加しています。これらの不安を、地域社会での互助、支え合い、守り合いにより払拭することが重要となります。

急速な経済的繁栄と科学技術の飛躍的進歩の影で、人々は「心」の部分に目を向けるようになっていきます。心のつながり、助け合い、支え合いの思い、人権などが大切にされ、社会では多くのボランティア活動、組織が生まれ、一定の役割を担うようになっていきます。男女共同参画への取り組みなども進み、共に協力しあって生きる社会づくりへの価値観が徐々に形成されると言えるでしょう。

2-1-2. 下松市と周辺の動き

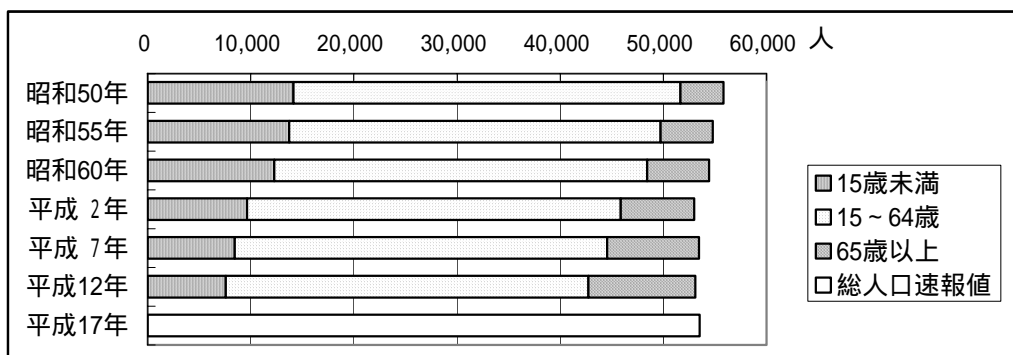
人口減少の兆しと少子高齢化

昭和 50 年ごろまで増加基調にあった本市の人口は、その後横ばい傾向に転じましたが、周南地域、山口県全体の減少傾向にかかわらず、一定の水準を維持してきました。国勢調査による平成 17 年 10 月 1 日の人口（速報値）は 53,513 人で、前回に比べ増加しています。

しかし、全国の動向と同じく人口の構造が少子高齢化の方向に急速に変化しており、現状の延長上の推計では、今後出生数の減少は避けられず総人口も減少に転じ、平成 32 年の市の人口は 5 万人前後になると予測されます。

65 歳以上の高齢者の割合は、平成 12 年国勢調査では 19.5%でしたが、平成 32 年には 30%を超えると予測され、超高齢社会の到来が間近に迫っています。

[年齢 3 区分別人口の推移]



注)平成17年は速報値(総人口のみ)である。

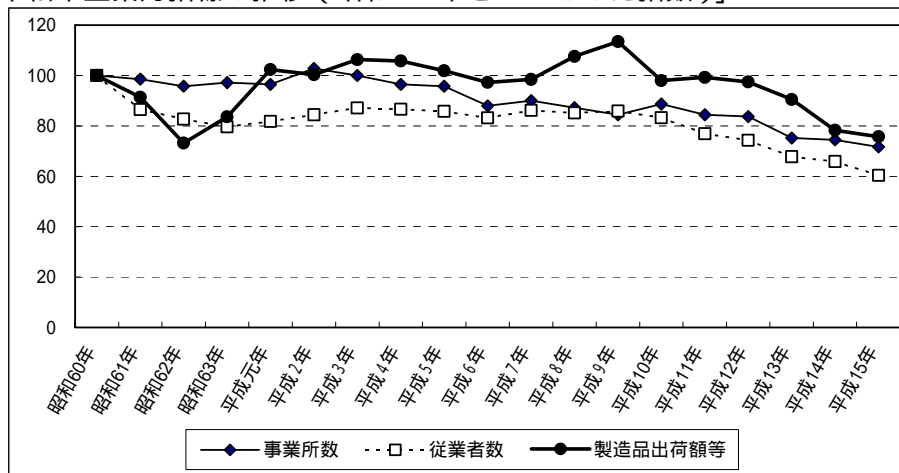
資料:国勢調査

工業力の減退と商業力の伸長

本市は大正時代から臨海部を中心に工業が集積し、ものづくりを経済の主軸として発展してきました。周南工流シティーなど内陸型の企業誘致も進めましたが、ここ数年、製造業の指標の低下が顕著になっています。

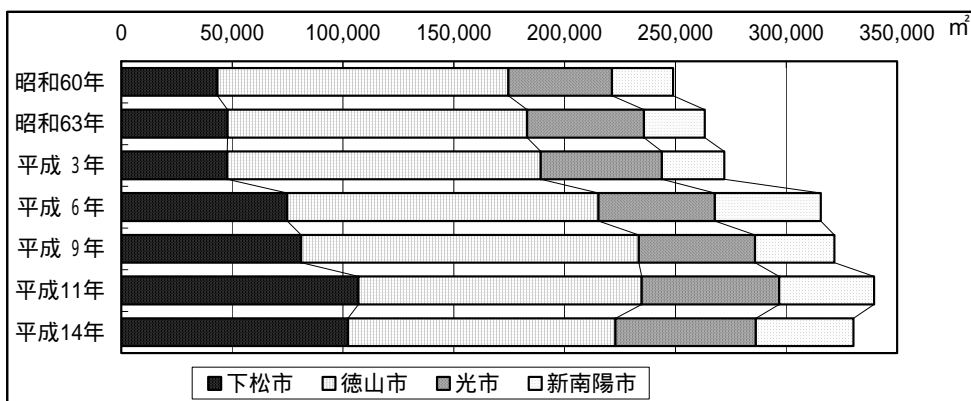
一方で、末武地区等への商業施設の立地が続き、周南市を含めた周辺地域からの集客も増え、広域的な商業力がますます高まっており、工業都市から商業都市へと変貌の様相が強まるなど、市の経済環境は大きく変化しています。

[下松市工業力指標の推移 (昭和 60 年を 100 とした指数)]



資料:工業統計

[周南旧 4 市の小売業売場面積の推移]



資料: 商業統計

広域的な地域構造の変化

「平成の大合併」と言われる市町村合併の波は山口県にも大きく押し寄せ、県内各地域で大型の合併が相次いで進みました。本市周辺でも、平成 15 年 4 月 21 日に旧徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町が合併して周南市が誕生したのに続き、平成 16 年 10 月 4 日には旧光市と大和町が合併して新・光市が生まれています。

山口県内ではこれまで、下関市、宇部市を除き、人口 10 万程度、5 万程度の都市が肩を並べていましたが、これらの合併でこのバランスが崩れ、本市は県内でも人口面で相対的に小規模な都市となりました。

着実な都市整備の推進

このような中でも都市の基盤を確かなものにするため、市では、下松駅南地区リジューム計画（下松駅前第 1 地区第一種市街地再開発事業、都市計画道路西本通線、南駅通線整備を含む）や中部土地区画整理事業、下松スポーツ公園整備事業、義務教育施設整備 10 カ年計画をはじめ、多くのプロジェクト、事業を進めてきました。前期基本計画期間中にその成果の多くが形になりつつあります。

また、保健・医療・福祉や防犯・防災、国際交流などをはじめとするソフト面でも、分野毎の計画策定等により新たな事業展開を進めています。

2-2. 市民の意識

「後期基本計画」の策定にあたり、市民参加の一環として平成 17 年 2 月に「まちづくり市民アンケート」を実施し、市民の意識、意向の把握を行いました。その主な結果は、次のとおりです。

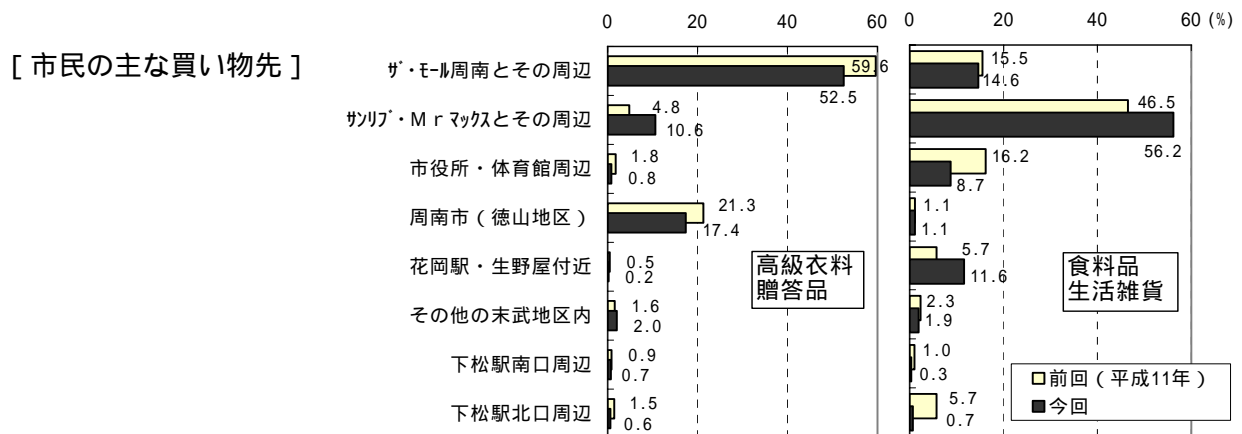
アンケート調査の概要

- ・ 20 歳以上の市民 2,000 人を無作為に抽出し、郵送により配布・回収。
- ・ 有効回収数は 1,004 票、有効回収率は 50.2%。

市民の主な買物先は「ザ・モール周南」と末武大通線沿線

高級衣料や贈答品などの主な買物は、「ザ・モール周南とその周辺」が約半数を占めますが、食料品や生活雑貨は「サンリブ・Mr マックスとその周辺」が圧倒的に多く利用されています。

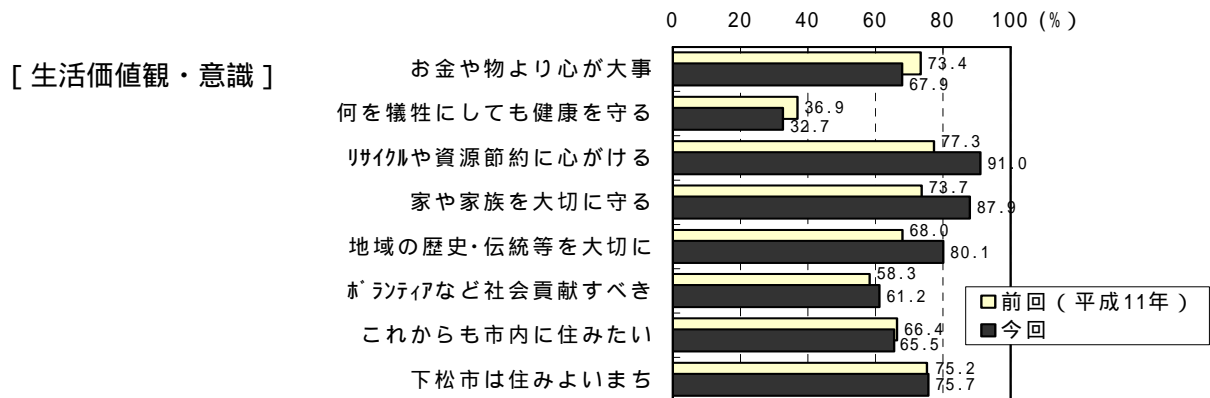
市民は、この 2 つの買物エリアを目的に応じて使い分けているようです。前回調査（前期基本計画策定時 = 平成 11 年）との比較では、全品目で「サンリブ・Mr マックスとその周辺」の割合が少しずつ増えており、これは、末武大通線沿いに店舗が増加した結果と考えられます。



環境・家族・地域への思いが高まる

市民の生活観についての考え方をみたと、特に環境保護意識、家や家族を大切にする意識、地域を大切にする意識の面で、前回調査と比べて大きく高まりをみせており、環境問題の深刻化や少子高齢化の流れが市民の意識にも影響を与えているとみられます。

「下松市は住みよいまち」の評価は、前回調査までの上昇傾向は止まったものの、「これからも市内に住みたい」の値とともに、依然として高い値を示しています。



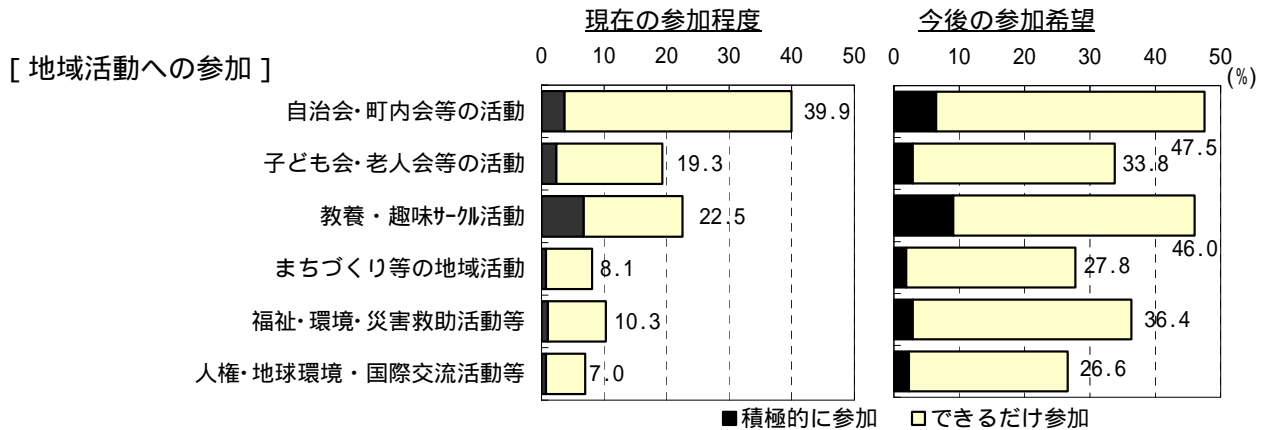
注) 「全くそう思う」と「まあそう思う」の合計割合

地域活動への参加意識は高い

地域活動に参加している割合は、自治会・町内会などの身近な活動以外では低い値ですが、今後の参加希望では、どの活動にも「参加したい気持ちがある」が高い値を示しています。

この結果は、参加したい気持ちはあっても現実には難しいという状況を示しているとも言えますが、生活観で示された地域への思いの高まりを反映して、参加の意識は高まっているとみられます。

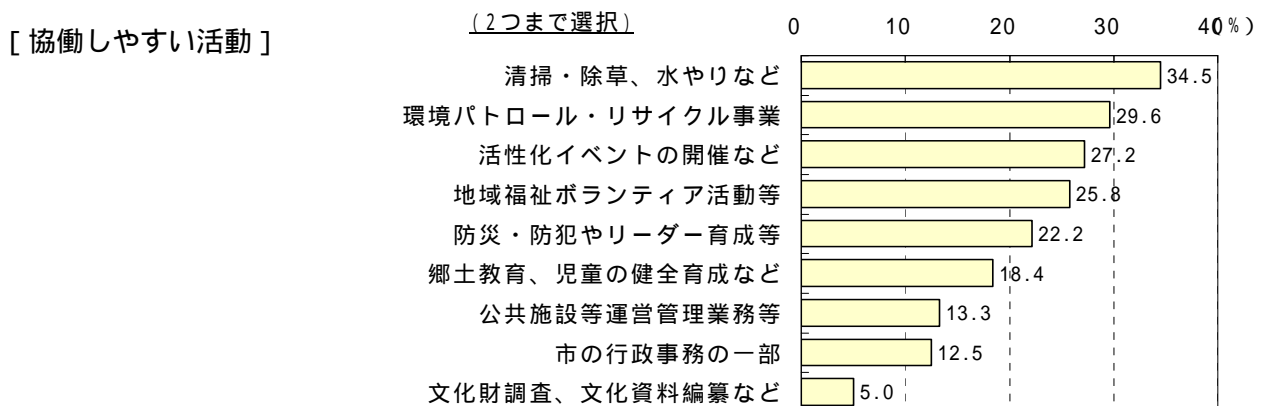
特に若年層は、現状の参加程度は低い値ですが、今後の参加希望では高い値を示しているのが注目されます。



「協働」は身近な活動から

市民と行政（市役所など）が一緒に考え、協力・役割分担しあってまちづくりを進める「協働」について、市民が参加・活動しやすい協働の内容としては、「清掃や除草・水やり」、「環境パトロールやリサイクル」、「イベント」、「福祉ボランティア」など、これまでも比較的なじみ深い分野に多くの支持が集まっています。

性別・年齢などに応じて支持内容に特徴がありますが、それぞれの世代や地域特性などに見合った協働のスタイルを見いだしていく必要があります。

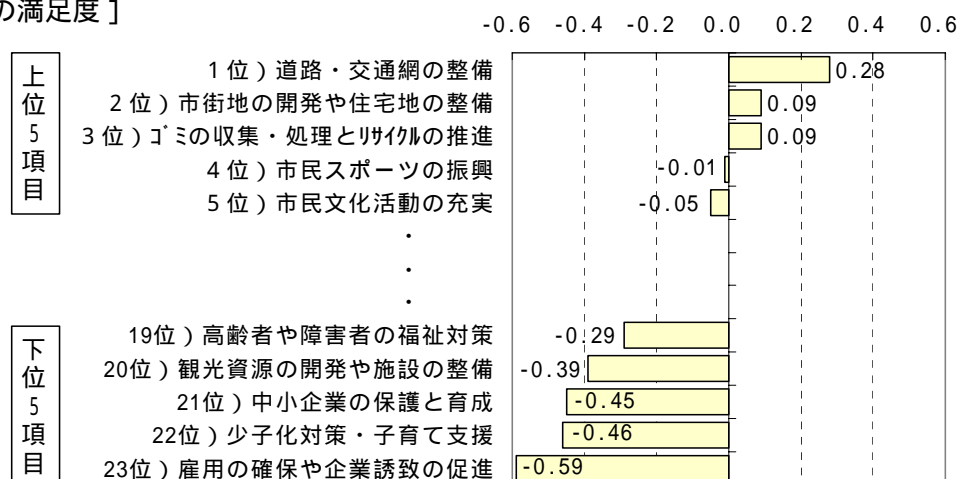


市の「まちづくり施策」市民の満足度は

これまでの市のまちづくり施策の成果に対する満足度については、「道路・交通網の整備」の評価が最も高く、「雇用確保や企業誘致」の評価が最も低くなっています。

上位・下位それぞれ5項目は、次のグラフのとおりです。

[まちづくり施策への満足度]



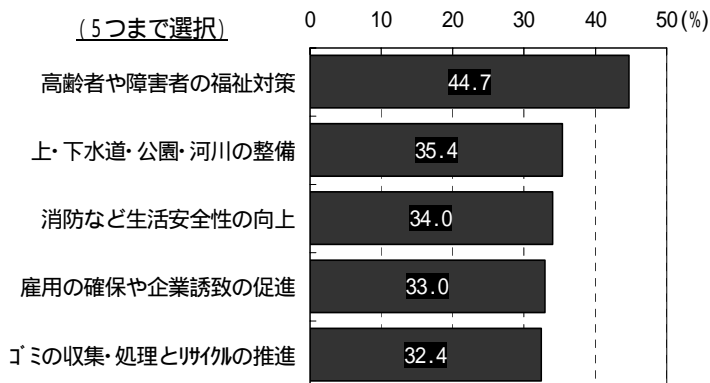
評価点について

項目ごとに、「満足」=2点、「まあ満足」=1点、「どちらとも言えない」=0点、「やや不満」=-1点、「不満」=-2点とし、その回答数による重みづけ平均値として算出したもの。「わからない」及び「無回答」は計算に含めない

まちづくりの重点施策 トップは高齢者・障害者福祉

市民が望んでいる重点施策の上位5項目は次のグラフのとおりであり、高齢化や経済不安、環境への意識の高まりなどを反映した結果となっています。

[まちづくり重点施策]
(上位5項目)



2-3. 下松市の主要課題

基本構想及び前期基本計画策定から5年が経過し、社会経済情勢が大きく変貌を続ける中で、後期基本計画期間を迎えるにあたり、本市が直面する主要な課題を次のように整理し、その解決に向けた展開を進めていくことにします。

人口構造変化への対応

人口の構造は大きく変動しており、今後も高齢化の流れは確実に続く予想され、福祉の需要が増大し、それにかかる社会的負担も増大します。このような中で地域福祉の体制を維持強化していくためには、「公助」の充実のほか、「自助」（市民一人ひとりが努力）、「共助」（地域が力を合わせて助け合う）も含めて計画的に地域の福祉力を向上させる必要があります。

介護保険制度の有効な運用のほか、それ以外の支援体制も強化し、高齢者、障害者がいきいきと生活できる環境を確保していくことが重要です。

生産年齢人口、労働力人口が今後も減少が続けますが、地域の活力維持のためには一定の労働力の確保は必要で、就業率と雇用力の双方の向上促進が求められ、中でも高齢者や女性の就業促進策も必要性が増してきます。また、産業界においては、一人当たりの生産力、効率（労働生産性）を高める努力も必要です。

一方、少子化が進む中では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要で、子育て支援策の充実が強く求められます。また、児童生徒数の減少により学校環境も見直しが必要となります。

地域産業構造の有機的再編

長く工業都市として発展してきた本市では、現在でも製造業は市経済の根幹をなすものですが、近年は生産力指標の低下が目立ちます。ものづくり企業を育て製造業の生産力を維持向上させることが必要であり、外からの企業誘致のほか、特に特定業種及び大規模工場の占める割合が非常に大きい本市では、中小企業の育成や新たな起業の促進などにより、内発的な産業興しを様々な形で進めることが強く求められます。

一方、郊外型・沿道型の商業立地展開が続いていますが、その集積が急激であるために、既存商業への影響、商業施設間の過当競争など歪みが拡大する可能性もあります。特に、下松駅南地区では、リジューム計画により建物や道路は刷新されましたが、商業力の維持が引き続き大きな課題です。全市的、広域的な観点から秩序を維持できる方策の展開が求められます。

同時に、笠戸島などの観光資源を有効に活用するためには、観光施設の整備等だけでなく、観光業の多様な育成を図ることが必要です。

このような本市の各産業は相互に連携が乏しく、地域経済の健全な発展には、域内での人、物、金、情報の有機的な循環の形成が必要です。産業間、業種間の壁を超えたビジネス展開も求められ、異業種交流の促進などにより連携関係の強化を促進することが課題となります。

都市の美と効率の追求

本市の都市機能は、下松駅周辺から内陸部方面へ、住宅や商業機能を中心に拡散し、これに合わせて各種の都市基盤整備も進めてきましたが、今後の人口停滞、減少時代にこれ以上の市街地の拡散はそれらの投資効率を低下させ、中心市街地の空洞化も深刻度を増すこととなります。

今後は、「コンパクトシティ」の発想を持って市街地の拡散を防ぎ、都市機能をできるだけ集約化する誘導策を見出すことが課題となります。

また、都市機能の拡散は都市の景観面でも悪影響を及ぼす可能性があります。良好な都市景観形成には、何らかの指針を持った誘導が必要であるとともに、市民も含めてルールに沿った都市の美と秩序の形成、回復を目指すことが必要となります。

一方、地域の環境にもうるおいや快適性を求める比重が高まり、緑は快適な都市環境形成に重要な役割を果たします。都市の緑を守り、育て、増やす行動が重要となり、市街地や道路の緑化促進などの展開を、市民も幅広く参加して計画的に進める必要があります。

都市の個性づくりと主張

周辺地域で市町村合併が進み、広域の中で相対的な都市規模が小さくなった本市は、都市の活性化のためにも存在を主張し続けることが必要ですが、それには都市を印象づける個性要素のアピールが重要となります。持てる資源の活用、市民のソフト面の活動なども含め、自慢できる個性要素の開発、話題性の創出が求められます。

そして、都市を光らせるためには、個性を外に発信することが重要です。様々な媒体、手法を使って下松の存在、特性を発信、主張していくことです。これはいわば都市の「営業活動」で、広く外に向かって「下松」を売り込む姿勢が求められるところです。

人口減少時代に地域活力を維持するためには、他地域との交流人口の増加が鍵となります。産業、文化、教育、行政など様々な面で人的交流、情報交流を活発化させることが重要で、それが本市の広域的拠点性を高めることにもつながります。

安全安心の確保への取り組み

世界的に自然災害が多発する中で、市民の災害への不安感が高まっており、災害被害を最小限にくい止める防災事業の推進や、消防体制、地域における防災体制の強化が求められます。

また、凶悪犯罪の多発など治安の悪化が懸念される中で、防犯体制の強化も求められますが、これらの防災・防犯体制の強化は、行政だけでなく市民の力の結集によって果たされるもので、市民の参加意識を高めながら体制づくりを進めることが必要です。

一方、循環型社会を目指した環境との共生への取り組みは、ますます重要性を増しています。市民一人ひとりが環境共生意識を持ち生活の中でリサイクル活動などの実践をすること、事業所や地域社会で組織的に環境にやさしい取り組み展開を促進することなど、地域ぐるみの展開が必要です。

また、農業は環境保全の上でも重要な産業ですが、衰退し、食糧生産力が低下しています。食の安全保障が叫ばれる中で、地域の農業を見直す必要性も増しており、市民が農業の意義を学びながら実践し、地産地消の仕組みも構築することで、食の安全・安心の確保につなげることが求められます。

持続可能な自治体制の確立

地方自治体の財政は、今後ますます厳しさを増すことが予想されます。地方交付税や補助金の削減に対し自立できる体力を維持するには、不断の行財政改革によるコスト削減と効果的な施策選択・運営が必須の条件となります。全庁横断的な体制で持続的な自治体制を維持できるよう行動すること、財源の確保にもあらゆる手だてを尽くすことが重要です。

人口減少時代の自治体間競争時代に勝ち残るためには、他とは異なる方策により優位性を発揮する

必要があり、それには柔軟な「知恵」が求められることとなります。行政は、知恵を発揮できる体制に向けた改革、知恵を出せる人材の有効活用などを進める必要があります。

また、行政のスリム化のために、施設運営や事業運営などで民間に委ねられるものは積極的に民間に移し、効率化を図る必要があります。公共施設は、民間企業やNPOなどに運営管理を委ねる指定管理者制度が始動しており、その効果的な活用方法の検討も課題です。

さらに、各地区の多様な行政ニーズを的確に把握し、効果的な施策を効率的に実施するためには、各地区での自治力を向上させ、よりきめ細かい地域運営のために、小回りのきく行政体制への見直し等の検討が求められます。

市民の知恵と力の発揮

市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、協働でまちづくりを進める体制づくりの重要性が増しています。市民の主権者意識を高める啓発等により、市民は自らの地域の問題をまず自ら考え、行動する意識を持ち、行政はそれをサポートするのが本来の役割であるという原則への理解を高めることが重要です。

市民参加意識を高めるには、様々な参加機会を創出・提供し、幅広い層の市民が参加できるよう呼びかけること、参加しやすい内容の工夫などが求められます。

協働のまちづくりには、市民側の推進役となる組織体制が必要ですが、NPO（民間非営利組織）などを含めた市民組織を積極的に育て、その活動支援と行政との連携を健全に進めることが求められます。

また、協働によるまちづくりは、市民への分権の実践につながるものであり、その前提として、日頃から行政と市民間の情報共有化、対話による相互理解に努め、市民組織と行政の間に相互の信頼関係を構築することが重要です。

心を育むまちづくり

物質的な豊かさ感を達成した後の真の豊かさの証として、人々は心のつながりを求めています。これまで展開してきた「笑い、花、童謡」に関する施策は、人情あふれるまちづくりを目指したものであり、さらにその積極的な取り組みを、市民と行政がともに進める必要があります。

少子高齢化が進むと、一人暮らしの高齢者などが増え、相談体制の充実や、市民が互いに見守り合い、助け合う心を育てることが重要で、ボランティア活動などはその意識発揚の場として積極的に育てる必要があります。

また、生活行動範囲が広域化する中でも、下松に生まれ、育ち、住み、働くことへの誇り意識を育て、将来の地域を担う人材を育てるため、郷土を知り、考える教育、学習を子どもだけでなく大人も含めて強めることが求められます。

第2部
後期基本計画の推進テーマと
まちづくり重点プラン

1. 後期基本計画の推進テーマ

下松市新総合計画では、基本構想で「まちづくりのテーマ」を

「星ふるまちの新しい輝きづくり」
より美しく、優しく、たくましく、心豊かに

と掲げています。これは、長期的に下松市及び市民が持っていきべき基本的な行動姿勢を理念として示したものです。

後期基本計画でもこのテーマは普遍的なものとして土台に据えていきますが、その上で、後期基本計画期間5年間のまちづくり施策推進の共通指針を、サブテーマ（後期基本計画の推進テーマ）として次のように設定します。

[後期基本計画の推進テーマ]

「心豊かな人情あふれるまち」を目指して

経済的な成長期を経て、人々は物質的な豊かさを十分に満喫できるようになりましたが、一方では心のつながりによる真の幸福感を求めています。近年は、急速な都市化、市街化などの環境変化に伴う人心の乱れによると思われる社会現象が相次ぎ、今改めて「心」に焦点を当てたまちづくりが必要になっているといえます。

下松市のまちづくりは、美しさ、優しさ、たくましさ、心豊かさの輝きをさらに生み出しながら、その根底に人の心、人情を据えて、真の豊かさ、幸せを実感できるまちを目指します。これまでの施策展開による流れを継承充実させ、思いやりやさしさ、あたたかさなどを育て、人々が助け合い支え合っている社会となるよう、行政、地域社会、学校、家庭、民間事業者など様々な主体がともに連携して、積極的な取り組みを続けていきます。

「心豊かな人情あふれるまち」は、私たちが目指す都市の姿、根源的なイメージであり、美しさ、優しさ、たくましさ、そして心の豊かさのすべてが、あふれる人情に支えられて小粒ではあっても他に真似のできない輝きを見せるまちであることを意味します。

2. まちづくり重点プラン

総合計画は、下松市のまちづくり・市政全般にわたる計画です。後期基本計画では幅広い分野にわたる施策を示しますが、個々の施策の間には様々な関係性があり、すべての施策が完全に独立しているわけではありません。

そこで、時代環境の変化等に応じて、特に力点を置いて実施することによって他の施策にプラスの波及効果、相乗効果を及ぼし、計画全体に対する先導性を発揮できる施策を抽出し、分野にとらわれず独自の視点で戦略として組み立てたものを「まちづくり重点プラン」として掲げます。

この抽出にあたっては、近年のまちづくり・地方行政を取り巻く環境変化として、

- ・少子高齢化と人口減少が本格化する流れの中で心のつながりの重要性が増すこと、
 - ・国・地方の税財政改革(三位一体改革)の進行等とともに財政の制約が増す中で、地域の自立性、持続可能性を維持向上させなければならないこと、
 - ・そのような中で市民の不安をできるだけ解消し、安心して住み続けられる環境をつくるべきこと、
- などを強く意識し、前期基本計画の重点プランとの関係や下松市の現在の課題も考慮しながら、次の6つを後期基本計画の「まちづくり重点プラン」と定めます。

後期基本計画 「まちづくり重点プラン」	重点1： 「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン 重点2： 「安全・安心なまちづくり」プラン 重点3： 「個性ある都市の基礎づくり」プラン 重点4： 「自立・協働のまちづくり」プラン 重点5： 「地域の宝・輝きづくり」プラン 重点6： 「環境共生・快適なまちづくり」プラン
------------------------	--

各重点プランでは、その趣旨に該当する施策を分野別計画から抽出して位置づけます。

2-1. 重点1：「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン

21世紀は心の時代と言われるます。これまで、多くの面で量的拡大を指向してきましたが、全国的に人口の増加も止まり、質的な充実へと価値観を転換させるべき時を迎えています。そこでは、忘れられかけた美しい日本人の心を取り戻すことを基本に据えて、温かい心のきずなを確かなものにするのが、人が支え合って生きる地域社会の精神的基盤となります。「笑い」・「花」・「童謡」は、心の豊かさ、つながりを象徴するもので、下松市はこれを軸に、子どもからお年寄りまでが心の輪を広げながら幸せを実感できるよう、具体的な活動を盛り上げていきます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
笑いあふれるまちづくり活動	(多様な交流の展開)
交流関連のボランティア活動支援	(多様な交流の展開)
花いっぱいのもちづくり	(緑地保全・都市緑化)
緑化活動への市民参加の推進	(緑地保全・都市緑化)
童謡のまちづくり活動	(文化の振興/市民参加と協働)

2-2.重点2：「安全・安心なまちづくり」プラン

私たちは、不安のない、安心して生活できる地域社会を強く求めています。しかし近年は、犯罪の多発や凶悪化、自然災害など、生活の安全・安心を脅かす例が増えています。そこで、市民が安全で安心して明るく生活することができる地域社会の実現を目指し、人材育成や自主防犯活動の支援、防災対策など、市民生活の安全安心環境を向上させるための施策を積極的に推進するとともに、高齢化が進む中での生活の安心を確保するための福祉の充実などに力を注ぎます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
犯罪防止の組織的活動の展開	(防犯・交通安全対策の充実)
消防本部体制の強化充実	(消防・防災体制の充実)
地域防災計画の周知と充実	(消防・防災体制の充実)
2級河川の改修促進	(治水・治山対策)
サービス供給量の確保と質の向上	(高齢者の保健・医療・福祉と介護保険)
地域支援事業と新予防給付	(高齢者の保健・医療・福祉と介護保険)
在宅サービスの充実	(障害者福祉)

2-3.重点3：「個性ある都市の基礎づくり」プラン

都市をめぐる環境は日々変わっていますが、それに対応して市民生活の安全性、快適性、便利さ等を維持、向上させるために、都市の骨格となる基盤の充実を進めることが重要です。ただし、都市基盤整備においても、量的拡大より質的充実が求められる時代には、ここに住むことが誇りに思えるような個性ある都市の姿を創り出す努力が必要で、魅力ある中心市街地の再生や秩序ある市街地空間の形成、教育やレクリエーション空間の提供、自然や農とのふれあいの場づくりなど、下松の地域性を生かした独自の発想での取り組みを続けます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
都市マスタープランの見直し	(土地利用の誘導)
下松駅南地区の魅力ある市街地づくり	(市街地整備)
中部土地区画整理事業の推進	(市街地整備)
下松スポーツ公園の拡張整備	(公園の整備と管理)
学校施設の整備充実	(小・中学校教育環境の充実)
農業公園の検討・整備	(農業の振興)

2-4.重点4「自立・協働のまちづくり」プラン

まちづくりは行政の力だけで進めるものではありません。主役は市民であり、市民が自らの発意に基づいて行動し、行政がそれを支えるという方向を目指すべきであり、市民と行政の「協働」の体制を強める必要があります。そのために、地域社会でのコミュニティーの組織力、活動力の向上を進めるとともに、市民の参加を拡大する方策を重視し、その前提となる市民への的確な情報提供、行政運営の効率化などに積極的に取り組みます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
多様なコミュニティー組織活動の促進	(コミュニティーの形成)
公共施設の市民による管理	(市民参加と協働)
広聴・対話行政の効果的推進	(市民参加と協働)
行政運営の改革・改善	(地域経営としての行政運営)
行政評価システムの導入	(地域経営としての行政運営)

2-5.重点5：「地域の宝・輝きづくり」プラン

都市や地域が個性を競い合う時代には、他地域に対して優位性を発揮できる素材を見だし、それをこの地域の宝として磨きをかけ、輝かせながら活用することが重要となります。大正時代から市の経済を支えてきた製造業(ものづくり)の技術蓄積は大きな財産であり、また、美しい自然環境や農林産物、さらには高い意欲を持った人材、固有の文化なども貴重な資源です。これらを活用して地域経済や社会の向上につなげるとともに、新しい宝をつくり育てるための方策を多方面から講じていきます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
新規企業立地の促進	(工業・物流業の振興)
企業間・業種間の交流促進	(工業・物流業の振興)
地産地消の拡大	(農業の振興)
公的観光施設の維持管理	(観光産業の振興)
指導者の育成・確保	(生涯学習の推進)
吹奏楽のまちづくり活動	(文化の振興 / 市民参加と協働)

2-6.重点6：「環境共生・快適なまちづくり」プラン

環境への負荷を軽減し、自然と共生した生活、地域づくりを進めることは、今や地球規模の課題となっています。環境の浄化やリサイクルなど、環境共生への歩みを着実に進めるとともに、ここで生活することにやすらぎや心のうるおいを感じる都市環境の快適さ、美しさに磨きをかける方策を展開していきます。これは、都市の個性づくりにもつながり、特に、誇れる景観づくり、緑の環境づくりに市民と行政が力を合わせて取り組んでいきます。

[該当する施策]

施策名	分野別計画における記載分野
意識啓発と保全活動の促進	(環境の保全)
分別品目・収集方法の拡充	(ごみの収集・処理とリサイクル)
処理区域の拡大	(下水道の整備と管理)
都市景観形成の指針づくり	(都市景観形成)
市民参加による森林保全	(緑地保全・都市緑化 / 自然環境の保護)

まちづくり重点プランを構成する該当施策の一覧

	まちづくり重点プラン該当施策	該当分野	重点プラン名
より美しく	都市マスタープランの見直し	(土地利用の誘導)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
	下松駅南地区の魅力ある市街地づくり	(市街地整備)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
	中部土地区画整理事業の推進	(市街地整備)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
	市民参加による森林保全	(緑地保全・都市緑化)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン
	緑化活動への市民参加の推進	(緑地保全・都市緑化)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
	花いっぱいのまちづくり	(緑地保全・都市緑化)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
	都市景観形成の指針づくり	(都市景観形成)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン
	下松スポーツ公園の拡張整備	(公園の整備と管理)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
処理区域の拡大	(下水道の整備と管理)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン	
より優しく	分別品目・収集方法の拡充	(ごみの収集・処理とリサイクル)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン
	意識啓発と保全活動の促進	(環境の保全)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン
	市民参加による森林保全	(自然環境の保護)	「環境共生・快適なまちづくり」プラン
	サービス供給量の確保と質の向上	(高齢者の保健・医療・福祉と介護保険)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	地域支援事業と新予防給付	(高齢者の保健・医療・福祉と介護保険)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	在宅サービスの充実	(障害者福祉)	「安全・安心なまちづくり」プラン
よりたくましく	消防本部体制の強化充実	(消防・防災体制の充実)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	地域防災計画の周知と充実	(消防・防災体制の充実)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	犯罪防止の組織的活動の展開	(防犯・交通安全対策の充実)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	2級河川の改修促進	(治水・治山対策)	「安全・安心なまちづくり」プラン
	農業公園の検討・整備	(農業の振興)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
	地産地消の拡大	(農業の振興)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
	新規企業立地の促進	(工業・物流業の振興)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
	企業間・業種間の交流促進	(工業・物流業の振興)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
公的観光施設の維持管理	(観光産業の振興)	「地域の宝・輝きづくり」プラン	
より心豊かに	学校施設の整備充実	(小・中学校教育環境の充実)	「個性ある都市の基礎づくり」プラン
	指導者の育成・確保	(生涯学習の推進)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
	吹奏楽のまちづくり活動	(文化の振興)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
	童謡のまちづくり活動	(文化の振興)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
	笑いあふれるまちづくり活動	(多様な交流の展開)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
	交流関連のボランティア活動支援	(多様な交流の展開)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
まちづくりのしくみ	公共施設の市民による管理	(市民参加と協働)	「自立・協働のまちづくり」プラン
	吹奏楽のまちづくり活動	(市民参加と協働)	「地域の宝・輝きづくり」プラン
	童謡のまちづくり活動	(市民参加と協働)	「笑い・花・童謡のまちづくり」プラン
	広聴・対話行政の効果的推進	(市民参加と協働)	「自立・協働のまちづくり」プラン
	多様なコミュニティー組織活動の促進	(コミュニティーの形成)	「自立・協働のまちづくり」プラン
	行政運営の改革・改善	(地域経営としての行政運営)	「自立・協働のまちづくり」プラン
	行政評価システムの導入	(地域経営としての行政運営)	「自立・協働のまちづくり」プラン

第3部

分野別計画

1. より美しく

1-1. 秩序ある都市の姿づくり

1-1-1. 土地利用の誘導

【現況と課題】

下松市総面積の約6割、約5,400haは森林で、里山、環境保全林から林業生産活動の場となる人工林帯と広葉樹による天然林帯まで幅広く分布しています。

農用地は、農業振興地域の整備に関する法律により、農用地区域の指定など無秩序な開発防止の規制を講じているほか、山林も地域森林計画によって保全の方向を示しています。しかし、特に末武、花岡地域を中心に、土地の売買を伴う農地の宅地への転用、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が目立ち、農用地面積は減少の傾向にあります。荒廃抑制のための計画の見直しと的確な運用による保全の徹底が必要です。

都市的土地利用のうち、臨海部は工業用地で大半が占められていますが、その他の平地部は住宅地が広く分布し、その中で、商業系土地利用が、下松駅周辺から末武地区、さらには花岡、久保方面に拡散を続けています。

米川地域の一部を除く6,625haを都市計画区域とし、うち1,827haを市街化区域、残り4,798haを市街化調整区域として、各種の規制・誘導を通じた計画的な土地利用と都市形成を目指しています。近年も西市沖や山田地区などで市街化区域を拡大していますが、なお幹線道路沿道などで市街化区域編入や逆線引きの要望もあり、その取り扱いや法改正への対応も含めた規制・誘導のあり方を検討する必要があります。

「下松市都市マスタープラン」により長期的な都市形成の方針を示していますが、平成16年3月に策定された山口県の都市計画マスタープランとの整合や時代環境への適合などを考慮し、望ましい都市像の実現を目指した見直しの必要があります。

市街地内には土地の有効利用が予定されていない遊休地が散在しており、一部は住宅地、商業施設などに転用開発されていますが、秩序ある活用の誘導が課題です。

笠戸島・米川地区は、市街化調整区域や国立公園、農業振興地域整備計画等の規制による土地利用上の制約がありますが、人口の減少や高齢化の中で振興発展、活性化を図るため、自然や農業環境の保全と調和のとれた環境整備などに向けた制度のあり方を検討する必要があります。

また、米泉湖東側山間には残土埋立地があり、埋立完了後の活用方法も課題です。

(図表1) 民有地地目別面積

区 分	実 数 (a)					
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成15年	平成16年
総 数	482,970	479,522	475,114	472,081	469,597	469,317
田	78,984	71,990	66,590	62,745	58,215	57,665
畑	20,984	20,680	19,961	19,673	19,160	18,952
宅 地	84,710	86,643	94,435	96,709	98,988	99,287
池 沼	535	535	523	802	802	802
山 林	248,410	246,578	241,423	240,621	238,362	238,203
原 野	32,465	32,288	31,336	30,946	30,642	30,860
そ の 他	16,882	20,808	20,846	20,585	23,428	23,548
区 分	構 成 比 (%)					
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成10年	平成15年	平成16年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
田	16.4	15.0	14.0	13.3	12.4	12.3
畑	4.3	4.3	4.2	4.2	4.1	4.0
宅 地	17.5	18.1	19.9	20.5	21.1	21.2
池 沼	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
山 林	51.4	51.4	50.8	51.0	50.8	50.8
原 野	6.7	6.7	6.6	6.6	6.5	6.6
そ の 他	3.5	4.3	4.4	4.4	5.0	5.0

注) 各年1月1日現在
公有地を除く面積である。

資料: 税務課

(図表2) 用途別農地転用面積の推移

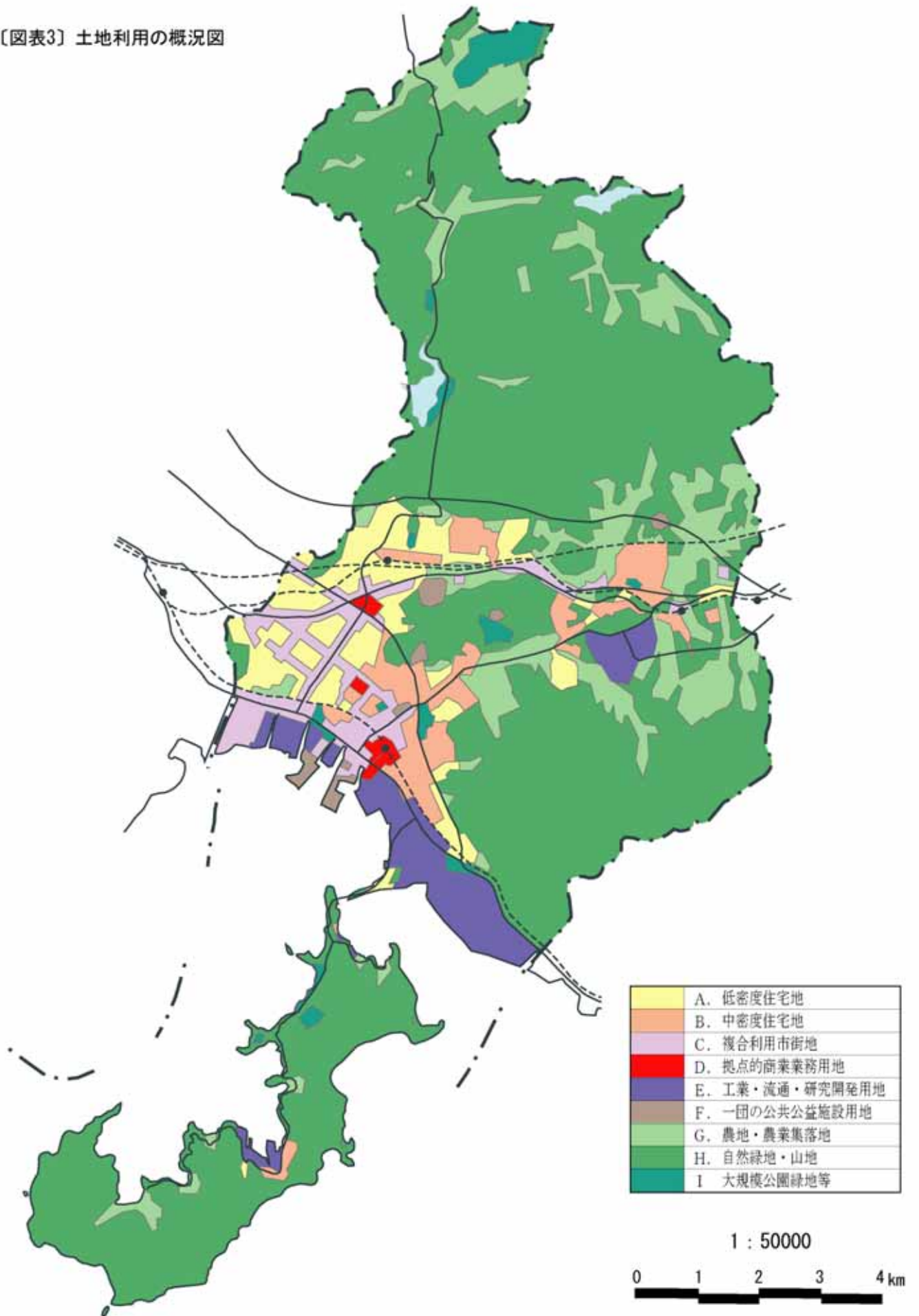
(単位: 件・千 m^2)

年 次	件 数 (件)	面 積 (千 m^2)	用途別						
			住宅用	工業用	学校用	公園用	道路用	その他	植 林
平成12年	175	89.6	36.0	1.3	-	-	0.6	51.7	-
平成13年	167	105.6	30.6	-	-	-	13.3	61.8	-
平成14年	125	63.0	25.4	-	-	-	4.1	25.9	7.6
平成15年	138	64.6	53.8	-	-	-	0.9	8.4	1.5
平成16年	165	150.1	85.1	34.0	-	5.1	1.5	24.4	-

注) 各年12月31日現在 / 現況確認を含む。

資料: 農業委員会

〔図表3〕 土地利用の概況図



【計画の組み立て】

土地利用の誘導	土地利用の計画性の確保	都市計画法の的確な運用 都市マスタープランの見直し 農地・山林における計画的土地利用 誘導
	遊休地の有効活用	
	笠戸島・米川地区の振興 に向けた土地利用	笠戸島地区の振興に向けた土地利用 米川地区の振興に向けた土地利用
	地籍調査の実施	

【計 画】

(1)土地利用の計画性の確保

都市計画法の的確な運用

適正な土地利用を促進するため、都市計画法の趣旨に沿って本市の特性に応じた的確な運用を図り、関係法令に基づく規制誘導措置を厳正に講じます。また、山口県や周辺市との都市計画の整合の確保、計画内容やその運用の調整、今後の法改正への的確な対応に努めます。

都市マスタープランの見直し

「下松市都市マスタープラン」は、県計画等との整合、都市づくりの課題変化に対応した見直しを行い、秩序ある都市形成の指針としていきます。

農地・山林における計画的土地利用誘導

農業振興地域整備計画における農用地域等の的確な見直しを行い、優良な農用地の保全と荒廃防止に努めるとともに、山林も、水資源涵養や大気浄化等、多面的機能を重視した計画的な保全管理と多様な活用に努めます。

(2)遊休地の有効活用

事業所・社宅跡地等の遊休地は、市街地の秩序維持と地域活性化への貢献に配慮し、地区計画など土地利用に関する事業制度の適用も含め、有効活用の促進を図ります。

(3)笠戸島・米川地区の振興に向けた土地利用

笠戸島地区の振興に向けた土地利用

笠戸島の自然環境を保全しつつ、観光を中心とした産業の振興、生活・コミュニティー環境の向上に必要な機能の効率的な配置、整備を図るため、国立公園等の法的制約を踏まえ、地区振興の基本方向、土地利用方針の明確化と合わせた都市計画上の扱いに関する検討を進めます。

米川地区の振興に向けた土地利用

米川地区の豊かな山林や農地の保全と、生活環境及び定住条件の向上、活性化を調和させる土地利用規制誘導方策のあり方を検討します。

また、残土埋立地の有効利用について、地区の振興を前提に検討します。

(4)地籍調査の実施

地籍調査の計画的推進と、調査データの適正な管理を図り、市民の財産の保全、土地に関する争いの防止、また、登記や税務、土木等、土地行政の効率化につなげます。

1-1-2. 市街地整備

【現況と課題】

末武、花岡、久保地区での商業施設増加や人口の拡散などにより、市街地の様相は引き続き変貌を続けています。都市マスタープランの理念に沿い、秩序ある市街地形成に向けた整備誘導の方策をきめ細かく講じていく必要があります。

市街化区域内には建築物の用途制限を規定する用途地域を指定していますが、目指す都市構造の形成を効果的に誘導するための的確な運用や指定の見直しも必要です。

下松駅南地区の整備や中部土地区画整理事業等により、下松市の顔となるシンボルゾーンの形成が進みつつありますが、さらに人が集まり回遊性が向上する魅力づくりに努める必要があります。

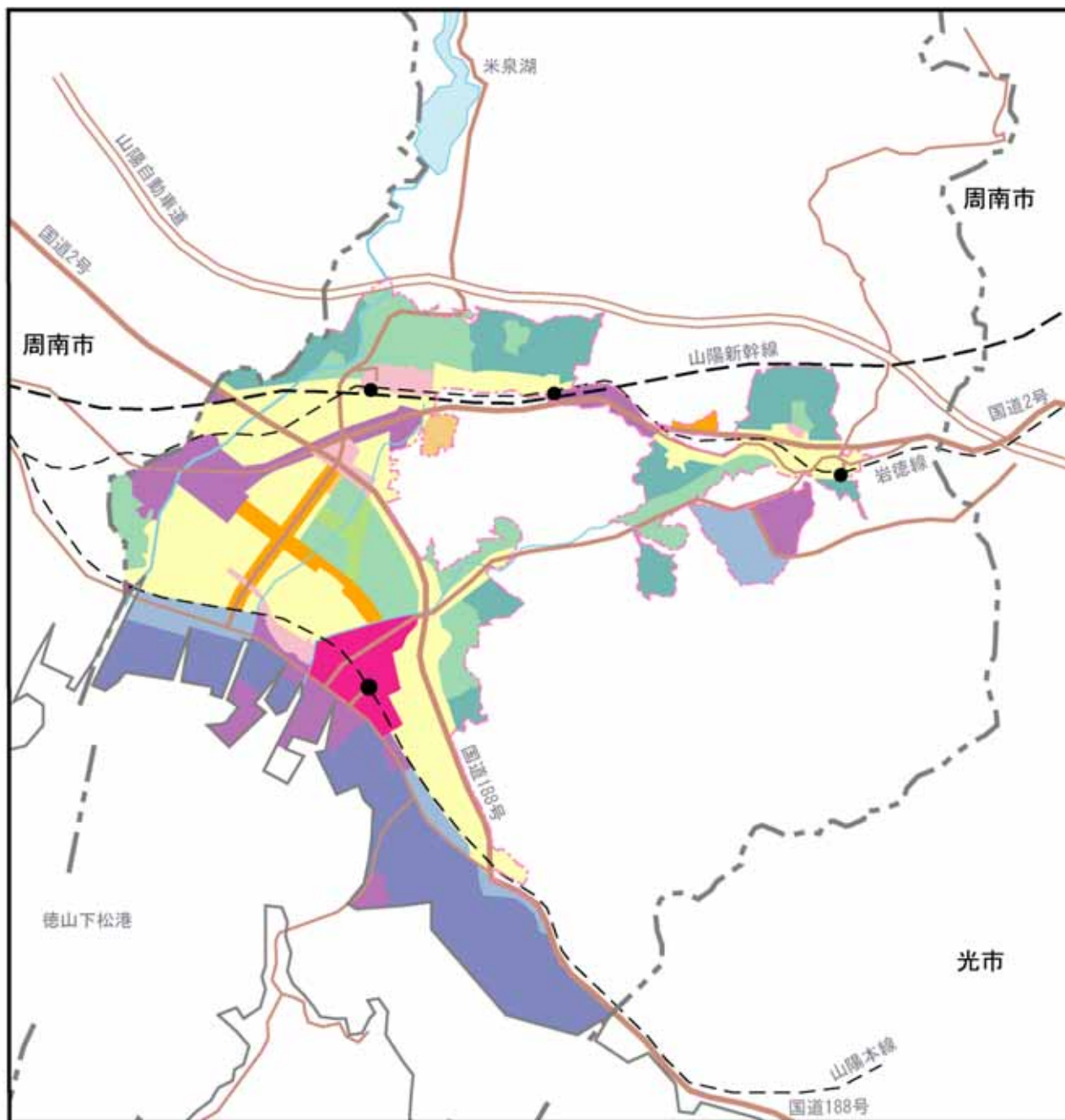
下松駅南地区では、昭和 63 年に策定した都市活力再生拠点整備事業（リジューム計画）に基づく地区再開発事業が平成 15 年度に完了し、さらに下松駅前第 1 地区第一種市街地再開発事業が進行しています。また、商店街や自治会を中心に NPO 下松駅前まちづくりセンターが発足し、魅力あるまちづくりへの活動を続けています。下松駅北地区でも、一層の魅力向上への環境整備が必要です。

良好な市街地形成を目指し、中部土地区画整理事業が進展しています。一方、豊井土地区画整理事業は、事業の進展に向け権利者の合意形成に努める必要があります。

末武、花岡地区等では、市街化の進展に対し幹線以外の道路整備の遅れ等により、健全な土地利用が阻害される部分も見られます。各地区の実情に応じて面的に利用度を高める手法の検討やその適用誘導が求められます。

住居表示の整備は、平成 15 年度の南花岡地区、星が丘地区での実施に続き、平成 18 年度に藤光・東光寺地区を実施し、花岡地区は引き続き実施に向け取り組んでいます。また、その他の地区でも十分な住民の理解の上に立った整備が必要です。

[図表 1] 都市計画用途地域図



[凡例]			
	第一種低層住居専用地域		準住居地域
	第一種中高層住居専用地域		近隣商業地域
	第二種中高層住居専用地域		商業地域
	第一種住居地域		準工業地域
	第二種住居地域		工業地域
			工業専用地域

[图表 2] 下松駅前第 1 地区第一種市街地再開発事業完成予想図



[图表 3] 中部土地区画整理事業完成予想図



【計画の組み立て】

市街地整備	計画的規制・誘導	市街化区域、用途地域の見直しの確な規制・誘導方策の検討
	シンボルゾーンの形成推進	下松駅南地区の魅力ある市街地づくり 下松駅北地区の環境整備 下松タウンセンター周辺地区の適正な市街化誘導 中部土地区画整理事業の推進 港湾背後地の有効利用 下松公園の充実検討
	郊外部での良好な市街地形成誘導	末武地区等の市街化適正誘導 地区拠点核の機能整備 豊井土地区画整理事業の推進
	住居表示の推進	

【計 画】

(1) 計画的規制・誘導

市街化区域、用途地域の見直し

秩序ある都市環境・市街地の形成を図るため、都市計画法や都市マスタープランに基づき、都市計画区域、市街化区域の範囲や用途地域の適正な見直しを行います。開発と保全の調和に配慮し、市街化区域の拡大には慎重を期して必要最小限にとどめます。

的確な規制・誘導方策の検討

都市環境の悪化を防ぎ計画的な市街地形成を図るため、地区計画など地区の特性に見合う規制・誘導手法を検討し、その導入に努めるとともに、開発行為の適切な指導を行います。

(2) シンボルゾーンの形成推進

下松駅南地区の魅力ある市街地づくり

下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業を推進するとともに、西本通線沿道における地区再開発事業の成果を生かした一層の魅力づくりのため、地元組織とともにまちづくりの様々な手法の検討を行い、活性化を目指します。

下松駅北地区の環境整備

下松駅北地区について、都市の拠点としての各種機能充実、環境の向上のための方策の検討を続けます。

下松タウンセンター周辺地区の適正な市街化誘導

下松タウンセンター周辺地区では、商業、文化、居住、うるおいなどの機能集積を導けるよう、都市計画上の規制誘導策の検討などを行い、魅力ある都市空間形成、集客力の維持向上を目指します。

中部土地区画整理事業の推進

中部土地区画整理事業の計画的推進により、良好な市街地形成、魅力ある新しいまちづくりのための基盤を整えます。

港湾背後地の有効利用

第2 公共埠頭周辺では、埠頭公園を中心に魅力ある臨海空間の形成を目指し、その整備の可能性を関係機関とともに調査研究していきます。

下松公園の充実検討

下松公園については、利用需要等に関する情勢変化に合わせた整備計画の見直しを検討します。

(3) 郊外部での良好な市街地形成誘導

末武地区等の市街化適正誘導

住宅や商業施設の立地等が盛んな末武地区等では、その適正な誘導による秩序ある市街地形成のため、地区計画等をはじめとする適切な整備手法の適用を検討します。

地区拠点核の機能整備

花岡、生野屋、久保地区では、商業機能等の健全な集積を誘導し、個性ある地区拠点核の機能形成を促進します。

豊井土地区画整理事業の推進

豊井土地区画整理事業については、権利者の合意形成に努めながら、事業の進展を目指します。

(4) 住居表示の推進

住居表示については、市街地内全般の実施を目指した推進を図ります。

1-2. 都市のうるおいづくり

1-2-1. 緑地保全・都市緑化

【現況と課題】

本市では、平成 10 年に「下松市緑の基本計画」を策定しており、その中で、緑に親しみ、育てる仕組みや体制づくりを基礎に据え、骨格的な緑空間の保全・活用、公園・緑地空間の形成、総合的な都市緑化や景観形成の方針を定めています。また、米川から北山周辺、茶白山を経て笠戸島に至るラインを都市を特徴づける「緑の骨格軸」と位置づけています。

森林の健全な育成のため、間伐や枝打ち、除伐などを毎年実施していますが、林業労働力の減少もあって遅れがちであり、荒廃化が懸念されます。利用期（木材として活用する時期）を迎えている人工林も、所有者の高齢化や木材価格の低迷などにより活用されず、長期間放置された森林が拡大しています。

山林の荒廃は災害の危険をもたらし、海の荒廃にもつながることから、林業者だけでなく、市街地住民や漁業者も積極的に保全活動にかかわる仕組みを作る必要もあります。市内では、森林の維持管理、活用を行うボランティア組織が一部で育っており、今後の拡大が期待されます。

森林は多面的な機能を持つもので、経済性の追求だけでない市民にも開かれた多様な森づくりが必要です。小・中学校に野外活動、地域住民とのふれあいの場として、市有林の一部を学校林として貸し付けており、今後も森林の持つ多面的機能を考える場としての一層の活用が望まれます。

市中央部に位置し、「平成の森」と位置づけた北山一帯は、下松スポーツ公園や恋路墓地、清掃工場（恋路クリーンセンター）、ふくしの里などを整備してきましたが、市街地に身近な緑の空間として、今後も確実な保全の方策を確立するとともに、的確な利用整備を図ることが必要です。

笠戸島の市有林の一部では、国土保全と保健休養の目的をあわせ持った「生活環境保全林」の整備を行っています。今後もこうした森づくりを通じて、市民の森林保全への関心を高める必要があります。

市民が森林に親しむ場として整備した米泉湖ハイキングコースは、その適切な管理が必要であるとともに、このような場の拡大の検討も求められます。

くだまつ花と緑の祭典やコスモスまつり、ポピーまつり、市民植樹祭でのしだれ桜の植樹、自治会花壇づくりなどを通じて、市民の緑化意識が高まっています。また、緑化条例や地域緑化協定などを定め、街路や公共施設等市街地の緑化に努めてきました。今後も、市と市民が協力して緑をふやす努力を続ける必要があります。

【計画の組み立て】

緑地保全・都市緑化	森林の保全管理と活用	計画的な森林環境の維持・保全 市民に開かれた森づくり 森林保全方策の検討 市民参加による森林保全 生活環境保全林の適正管理 学校林の有効活用
	緑を育てる仕組み・体制づくり	緑の普及・啓発 緑化活動への市民参加の推進 緑化推進体制の充実
	市街地の緑化	協定緑化の充実 公共空間の緑化
	花いっぱいのもちづくり	

【計 画】

(1) 森林の保全管理と活用

計画的な森林環境の維持・保全

木材生産のほか、防災、水源涵養、大気浄化など多くの機能を持つ森林は、市民の生活環境に配慮しつつ貴重な自然環境の維持・保全がなされるよう、広葉樹の植林増進も含めた管理や活用のための整備を、各地域に合った方法で計画的に進めます。

市民に開かれた森づくり

市内の山林のうち、特に水土保全と共生林で構成する米泉湖周辺や観光レクリエーション施設もある笠戸島などでは、ふれあいの場として利用しやすい市民に開かれた森林整備を推進します。

森林保全方策の検討

長期間放置された民有林は、「森林づくり県民税」の有効活用により整備を図り、竹繁茂防止対策も森林所有者の理解を得て強力に推進します。さらに、都市緑地法による緑地保全地域の適用や緑地保全条例の制定等、保全管理の方策を検討します。

市民参加による森林保全

森林ボランティアの組織化、育成、グループ間のネットワーク化を積極的に進めるとともに、それらの力の活用により、森林の公益機能を発揮できる針葉樹と広葉樹の混交林への転換、竹林整備等を進めます。

生活環境保全林の適正管理

笠戸高山生活環境保全林は、防災機能と保健機能の強化のため適正な管理に努めます。また、林間の遊歩道は、下刈り等の保育事業により、安全、快適な環境の維持管理を図ります。

学校林の有効活用

情操教育と野外学習の場として小・中学校に貸し付けている学校林の一層の活用を図り、児童・生徒の森林を慈しむ心を育てます。

(2) 緑を育てる仕組み・体制づくり

緑の普及・啓発

緑化条例の適切な運用やイベント開催などにより、市内全般にわたる緑化活動を推進するほか、市の木（ヤマモモ）、市民の花（サルビア）の普及、花いっぱい運動、公園の利用促進等を通じて、緑化意識の啓発を進めます。

緑化活動への市民参加の推進

市民の自主的な緑化気運を醸成し、市民参加による緑化推進を図るため、緑に関する民間団体の活動の促進や住宅における生け垣設置、民間事業所内等の緑化奨励などに努めます。

緑化推進体制の充実

緑を育てる拠点として緑化センターを十分に活用するとともに、全市的な緑化推進のため、緑化推進連絡会議などの横断的な連携体制の充実に努めます。

(3) 市街地の緑化

協定緑化の充実

締結済みの工場緑化協定の遵守、充実とともに、緑地協定など緑地保全を対象とした新たな協定締結による緑の空間確保についても検討します。

公共空間の緑化

道路や公園、河川空間、公共施設敷地内等、公共空間での緑化を推進し、密度の高い緑のネットワーク形成を図ります。

(4) 花いっぱいのまちづくり

公共施設等で花を楽しむ空間づくりや維持管理を進めるとともに、市民によるしだれ桜の植樹やカサブランカの一鉢運動、コスモスまつりなど花に関するイベント等の充実、市民参加による花づくりの会やグループの組織化促進などにより、温もりとふれあい生まれる花いっぱいのまちづくりを推進します。

1-2-2. 都市景観形成

【現況と課題】

都市の景観については、これまで客観的な規制などの基準がなかったため、景観の悪化を多く招いてきましたが、平成16年に景観法が制定され、良好な景観づくりへの法的な枠組みが整えられました。「下松市都市マスタープラン」では、「美しく、心に優しい都市づくり」を目標とする景観形成方針を示していますが、さらに景観法の活用、条例制定なども含めた方策の具体化により、景観形成を進める必要があります。

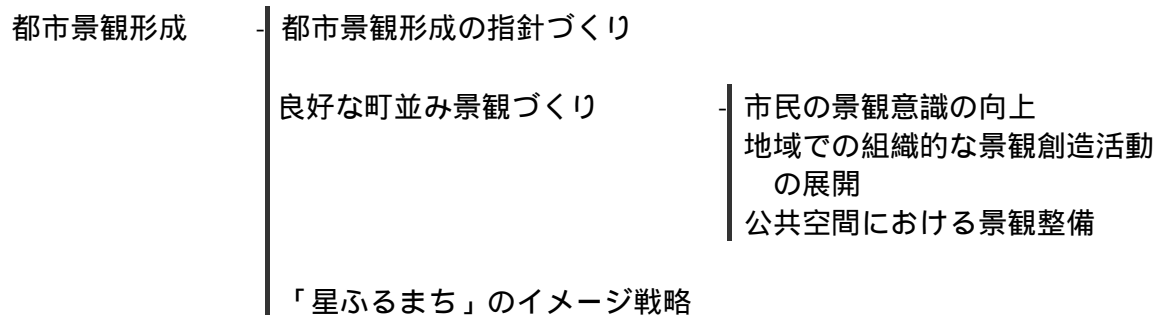
景観の向上には、市民、民間事業者、行政がそれぞれ役割を果たすことが求められ、市民は個々の建築行為などにおいても、周囲の町並みとの調和などを意識する必要があります。

公共施設の整備においても、建物デザインや色彩等への配慮がより強く求められるようになり、良好な都市景観形成を先導するよう、デザインや色彩等の配慮を強める必要があります。

地区計画や建築協定など、一定の範囲で統一感のある町並み形成を目指す手法があります。それらの活用も含め、全市的に普遍的な理念をもって指導や誘導に取り組める景観行政の体制をつくる必要があります。

市では、「星ふるまち」のイメージを都市施設整備に様々な形で取り入れています。都市景観上の個性を創出するため、さらなる工夫による拡充が求められます。また、「星ふるまち」の個性を一層定着させ、外に発信する方策について、市民とともに議論を深めることも必要です。

【計画の組み立て】



【計画】

(1) 都市景観形成の指針づくり

美しく個性ある都市の形成を目指して、良好な都市景観づくりの総合的な指針を検討します。その中で、市民や民間事業者、行政などに共通な行動ルールとなる景観条例の制定や、景観法活用など景観向上の道筋を明らかにします。

(2) 良好な町並み景観づくり

市民の景観意識の向上

市民や民間事業者の家屋や建物や土地も都市景観の構成要素であり、周囲とのデザイン等の調和への配慮が必要であることの認識を育てる啓発に努めるとともに、景観阻害要素については、適切な指導も検討します。

地域での組織的な景観創造活動の展開

地域の住民が協力し合って景観づくりの実践活動を展開する仕組みとして、地区計画や建築協定、緑化協定の締結、商店等の協調建て替えなど、組織的な景観創造活動の促進に努めるとともに、そのための情報提供を行います。

また、地域における清掃等の美化活動を奨励し、美しさを誇れるまちづくりを進めます。

公共空間における景観整備

道路の緑化や景観整備を進め、市民と行政が協働で管理できる仕組みを整えます。また、公共施設では、デザインや色彩等が周囲の環境と調和するような配慮を強めていきます。特に、シンボルゾーンでは、道路環境整備等を通じて統一的な景観イメージの形成に努めます。

(3) 「星ふるまち」のイメージ戦略

「星ふるまち」のイメージ向上、都市の個性表現に役立てる方法等について検討し、一定の方向づけを行いつつ、各種団体や企業等と連携してそのイメージを高める市民運動を盛り上げ、情報発信に努めます。

1-2-3. うるおい空間・観光拠点の形成

【現況と課題】

河川整備等においては、治水など安全性の確保を前提として、親水性やうるおいを重視した整備が求められています。

港湾についても、市街地の魅力向上と連動した親まれる環境づくりの方法を見出す必要があります。

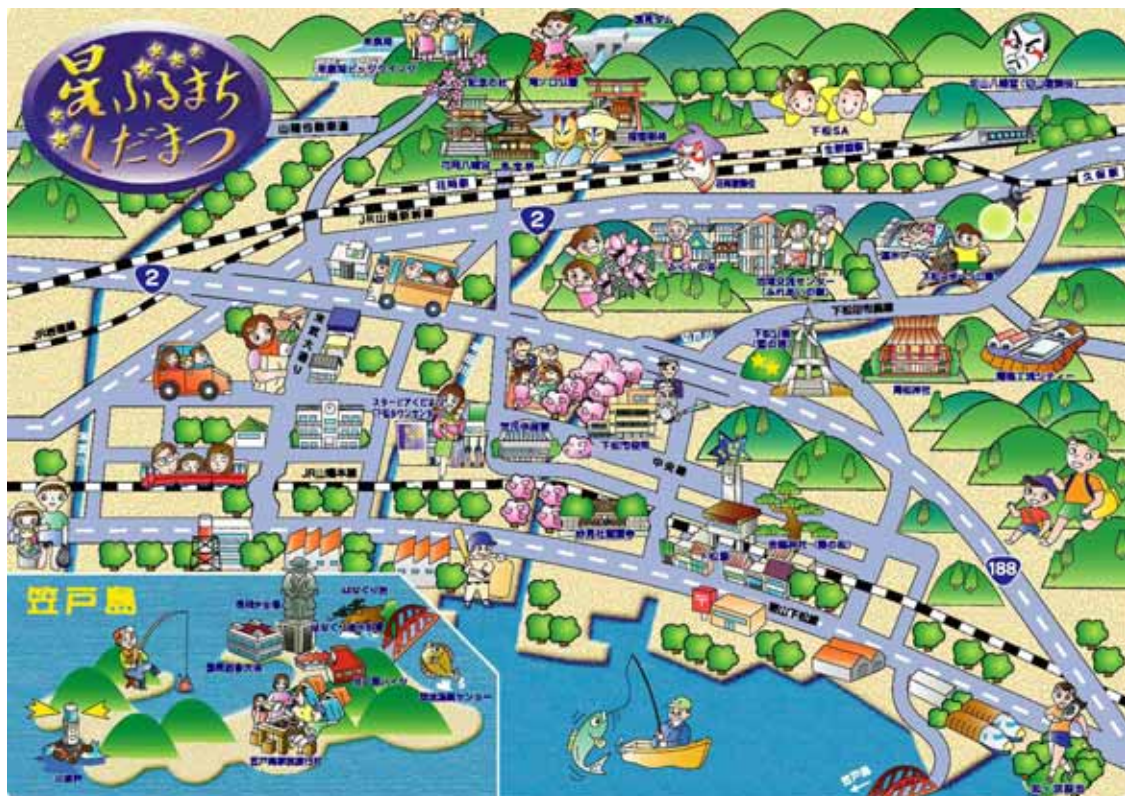
美しい自然景観を持つ笠戸島は、瀬戸内海国立公園に指定され、市内外の人々の観光・行楽の場となっています。コースタルリゾート計画により、はなぐり海水浴場に隣接して親水緑地、海上遊歩道、釣り突堤等の港湾環境整備事業が県によって行われましたが、今後、これらの施設の適切な維持管理が課題となります。

米泉湖周辺では、自然環境を生かし、野外音楽ステージ「米泉湖ビッグウイング」や米泉湖と花岡を結ぶハイキングコースを整備していますが、うるおい・観光拠点としてそれらを有効に活用していく必要があります。

旧山陽道の宿場町で、歴史的遺産も多く残る花岡地区の町並みは、観光的価値を發揮できる可能性があり、道路などの環境整備のほか、町並みの保存、再生、活用に向けた地元住民や商業者の気運を高めることが必要です。

都市のうるおいを増す空間や観光施設の整備、管理には、市民の多様な参加を拡大することが求められ、その主体となる団体等の育成や手法の検討を進める必要があります。

【図表1】観光資源分布図



【計画の組み立て】

うるおい空間・観光拠点 の形成	魅力ある水辺環境づくり	うるおいある河川整備 親しまれる「みなと」づくり の検討
	観光拠点機能の充実	笠戸島のリゾート環境の充実 米泉湖周辺の観光拠点機能整備 花岡の歴史的町並み環境整備
	うるおい空間・観光拠点形成への市民参加	

【計 画】

(1) 魅力ある水辺環境づくり

うるおいある河川整備

河川は、治水を前提とした整備を推進しつつ、利水や環境保全の要素も取り入れ、水に親しめうるおいある環境整備を検討します。

親しまれる「みなと」づくりの検討

公共埠頭背後地の利用PRに努めるとともに、「みなと」を市民が使いやすい身近なものにするための方策等について、検討を続けます。

(2) 観光拠点機能の充実

笠戸島のリゾート環境の充実

本市観光の中核拠点として整備した笠戸島のコースタルリゾートや家族旅行村、国民宿舎大城などについて、管理方法の適正化、効率化を図るとともに、利用者のニーズに応え、集客力を増すための環境の充実に努めます。

米泉湖周辺の観光拠点機能整備

米泉湖周辺における文学碑プロムナードや「米泉湖ビッグウイング」の有効利用などを、花岡米川観光推進委員会（観光協会）をはじめ地元住民の主体的組織の育成を図りつつ検討し、広域的な憩いの場として拠点性の向上を促進します。

花岡の歴史的町並み環境整備

花岡地区で、宿場町の歴史を生かし、周辺の歴史的資源の保存・紹介に努めるとともに、市道西条線の整備を契機に、地元住民の協力を得ながら旧山陽道の町並み整備等、観光的価値を高める方策を検討します。

(3) うるおい空間・観光拠点形成への市民参加

観光施設の整備やその維持管理を市民と行政が協働で行う体制をつくるため、ボランティア団体等の的確な把握と育成に努め、その力を活用する仕組みづくりを図ります。

1-2-4. 公園の整備と管理

【現況と課題】

公園は、環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなどの場としての機能を持つ重要な都市施設です。市街地内では、下松公園や切戸川公園、下松スポーツ公園などを中核的な公園として、近隣公園、街区公園などを都市計画で定めています。また、市街地以外でも、米泉湖公園などが利用されています。

下松スポーツ公園では、温水プール（アクアピアこいじ）や冒険の森の整備に続き、新体育館及び球技場等の整備による一層の機能拡充を予定しています。下松公園は、利用需要の変化等に合わせた整備計画の見直しが必要です。

街区公園など市街地内の身近な公園の整備には、用地確保の困難が伴います。そうした中で、民間開発に伴い薬街区公園を整備したほか、中部土地区画整理区域内に新たな街区公園整備を予定し、また、道路整備の残地活用等による小規模な公園（ポケットパーク）の整備を行い、公園空間の確保に努めています。

「下松市緑の基本計画」では、長期的な公園・緑地の配置方針の中で、下松スポーツ公園と下松公園及び御屋敷山南西側に計画している下松総合公園と「平成の森」を含めた一帯を「くだまつグリーン・コア」（緑の核）として育てる方向を示しています。これに向けた計画的な公園整備の推進が課題です。

市内 16 の街区公園では、清掃や除草などを地元自治会に委ねる地元公園管理業務を行い、コミュニティ意識と環境美化意識の向上に役立っています。今後、このような市民参加による維持管理をより重視することが求められます。

〔図表1〕都市公園の開設状況

(単位: m²)

名称	所在地	種別	面積
金輪公園	北斗町	街区公園	1,065
宮前公園	青柳一丁目	街区公園	3,595
相生公園	相生町	街区公園	2,400
栄町公園	栄町	街区公園	1,613
古川公園	古川町	街区公園	2,306
半上公園	琴平町	街区公園	2,158
西市公園	西市東	街区公園	1,866
旗岡公園	旗岡	街区公園	3,059
上藤光公園	藤光上	街区公園	1,868
香力西公園	潮音町五丁目	街区公園	1,646
上香力公園	瑞穂町三丁目	街区公園	1,563
森金公園	東陽二丁目	街区公園	2,500
草ヶ迫公園	東陽三丁目	街区公園	2,327
平畑公園	東陽一丁目	街区公園	2,149
井手ノ上公園	東陽五丁目	街区公園	3,262
薬園	東光寺南	街区公園	1,700
瀧ノ口公園	東陽六丁目	近隣公園	36,614
下松公園	大字西豊井	近隣公園	43,728
恋ヶ浜緑地公園	下恋ヶ浜	緩衝緑地	50,614
久保緑地公園	東陽四丁目	都市緑地	35,090
下松スポーツ公園	恋路	運動公園	81,000
合 計			282,123

注) 平成18年3月31日現在

資料: 都市計画課

[図表 2] 下松スポーツ公園全体計画図



【計画の組み立て】

公園の整備と管理

市街地内の公園整備

下松スポーツ公園の拡張整備
都市計画公園配置計画の見直し
下松公園の充実検討
街区公園の整備
ポケットパーク等の整備
いこいの森の整備検討

公園・緑地の効果的な
維持管理

地元管理の拡大
効果的維持管理の推進

【計 画】

(1) 市街地内の公園整備

下松スポーツ公園の拡張整備

下松スポーツ公園の拡張の中で、新体育館、球技場の整備を行い、スポーツ需要の増大にこたえとともに、平成 23 年に開催される山口国体に備えます。

都市計画公園配置計画の見直し

「下松市緑の基本計画」の見直しの中で、市街地の状況や開発動向に即した実現性の高い計画となるよう、優先度に配慮しつつ都市計画公園の配置計画を検討します。

下松公園の充実検討

(「1-1-2. 市街地整備」の項に記載)

街区公園の整備

中部土地区画整理事業において、区域内に街区公園を整備します。

ポケットパーク等の整備

小規模な空き地を活用したポケットパークの整備を検討、計画し、公園空間の拡大に努めます。

いこいの森の整備検討

「平成の森」構想の中の「いこいの森」について、北山地区の自然を生かした整備計画の検討を進めます。

(2)公園・緑地の効果的な維持管理

地元管理の拡大

街区公園の地元管理業務の充実など、身近な公園の維持管理への住民参加のあり方を検討します。

効果的維持管理の推進

快適で安全な公園・緑地の環境を守るため、施設の点検や修繕、樹木の手入れや清掃、除草等の維持管理に努めるとともに、より効果的、合理的な維持管理方法も検討します。

1-3. 清潔な生活環境づくり

1-3-1. 環境美化

【現況と課題】

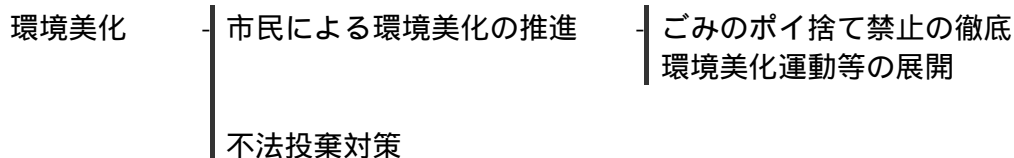
まちの清潔さを保つため、環境衛生推進協議会、川を愛する会、花と緑の会などが、組織的な清掃活動やイベントなど環境美化運動を展開してきました。これら市民の実践活動を一層拡大し、市民一人ひとりの環境美化意識を高めることが必要です。

「下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例」により、市内4カ所の公共施設をポイ捨て禁止モデル地区に指定し、市民と事業者、土地や建物の管理者等と行政が一体となって清掃や点検等を重点的に行ってきました。最近では、ペットのふん害の問題も生じており、それらを含めて条例の趣旨をより徹底することが課題です。

また、街区公園の地元自治会への管理委託と同時にゴミ箱の無設置化を行っているほか、ゴミの不法投棄防止啓発用の看板も設置しています。今後も、ゴミを捨てられない環境づくりを一層進める必要があります。

廃棄物の不法投棄に対しては、山口県が「産業廃棄物監視パトロール」を、下松市が「環境パトロール」を実施しています。平成16年度からは、山口県による県職併任制度に参加し、産業廃棄物の不法投棄にも早期に対応できる体制づくりを行いました。今後も市民や行政による監視活動を強化し、不法投棄の早期発見、未然防止、拡大防止に努める必要があります。

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 市民による環境美化の推進

ごみのポイ捨て禁止の徹底

ごみのポイ捨て禁止モデル地区におけるゴミを捨てにくい環境の維持に努めるとともに、啓発活動を継続し、ペットのふんの放置禁止などについても啓発の対象を広げます。また、自治会や自主活動団体等との連携により、条例に規定する「空き缶等のポイ捨て禁止推進地区」を指定し、市民参加の運動へと展開していきます。

環境美化運動等の展開

地域に根差した市民の環境美化活動の実践拡大を図るため、河川の一斉清掃、空き缶・空き瓶回収活動、各町内での水路の掃除・草刈り、ゴミステーション周辺の環境美化などへの支援を強めるとともに、日常生活の中での自主的な実践を促す意識啓発に努めます。

(2) 不法投棄対策

廃棄物の不法投棄防止のため、適正処理に関する啓発活動を行うとともに、「下松市環境パ

「トロール実施要綱」に基づく地域住民の協力による環境監視員制度の強化により、速やかな解決を図ります。

1-3-2. 下水道の整備と管理

【現況と課題】

公共下水道（污水）は、処理人口普及率が平成16年度末で71.9%に達しています。平成16年度からは、第6次基本実施計画に基づき、末武、花岡地区を中心に、一日も早く汚水処理の未供用地域を解消するため事業を進めています。

整備の重点は、幹線系統の管渠から面的整備に移行しつつありますが、末武地区等では道路が狭く、幹線からの管渠の引き込みに困難を来す場合もあります。

終末処理場や管路施設の老朽化が進んでおり、引き続き調査と計画的な改良、更新を進める必要があります。

下水道整備済み区域では便所の水洗化促進が必要で、工事費の融資あっせんも行っています。市民の協力はおおむね得られていますが、一部に義務期間経過後も未水洗の家屋が残っており、その対応と指導を続ける必要があります。

一部の地域では、雨水と汚水を同一管渠を用いて排除する合流式下水道で整備されています。これは雨天時に未処理の汚水が公共用水域に排出されるため、水質汚濁や公衆衛生上の観点から大きな問題となっており、改善が必要です。

公共下水道の整備以外の生活雑排水の有効な処理方法として浄化槽の普及を図ることとしており、その設置費用の一部助成を行っています。また、水洗便所改造資金の融資あっせん制度を新設しています。長期的な公共下水道の整備計画との整合のもとで、普及促進を続ける必要があります。

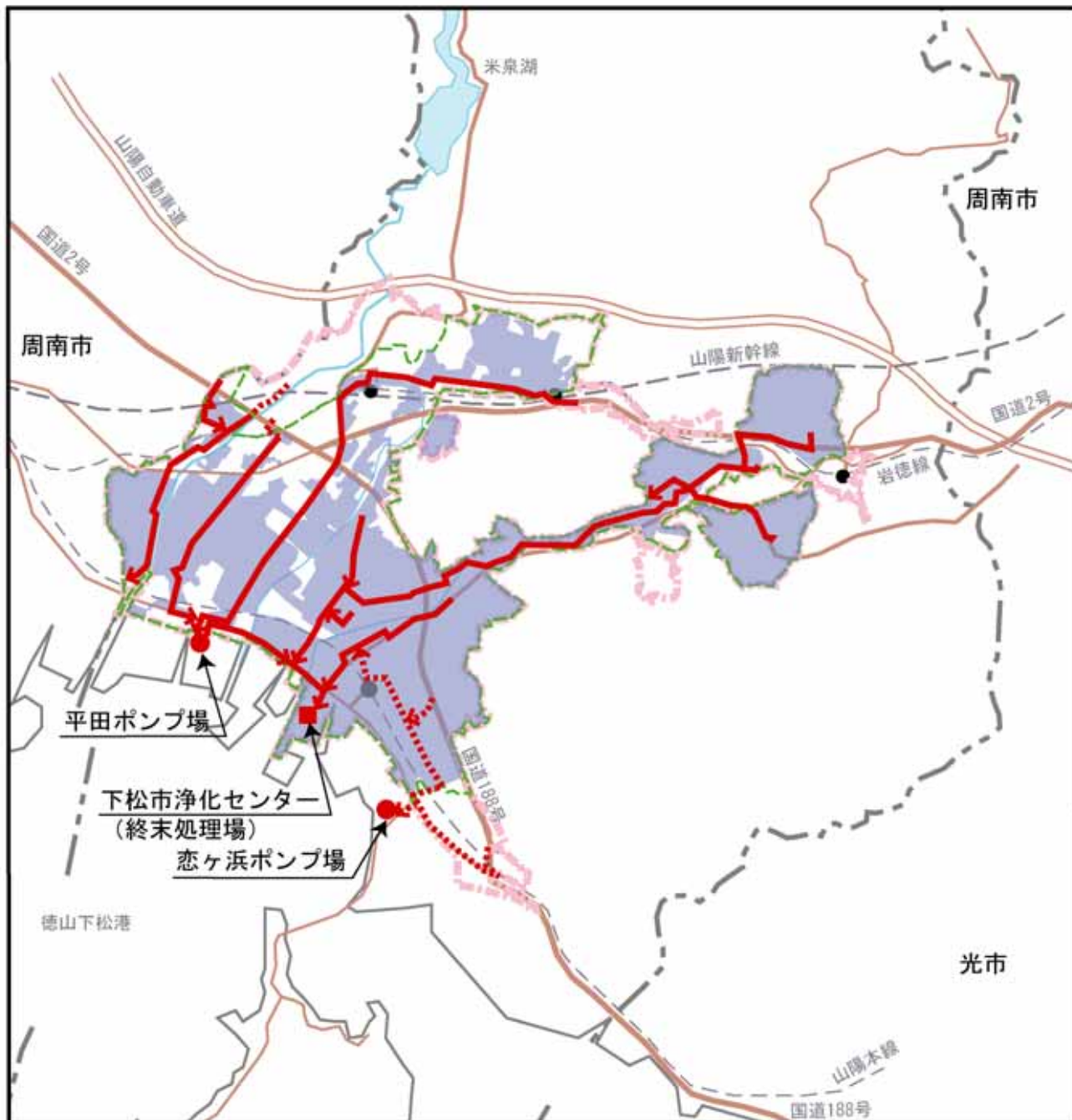
〔図表1〕公共下水道(污水系)整備状況

区分	年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
行政区域内人口 (人)		54,783	54,762	54,796	54,734	54,679	54,903
下水道整備面積 (ha)		734	901	925	938	959	976
処理区域内面積 (ha)		729	900	925	938	959	976
処理区域内人口 (人)		32,700	36,160	37,150	37,894	38,777	39,451
処理区域内戸数 (戸)		12,040	13,450	13,820	14,066	14,420	14,688
水洗化人口 (人)		29,240	34,570	35,610	36,250	37,205	38,675
水洗化戸数 (戸)		10,780	12,805	13,338	13,875	14,257	14,399
有収水量 (千m ³)		3,627	4,265	4,307	4,382	4,385	4,532
人口普及率 (%)		59.7	66.0	67.8	69.2	70.9	71.9
水洗化率 (%)		89.4	95.6	95.9	95.7	95.9	98.0

注)各年度3月31日現在

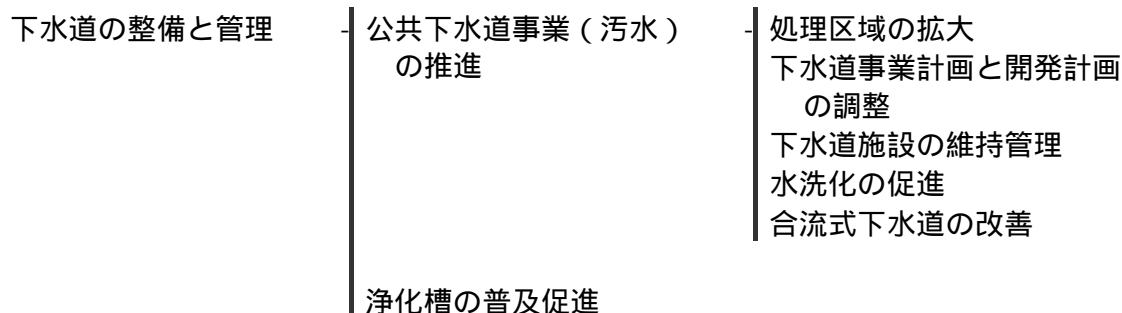
資料:下水道課

[図表 2] 公共下水道（污水系）整備状況図



〔凡例〕			
	計画区域		
	認可区域		
	平成16年度末現在施行済み区域		
	主要幹線(施行済み)		国・県道
	主要幹線(計画)		鉄道・駅

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 公共下水道事業（汚水）の推進

処理区域の拡大

平成 20 年度末の処理人口普及率を 76%にする下水道整備第 6 次基本実施計画及び引き続き策定する次期計画に基づき、末武、花岡地区を中心に、幹線管渠の布設と面整備を推進し、処理区域の拡大を図ります。

下水道事業計画と開発計画の調整

住宅団地など各種の市街地開発計画等に対し、公共下水道事業と整合した排水計画となるよう指導するとともに、基本実施計画区域内では可能な範囲で整備区域の年度間調整を行うなど、効率的な下水道整備に努めます。

下水道施設の維持管理

終末処理場及びポンプ場等の施設の改良、更新等を計画的に行い、新技術の導入、処理方法の検討等も行いつつ、効率的な維持管理を図ります。また、管路施設についても定期的な点検調査、改修等を行い、施設の安全性向上に努めます。

水洗化の促進

公共下水道を供用開始した地域は、排水施設の設置を進め、便所の水洗化促進に努めます。

合流式下水道の改善

雨天時の公共用水域への影響を抑制するため、国、県と協議しながら、合流式下水道の改善対策を検討していきます。

(2) 浄化槽の普及促進

公共下水道事業認可区域以外や、事業認可区域内でも一定の条件を満たす地域については、生活雑排水の有効な処理施設である浄化槽の普及促進を図るため、設置費の一部補助を進めます。

1-3-3. し尿の収集・処理

【現況と課題】

一般家庭のくみ取り式便所から排出されるし尿の業務委託による収集量は、公共下水道の普及に伴い減少が続く一方、浄化槽の普及に伴い、許可収集による浄化槽汚泥の収集量は増加傾向にあります。衛生センターは、し尿と浄化槽汚泥の比率を調整して適正な処理を行うことが重要であり、そのため、浄化槽汚泥の一部を浄化センターに送って処理しています。また、し尿収集量の減少により、収集体制の整理縮小が必要です。

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う衛生センターは、施設の老朽化が目立つ部分もあるほか、浄化槽汚泥の増加への対応、事業効率化のための維持管理体制の見直し、「し尿等」と「下水」の混合処理等の検討も必要であり、また、周辺環境との調和等も含めた施設のあり方の検討も求められます。こうした中で、平成17年度から衛生センターの維持管理業務を完全民営化しています。

〔図表1〕し尿処理状況の推移

(単位:kl)

区分		年度					
		平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
し尿	委託	9,664	7,064	6,686	6,196	6,007	5,854
	事業所	467	568	614	373	339	297
	公共	176	87	60	56	65	86
浄化槽汚泥	一般	3,617	4,513	4,786	4,987	5,311	5,187
	事業所	1,990	2,001	2,054	2,024	2,180	1,891
	公共	86	117	299	126	150	259
衛生センター処理量		16,000	14,350	14,499	13,762	14,052	13,574

注)各年度3月31日現在

資料:下水道課

【計画の組み立て】

し尿の収集・処理		し尿収集の効率的実施		施設・設備の計画的更新整備 長期的な施設のあり方の検討
		衛生センターの維持管理		

【計 画】

(1) し尿収集の効率的実施

浄化槽汚泥の増加とし尿の収集量減少に対応した収集計画の策定とともに、委託収集における効率的な収集体制の確立に努めます。

(2) 衛生センターの維持管理

施設・設備の計画的更新整備

衛生センター施設については、「下松市汚水処理基本計画」を策定し、この計画との整合を取りながら施設、設備の改修・更新整備等を計画的に実施し、施設の効率的な延命を図ります。

長期的な施設のあり方の検討

「下松市汚水処理基本計画」に沿って、「し尿等」と「下水」の混合処理を進めます。また、公共下水道整備に伴い、長期的にし尿が減少し浄化槽汚泥が増加する中で、現施設での対応が困難な場合を想定した対応方法、老朽化する施設の更新方法等を検討します。

1-3-4. 墓地・斎場の整備・管理

【現況と課題】

墓地の需要増加に対応し、平成4年に完成した恋路墓地に続き、平成16年に切山墓苑を完成させました。切山墓苑は、さらに第2期整備を進めるとともに、市民のための墓地として周囲の山地と合わせた公園的な整備を行う必要があります。

その他の市営墓地や納骨堂は、順次補修、改修を行っていますが、年数の経過とともに改修を要する箇所が増加しており、長期的な墓地整備の方向と合わせ、これらの既設墓地のあり方も再検討が必要となります。

周南地区衛生施設組合が運営している御屋敷山斎場は、利用件数が増加傾向にあります。施設の老朽化に対応し、より使いやすくするための整備を行っていますが、今後も適正な維持管理を続ける必要があります。

【図表1】御屋敷山斎場の使用状況の推移

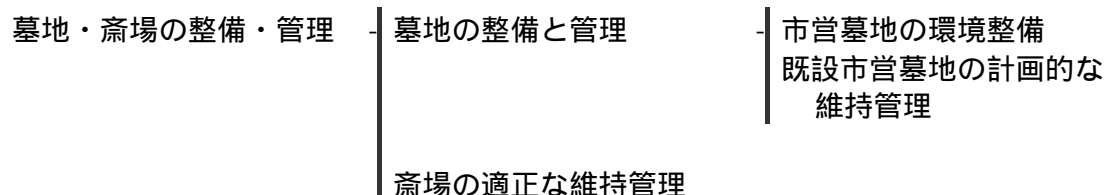
年 度	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
使 用 件 数	1,957	2,079	2,082	2,188	2,125	2,241
うち下松市分	412	492	495	512	500	538

注)各年度3月31日現在

(単位:件)

資料:環境推進課

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 墓地の整備と管理

市営墓地の環境整備

墓地需要の動向に合わせて、切山墓苑の第2期整備を行います。

既設市営墓地の計画的な維持管理

切山墓苑の環境整備を進めるとともに、既設の市営墓地は、緊急を要する箇所から計画的に補修を実施します。なお、維持管理の困難化が予想される墓地は、移転も含めた対応策を検討します。

(2) 斎場の適正な維持管理

御屋敷山斎場は、施設の老朽化に対応して必要な改修を行いながら、適正な維持管理を促進します。

2. より優しく

2-1. 環境にやさしいまちづくり

2-1-1. ごみの収集・処理とリサイクル

【現況と課題】

ごみの収集については、リサイクルを効果的に進めるため、平成 17 年度から小型家電品の収集を開始し、現在 3 種 8 分別の収集としています。分別の悪いごみ等には、イエローカードを貼って取り残すことにより分別の徹底を図っています。また、光市に建設されるリサイクルセンター（不燃物資源化施設）の稼働により、一層の分別の細分化、リサイクルの徹底と拡大を進める必要があります。

資源の集団回収の実施のほか、ごみ減量化、再資源化への意識啓発として市広報の活用、埋立処分場の見学会やクリーンアップ推進員の研修会等を行い、循環型社会の形成を目指しています。自治会推薦により委嘱しているクリーンアップ推進員は、地域でのごみ減量化、資源再利用、ごみ分別の徹底を図るため実践活動に努めており、今後もその活躍が期待されます。

また、廃棄物減量等推進協議会での協議を進め、廃棄物の減量化や再資源化、適正処理に向けた対策と市民意識の啓発をさらに進めていく必要があります。

平成 8 年度に策定した廃棄物処理基本計画は、周南東部環境施設組合が計画中のリサイクルセンターの建設にあわせて、その見直しが必要となります。

恋路クリーンセンターは、下松市、周南市及び光市で構成する周南地区衛生施設組合が運営する可燃ごみの焼却施設で、ダイオキシン類等有害物質への対策や地域との共生のための周辺環境整備は十分になされています。

光市内にある不燃ごみの最終処分場は、下松市及び光市で構成する周南東部環境施設組合で運営されています。満杯が予測される第 2 期埋立処分場に続く第 3 期埋立処分場、及びリサイクルセンターの建設計画が、平成 19 年度末の完成を目指して進められています。

（図表 1）ごみ収集量の推移

（単位：トン）

区分		年度					
		平成 7 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
可燃ごみ	直 営	9,175	10,244	10,381	10,194	10,463	10,605
	一般持込	7,020	8,757	9,455	9,010	9,672	9,851
	計	16,195	19,001	19,836	19,204	20,135	20,456
不燃ごみ	直 営	4,046	3,050	2,931	2,949	2,793	2,949
	一般持込	686	1,037	960	951	972	1,058
	計	4,732	4,087	3,891	3,900	3,765	4,007

注) 各年度 3 月 31 日現在
委託分は直営に含む。

資料: 環境推進課

【計画の組み立て】

ごみの収集・処理と リサイクル	ごみ問題への取り組み体制 の強化	廃棄物処理基本計画の見直し 組織体制の充実
	ごみ収集の一層の改善	分別収集の徹底 分別品目・収集方法の拡充 収集車両の改善
	減量化・再資源化の意識啓発	
	ごみ処理施設の適切な運営管理	恋路クリーンセンター の効率的運営管理 最終処分場の整備と適正な運用

【計 画】

(1)ごみ問題への取り組み体制の強化

廃棄物処理基本計画の見直し

一般廃棄物処理基本計画について、循環型社会の形成に向け、ごみの減量化やリサイクルをより強化するため、見直しを行います。

組織体制の充実

廃棄物の減量化及び資源化の推進、適正処理について、廃棄物減量等推進審議会での調査、審議を進め、その結果を施策に反映させていきます。また、クリーンアップ推進員による地域への指導活動を通じた廃棄物減量化や資源化に関する提言を積極的に取り入れます。

(2)ごみ収集の一層の改善

分別収集の徹底

ごみの分別収集について、自治会への説明会などのほか、クリーンアップ推進員の協力により、地域住民にごみの出し方やごみステーションの美化・清潔の保持について指導、助言を行い、市民意識の高揚に努めます。

分別品目・収集方法の拡充

周南東部環境施設組合のリサイクルセンター整備に合わせ、容器包装リサイクル法による分別収集品目（プラスチック製容器包装）の完全実施や有害ごみ、リサイクルできる廃棄物の分別収集の推進を図ります。

収集車両の改善

ごみ収集車両は、環境にやさしい低公害車の導入を経費と収集効率を考慮しつつ、計画的に進めます。

(3)減量化・再資源化の意識啓発

市民がごみ問題、環境問題への理解を深め、減量化・資源化への意識を高められるよう、ごみ処理施設の見学会やごみ問題に関する説明会の継続的实施、学校での指導機会の増加など、幅広い啓発活動を展開します。

(4)ごみ処理施設の適切な運営管理

恋路クリーンセンターの効率的運営管理

恋路クリーンセンターは、3市のごみ焼却施設として適正な管理・運営、焼却残渣のリサ

イクル利用を促進します。また、恋路クリーンセンター及び焼却残渣の埋立処分場の周辺地域の生活環境には十分な配慮を続け、必要な対策を促進します。

最終処分場の整備と適正な運用

周南東部環境施設組合による第3期埋立処分場とリサイクルセンターの整備と、有効な管理運営を促進します。また、事業所等における廃棄物は、事業者責任を明確にしつつ、財団法人周南地域廃棄物処理事業団による徳山下松港における公有水面埋立処分場の建設により対応を図ります。

2-1-2. 環境の保全

【現況と課題】

大気汚染や水質汚濁、騒音、地下水汚染状況等の監視調査を継続的に実施し、機器を更新しつつ測定体制を強化していますが、近年、ダイオキシン類等への関心や不安が高まっており、環境測定の一層の充実が必要です。また、新たな環境問題に対しても迅速な対応が求められています。

公害の苦情は複雑多様化する傾向にあり、都市生活型公害など環境法令で規制できない処理困難なものも増加しています。市民や事業者に環境への配慮を啓発する必要があります。

工場など市内約 70 の事業所と公害防止協定を締結しており、対象事業所には随時立入調査を実施し、指導に努めています。今後も新設事業所との協定締結も含め、環境保全のための適切な運用が必要です。

環境保全意識を高めるため、市広報や環境学習などを通して啓発に努めています。近年、京都議定書の発効（平成 17 年 2 月 16 日）に伴い、地球温暖化への危機感も高まる中で、その防止に向けて市民、事業者、行政が協力、連携した取り組みが必要です。

小型焼却炉や野焼き等の規制が強化される中で、事業者や一般家庭の自主的な取り組みの促進が求められ、さらに、環境保全の基本条例の制定等も含めた効果的な対策の検討も必要です。

下水道処理区域外での生活排水浄化実践活動に地域単位で取り組んでいるほか、クリーン作戦として河川の一斉清掃なども多くの市民参加により行われ、これらに関する新たな NPO の設立も見られます。

（図表1）公害苦情受理件数の推移

（単位：件）

年度		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
大気汚染	ばい煙	0	8	8	11	32	22
	粉じん	0	1	0	0	1	1
水質	汚濁	1	3	5	8	3	1
騒音		2	9	3	3	4	3
振動		0	0	0	0	0	0
悪臭		2	3	2	0	3	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0
地盤沈下		0	0	0	0	0	0
その他		1	3	2	0	2	1
計		6	27	20	22	45	28

注)平成13年以降野焼きはばい煙に計上。

資料：環境推進課

【計画の組み立て】

環境の保全	環境の保全と監視	環境保全のルール・態勢づくり 環境の監視
	公害発生源への対策	
	環境保全の意識高揚と活動	意識啓発と保全活動の促進 環境負荷低減方策の推進

【計 画】

(1)環境の保全と監視

環境保全のルール・態勢づくり

環境にやさしい社会づくりを進めるため、国・県の施策と連携し、環境基本条例、環境基本計画などを策定し、本市の自然的・社会的条件に応じた環境保全のルールと態勢づくりを進めます。

環境の監視

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭について、継続的に環境の監視を続けるとともに、新たな法律や規制物質にも速やかに対応した監視充実を図ります。

(2)公害発生源への対策

工場・事業所と締結している公害防止協定について、事業者による自主管理の徹底や環境保全という観点から見直し、積極的な環境への負荷低減を求めます。また、複雑多様化する都市・生活型公害についても適切な要請・指導を行い、環境に対する意識の発揚や環境パートナーシップなどによる環境保全に向けた取り組みを進めます。

(3)環境保全の意識高揚と活動

意識啓発と保全活動の促進

身近な環境阻害の防止や地球環境問題への市民意識を高揚するため、市広報や研修会等による啓発、環境教育・学習の推進を図ります。また、環境パートナーシップの形成により、水質浄化対策実践活動やクリーン作戦など、地域の市民、事業者が進める環境保全活動に協力、支援していきます。

環境負荷低減方策の推進

環境への負荷低減を環境パートナーシップにより進めるため、省エネルギー、省資源、環境にやさしい物品やサービスを購入するグリーン購入などについて事業所等と協力・連携します。また、事業所等と環境マネジメントシステム等に関する情報交換を進め、市役所も一事業者としてその構築、実践を図ります。

2-1-3. 自然環境の保護

【現況と課題】

地域を取り巻く自然環境は、生活形態の変化等に伴い大きく変わりつつあり、自然のバランス破壊、温暖化による自然災害の発生等を招いています。環境との共生を重視する考えが急速に広がり、自然保護についての意識が高まっています。

身近な里山の保全、山林の荒廃防止、河川や海岸の環境汚染防止など、水と緑の環境保全に積極的に取り組む必要があります。これは、生態系の維持、災害防止の上でも重要です。特に、民有林の放置による荒廃を防止し、健全な森林として整備する方策を講ずることが必要です。

開発行為等は、自然環境に与える影響を最小限にし、改変した自然に対しては、極力その機能を保障する姿勢が強く求められます。

山から海に至る多様な自然環境が、相互に密接なかかわりを持って成り立っています。市街地に住む市民も自然環境への関心を一層高め、その保全活動への積極的な参加が求められます。

【計画の組み立て】

自然環境の保護	森林の保全管理	計画的な森林環境の維持・保全 市民に開かれた森づくり 森林保全方策の検討 市民参加による森林保全
	河川・海岸の環境保全	河川環境の保全 海岸環境の保全
	自然改変の抑制と機能保障	

【計 画】

(1) 森林の保全管理

計画的な森林環境の維持・保全

(「1-2-1. 緑地保全・都市緑化」の項に記載)

市民に開かれた森づくり

(「1-2-1. 緑地保全・都市緑化」の項に記載)

森林保全方策の検討

(「1-2-1. 緑地保全・都市緑化」の項に記載)

市民参加による森林保全

(「1-2-1. 緑地保全・都市緑化」の項に記載)

(2) 河川・海岸の環境保全

河川環境の保全

河川環境を守る意識を育てるため、河川とその周辺の自然環境や水生生物の生態系の保全を目的とした調査や環境教育・学習を推進します。周辺の開発等に際しては、河川環境に悪

影響を及ぼさないよう、むしろ川を生かす配慮を求めます。

海岸環境の保全

笠戸島の美しい海岸環境の保全のため、自然公園法等による規制を遵守するほか、浸食の防止等の適切な方策を検討します。港湾区域部分は、良好な環境形成を港湾管理者に求めます。

(3)自然改変の抑制と機能保障

都市施設や公共施設の整備、開発等にあたっては、土木工事による地形や植生の改変を最小限にする配慮を強めるとともに、動植物の生息環境への悪影響が予想される場合には、その機能保障等の工夫に努めます。

2-2. 人にやさしいまちづくり

2-2-1. 高齢者の保健・医療・福祉と介護保険

【現況と課題】

本市の高齢者人口は増加を続け、平成 14 年 1 月末に高齢化率が 20%を超えており、さらに平成 22 年には 25%を超えると予測されます。本格的な超高齢社会が到来し、寝たきり、認知症など介護を必要とする要介護高齢者も増大が見込まれます。

介護保険制度施行後 5 年が経過し、多くの問題点や課題に対応するため平成 18 年度から制度改正が実施されます。この改正では、要介護認定で自立と認定された高齢者や虚弱な高齢者に対して、要支援・要介護状態になることを防ぐ介護予防マネジメントを地域包括支援センターで実施し、要介護度の軽い高齢者には、要介護状態の軽減や悪化予防のための介護予防サービスを行うこととなりました。

介護保険制度は、必要な利用者に必要なサービスが提供される仕組みづくりが大切となります。ケアマネジャーやサービス事業者の質の向上を図り、適正な保険給付により、要介護状態の悪化の防止や予防効果につなげることが重要です。さらに今後、介護予防システムの構築や介護サービスの適切な必要量を見込んだ老人保健福祉計画や介護保険事業計画の策定と、それに沿った事業運営、サービス提供を進める必要があります。

高齢者とその家族が自立した生活を送れるよう、介護保険給付サービス以外の独自の生活支援サービスも実施していますが、さらに内容の充実が必要です。なお、社会福祉協議会では、会員の相互扶助による助け合いサービスを実施し、家事援助や外出介助等のサービスを提供しています。

機構改革により、ふくしの相談体制を一元化し、ワンストップサービスの実現を図りました。今後、この相談体制が機能するため一層の資質の向上を図るとともに、保健、医療、福祉の連携による一体的な推進体制の確立が重要となります。

介護需要の増大に対応するため、必要な人材の確保を計画的に進める必要があります。ケアマネジャーやホームヘルパー、理学療法士、作業療法士などの福祉人材の養成やボランティアの確保と管理を適切に行うことが求められます。

高齢者福祉施設は、介護老人福祉施設「ほしのさと」の増床が完了し、「松寿苑」の移転を検討しているほか、老人福祉会館「玉鶴」や老人福祉センター「小城」があり、各地区の老人集会所も含めて、地域に密着した福祉サービスの提供が行われています。またさらに、生きがい活動や介護予防等を視野に入れた施設の検討も必要です。

ふくしの里にある地域交流センターは、高齢者や障害者など幅広い住民とのふれあい交流の場として、一層の利用を促進する必要があります。

高齢者の社会参加、生きがいづくりを支援するため、老人大学の設置、老人スポーツ大会の開催等のほか、老人クラブ活動に助成を行っています。老人クラブは入会者が減少しており、参加への魅力づくりが必要です。

シルバー人材センターでの仕事のあっせんや老匠位選奨事業による高齢者の顕彰で、高齢者

の能力活用に努めていますが、活躍の場のさらなる拡大努力が必要です。

世代間交流として、老人スポーツ大会への保育園児の参加、ちびっこシルバーふれあい運動会、小・中学校での総合学習の活用等がなされていますが、より幅広い世代が交流できる社会づくりが求められます。

(図表1) 高齢者数の推移

(単位:人・%)

区分 \ 年	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	54,914	54,693	54,762	54,796	54,734	54,679	54,903
65歳以上人口	8,967	10,494	10,834	11,110	11,447	11,694	11,896
高齢者人口比率	16.3	19.2	19.8	20.3	20.9	21.4	21.7

注)各年3月31日

資料:住民基本台帳

(図表2) 高齢者福祉施設の利用状況

(単位:人)

区分 \ 年度	年間利用者数					
	平成7年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
玉鶴	57,311	51,226	49,053	45,921	43,442	39,651
小城	2,058	3,014	3,514	3,387	3,599	3,680

資料:福祉支援課

【計画の組み立て】

高齢者の保健・医療・福祉 と介護保険	高齢者の保健・医療 ・福祉推進体制の確立	保健・医療・福祉の部門間 連携体制の強化 保健・福祉人材の確保養成 高齢者保健福祉施設の整備 老人医療における予防医療 と医療費の適正化 老人医療における制度の情報提供
	介護保険事業の運営	要介護認定体制の充実 ケアマネジメント体制の強化 サービス供給量の確保と質の向上 情報管理と情報提供 サービス提供人材の確保 サービスの適切な点検評価 介護保険事務の円滑な遂行
	高齢者の生活支援対策	介護保険給付対象外 の福祉サービス諸事業 高齢者の虐待防止・権利擁護事業
	高齢者の保健予防対策	介護保険給付対象外 の保健サービス諸事業 地域支援事業と新予防給付 健康づくり対策
	高齢者の生きがいづくり 支援	憩い・語らい、交流の場の整備 就労・能力の活用 社会参加機会の拡大 世代交流活動の促進

【計 画】

(1) 高齢者の保健・医療・福祉推進体制の確立

保健・医療・福祉の部門間連携体制の強化

保健・医療・福祉及び介護保険の連携強化を図るため、地域包括支援センターを中心としたサービス調整のためのケア会議を開催するとともに、各分野が個別に保有している情報の共有体制の充実を目指します。

保健・福祉人材の確保養成

保健師や民生児童委員、理学療法士、作業療法士、ケアマネジャーなど、地域の保健・福祉を支える専門的な人材の確保と育成を広域的な連携のもとで進めるとともに、研修機会等の拡充に努め、人材の資質向上を図ります。

高齢者保健福祉施設の整備

高齢者が自立した生活を過ごすために必要な施設のあり方を検討し、民間施設への支援も含め、その整備充実を目指します。

老人医療における予防医療と医療費の適正化

高齢者の健康な生活のために、保健・医療・福祉・介護の各部門が協力し、国等の支援制度の活用により、筋力トレーニング、水中ウォーキング等の寝たきり防止対策に取り組み、健康寿命を延ばすとともに生きがいづくりを支援します。

老人医療における制度の情報提供

老人医療対象年齢の75歳への引き上げ等、後期高齢者医療保険制度の抜本的改革が繰り返される中で、制度の理解促進と事務の効率化のため、パンフレットの配布や市広報等による周知に努めます。

(2)介護保険事業の運営

要介護認定体制の充実

状態の維持・改善可能性の観点で踏まえた基準に基づき、公平で客観的な認定審査を実施するため、介護認定審査会の各合議体間での審査基準の徹底を図り、統一的な審査・判定に必要な知識・技能の研修を実施します。また、医師会との連携による意見書記載の研修や、訪問調査担当職員の知識・技能の習得、向上の研修等を実施します。

ケアマネジメント体制の強化

介護支援専門員連絡会議を継続的に実施し、ケアプラン指導研修などの機会の拡充に努めます。また、ケアマネジメント情報の交換や連絡会議開催の促進、ケアマネジャーの自主研修会への支援等を通じて、複雑多様化する要介護高齢者のケースマネジメントへの対応力の充実に努めます。

サービス供給量の確保と質の向上

居宅サービス事業所及び介護保険施設等の連絡会議を開催し、介護サービス需要動向の的確な把握に努めながら、十分なサービス量の確保と質的向上を目指すとともに、新たなサービス提供事業者の参入を促進します。

情報管理と情報提供

多様な事業者がそれぞれ適切なケアマネジメントやサービス提供を行えるよう、個人情報に関する厳格な保護を前提としつつ、情報の共有化をさらに推進します。また、介護・福祉の総合的相談窓口である地域包括支援センターの有効活用により、介護保険に関する情報提供、利用者本位の相談、要望、苦情等への対応体制の充実に努めます。

サービス提供人材の確保

利用者のニーズに応じたサービス提供のため、介護サービス事業者等との定期的な連絡会議を開催し、相互に連携しながら良質な介護人材の育成・確保について、各事業者の指導を続けます。連絡会議のもとでは職種別部会を設置し、同一サービスの事業者間での事例研究や研修により、サービス内容の均衡化と質的な向上に努めます。

サービスの適切な点検評価

介護サービスの質的な向上と利用者本位の介護サービス体制の確立を目指し、「介護相談員」制度や第三者による評価制度の導入を検討し、介護保険事業の運営やサービスを客観的に点検・評価できるシステムの構築を図ります。

介護保険事務の円滑な遂行

高齢者保健福祉推進会議や介護予防対策会議、ケース検討会等のほか、庁内組織の連携により、介護保険事業や高齢者施策等の進行管理の充実、介護保険事務の円滑な遂行を図りま

す。

(3)高齢者の生活支援対策

介護保険給付対象外の福祉サービス諸事業

介護保険の対象とならない高齢者の日常生活を支援するため、介護予防を目的とした独自の在宅福祉事業を事業経費の増大を抑制しつつ効率的に効果を高められるよう、対象者の現状をよりきめ細かく把握しながら展開し、またその見直しを図ります。介護保険対象の高齢者についても、生活実態に応じて、各種の生活支援対策の提供に努めます。

高齢者の虐待防止・権利擁護事業

寝たきりなど介護を要する高齢者への虐待防止を地域で支えるネットワークを構築するとともに、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者等の権利を擁護し、地域での安心して生活する生活を支援するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の適切な利用を推進します。

(4)高齢者の保健予防対策

介護保険給付対象外の保健サービス諸事業

保健部門と福祉部門が連携し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化防止のため、介護保険非該当者に対するケアマネジメントの充実に努めるとともに、地域参加型機能訓練や訪問指導の保健事業について、必要な見直しを行いつつ、より効率的、効果的な展開を目指します。

地域支援事業と新予防給付

平成18年4月の介護保険制度改正で創設された「地域支援事業」と「新予防給付」に対応し、要支援・要介護の状態になる前の段階から、高齢者一人ひとりの自立への意欲を重視した介護予防事業を実施します。

健康づくり対策

保健部門・福祉部門・体育部門等が連携し、高齢者の健康保持増進のため、栄養・運動・休養の健康3本柱に即した保健事業の介護保険事業と連動した充実に努めます。

(5)高齢者の生きがいづくり支援

憩い・語り、交流の場の整備

地域交流センター「ふれあいの館」、老人福祉会館「玉鶴」、老人福祉センター「小城」、地区老人集会所等、高齢者が自由に利用できる場の適切な維持管理を図るとともに、既存施設や各種空き施設等の積極活用により、市民との協働による地域福祉活動のための拠点づくりに努めます。

就労・能力の活用

健康で働く意欲を持った高齢者の就業機会を増やし、就労を促進するため、シルバー人材センター等との連携のほか、民間企業等への働きかけを推進します。

社会参加機会の拡大

老人クラブ活動や老人大学をはじめとする各種事業の普及充実に、生涯現役社会の実現に向けた環境づくりにより、高齢者の社会参加機会の拡大に努めます。

世代交流活動の促進

ちびっこシルバーふれあい運動会等の充実、地域交流センター「ふれあいの館」における交流活動の場づくり、新たな行事の創出等により世代間交流の場の拡充に努めるほか、学校、地域、行政の連携により交流の推進方法を多様に工夫します。

2-2-2. 障害者福祉

【現況と課題】

平成 17 年 3 月末現在で身体障害者数は 1,797 人、知的障害者数は 261 人となっており、高齢の障害者が増加しています。平成 15 年 3 月に策定した「下松市新障害者プラン」では、旧プランからの施策も継承しつつ、自立・参加の支援、主体性・選択性の尊重、地域での協働・支え合いを基本理念として、障害者の権利擁護や在宅生活への支援など、時代背景に合わせた重点事項を施策の方向として盛り込んでいます。

福祉関係団体による研修会、学習会、交流イベント等に対する補助や障害者地域参加促進支援事業を国・県と協調して実施し、障害者の組織的活動と社会参加を支援しています。

障害者の自立と社会参加を促進するため、市広報等によって障害者雇用率の向上に関する国や県の施策の活用の PR に努めています。

障害者とその家族の相談は、健康福祉センターや児童相談所等の専門機関と連携した体制で対応しています。また、実際に障害のある方やその家族が相談に応じる障害者相談員の制度もあります。

平成 15 年 4 月から支援費制度の中で、障害者のためのホームヘルプ、デイサービス、ショートステイといった福祉サービスの提供を行ってきましたが、今後は、障害者自立支援法の中で必要なサービスを提供していく必要があります。

障害者への経済的支援策として、障害年金や手当、医療費助成の制度などがあり、今後もこれらの有効活用が求められます。

障害や障害者への理解と福祉の増進のため、各関係機関と連携したボランティア団体への活動支援などを進めることが必要です。

障害者福祉施設は、心身障害者福祉作業所「ゆたか園」、心身障害児（者）デイ・ケアハウス「サルビアの家」、知的障害者更生施設「第 1 しょうせい苑」、「第 2 しょうせい苑」などがあり、施設整備や運営に対し支援を行っています。

県と連携した障害児母子通園事業、心身障害児総合療育機能推進事業により、障害の早期発見、早期治療、早期指導に努めているほか、関係機関と連携して障害児（者）の健康管理、回復訓練を行っています。

〔図表1〕身体障害者（児）、知的障害者（児）数の状況

[身体障害者] (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
肢 体	162(14)	211(4)	194(2)	196(0)	89(1)	59(0)	911(21)
視 覚	48(0)	44(0)	11(0)	6(0)	14(0)	21(0)	144(0)
聴 覚	9(0)	55(3)	36(1)	25(1)	3(0)	64(0)	192(5)
内 部	285(5)	4(1)	143(3)	79(2)	0(0)	0(0)	511(11)
音 声 言 語	2(0)	1(0)	29(0)	7(0)	0(0)	0(0)	39(0)
計	506(19)	315(8)	413(6)	313(3)	106(1)	144(0)	1,797(37)

注)平成17年3月31日現在

資料:福祉支援課

()は内書で18歳未満の身体障害児。
重複障害者は主な障害で計上。

[知的障害者] (単位:人)

種別	療育A(重度)		療育B(中・軽度)		計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
対象者数	32	115	28	86	261

注)平成17年3月31日現在

資料:福祉支援課

〔図表2〕身体障害者及び知的障害者の措置委託状況

(単位:人)

年度	身 体 障 害 者			知 的 障 害 者		
	入 所	通 所	計	入 所	通 所	計
平成12年	28	3	31	54	20	74
平成13年	29	3	32	55	21	76
平成14年	30	4	34	59	21	80
平成15年	30	3	33	60	22	82
平成16年	34	3	37	59	25	84
平成17年	32	2	34	57	30	87

資料:福祉支援課

【計画の組み立て】

障害者福祉	地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 在宅サービスの充実 施設福祉の充実 相談・支援体制の充実 人材の養成 地域での支え合いの推進
	障害者保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害の発生予防と早期発見 在宅障害者への保健・医療体制の充実 リハビリテーション医療の推進 精神保健対策 難病対策
	社会的自立・参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 社会就労と障害者雇用の促進 文化・スポーツ・交流活動の促進 外出支援対策
	障害者の権利擁護	

【計 画】

(1)地域生活の支援

在宅サービスの充実

障害者の在宅福祉サービスについては、障害者自立支援法に基づく3障害を包含した支援などを進め、サービス利用希望者の障害内容や生活環境に応じた効率的、効果的なサービス提供に努めます。

施設福祉の充実

身体障害者更生援護施設や知的障害者援護施設等の整備拡充に対する支援を行います。

相談・支援体制の充実

障害者とその家族の精神的支えとなる身体障害者相談員、知的障害者相談員の制度を広く周知するとともに、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所等と連携した障害者（児）の相談指導體制の充実を図ります。また、障害年金や各種手当等、障害者の経済的負担を軽減させる制度の周知とその適正な給付を図ります。

人材の養成

障害者福祉を担うホームヘルパーや理学療法士、作業療法士、介護福祉士などの人材発掘を県とともに進め、研修会の紹介等を通じてその資質向上を支援します。

地域での支え合いの推進

地域での支え合いにより、障害の有無にかかわらず生活できる基盤づくりのため、障害者の当事者団体のほか、ボランティア組織の育成、活動振興のための情報提供や積極的働きかけ・支援を行います。

(2)障害者保健・医療の推進

障害の発生予防と早期発見

障害の発生予防、早期発見、早期指導のため、医療機関や関連機関と連携し、心身障害児母子通園事業、心身障害児総合療育機能推進事業を実施するとともに、相談体制や支援体制の充実を図ります。

在宅障害者への保健・医療体制の充実

身体障害者保健診査事業など在宅障害者の健康管理、福祉医療等の制度について、時代環境の変化に合わせて見直し、適正な運用に努めます。

リハビリテーション医療の推進

保健センターやデイサービス施設、地域交流センター「ふれあいの館」での機能回復訓練を推進するとともに、公民館等を活用し、地域に密着したリハビリ体制づくりを図ります。

精神保健対策

健康福祉センター、保健センター、医療機関、地域生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、相談からケアまでの支援体制を確立するとともに、正しい精神保健知識の普及・啓発に努めます。

難病対策

福祉事務所、健康福祉センター、医療機関、訪問看護ステーションなどの関係機関・組織や民生児童委員等と連携・協力し、難病患者の在宅生活を支援するホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付を実施します。

(3) 社会的自立・参加の促進

社会就労と障害者雇用の促進

障害者が可能な限り一般雇用されるよう、公共職業安定所等の関係機関と連携し各種支援制度の普及啓発に努めるとともに、福祉作業所、共同作業所等の小規模授産施設への支援、「福祉の店」などへの出店支援など福祉的就労機会の充実を図ります。

文化・スポーツ・交流活動の促進

障害者が文化やスポーツ、レクリエーション、生涯学習、ボランティアなどの活動に参加しやすい条件整備や啓発、参加促進に努め、障害者の自立意欲及び社会的適応性の向上につなげます。また、地域の住民とのふれあい交流のイベントや交流学习などへの支援に努めます。

外出支援対策

障害者の移送サービスやガイドヘルパー派遣の充実、身体障害者補助犬への理解の啓発など、障害者が安心して外出できる環境づくり、制度拡大等に努めます。

(4) 障害者の権利擁護

判断能力が十分でない障害者が地域で安心して生活できるよう、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の活用や問題解決の仕組みの構築を進めます。

2-2-3. 子育て支援

【現況と課題】

子育てをめぐる社会環境の変化の中で、子供を安心して産み育てられる社会の環境づくりが急務です。市では「くだまつ星の子プラン」を策定しており、地域での子育て支援、母性並びに乳幼児の健康の確保と増進、教育環境の整備、子育て家庭の居住環境の確保、仕事と子育ての両立支援などに必要な方策を目標事業量を定めながら体系的に展開しています。

保育園は公・私立合わせて7園あり、園により、乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育等の特別保育事業が国や県の補助を受けて行われており、平成18年度からは、公立保育園でも午後7時までの延長保育を実施しています。仕事と育児の両立を支援するため、その柔軟な運営と同時に、入所児童数の増加に対応した適正な定員の確保、施設の老朽化対策も必要とされます。

「子育て支援センター」を3ヶ所で実施し、育児の相談指導や子育てサークル等の育成・支援、情報提供等を行うほか、子育て通信も作成しています。また、下松タウンセンターで年2回の公開保育を行っています。

学童保育は、7ヶ所の児童の家で小学校1～4年生を対象に運営しています。平成18年度から開所時間を午後6時までに延長しましたが、施設の老朽化、登録者の増加に対する保育室の不足などの課題があります。

児童館は4館あり、本浦、米川児童館では、地域の幼児保育を行っています。

児童遊園、児童広場は、遊具等が老朽化しているところも多く、一部の広場は用途変更を含めた見直しの必要もあります。なお、市では「子育てマップ」を作成し、子育てに関する情報を提供しています。

いじめや不登校等の問題行動、児童虐待等への相談・指導を児童家庭相談として行っていますが、家庭児童相談員のほか主任児童委員や学校、児童相談所等の関係機関と連携した対応が求められます。児童虐待については、平成17年度に要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見、未然防止に努めていますが、表面に現れにくく実態の把握が困難という問題もあります。

母親クラブは8クラブが組織され、その活動活性化、育成とともに、子供会活動の一層の推進も必要です。

平成14年10月に開設したファミリーサポートセンターは、育児の援助を必要とする会員と育児を手助けできる会員からなる相互援助組織であり、会員数の伸びとともに活動件数も増加しています。

平成16年度から、保育園の同時入所第3子に加え、第2子も無料化したほか、乳幼児医療費助成制度の通院医療費助成の対象を小学校入学前までに拡大しました。また、児童手当も対象年齢を拡大しています。

〔図表1〕保育園一覧

(単位:人)					
区分	名称	所在地	定員	入所者数	職員数
市立	中央保育園	大手町	90	98	12
	潮音保育園	潮音町	60	63	10
	花岡保育園	末武上	120	135	14
	あおば保育園	末武下	120	132	15
私立	和光保育園	昭和通り上	90	97	13
	平田保育園	美里町	90	96	13
	愛隣幼児学園	潮音町	90	94	12

注)平成17年4月1日現在

資料:児童家庭課

〔図表2〕学童保育の状況

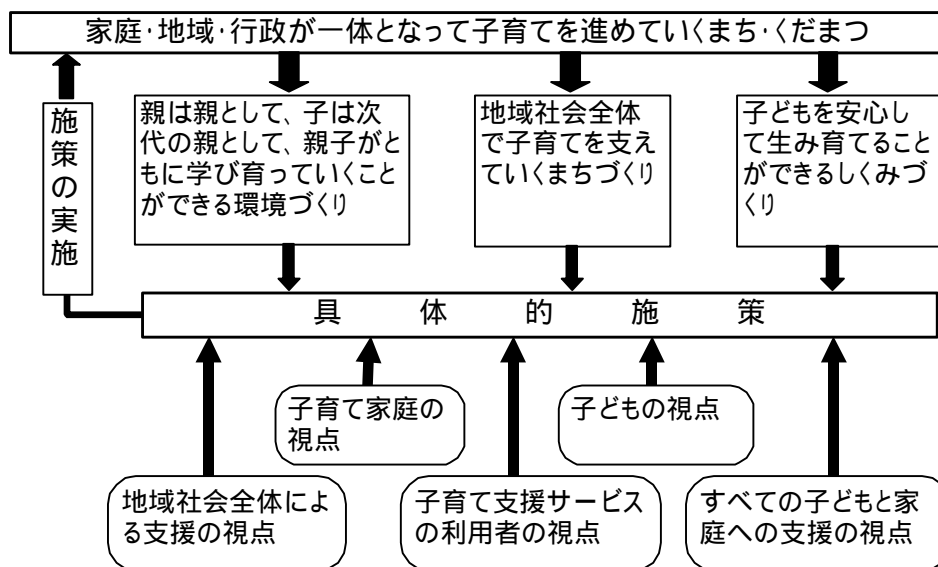
(単位:人)	
施設名	児童数
公集児童の家	101
花岡児童の家	105
東陽児童の家	58
末武児童館	54
久保児童の家	78
下松児童の家	119
豊井児童の家	21
合計	536

注)平成17年4月1日現在 資料:児童家庭課

末武児童館は平成18年4月より

「中村児童の家」になりました。

〔図表3〕「くだまつ星の子プラン」の構成



【計画の組み立て】

子育て支援	子育てに関する相談・支援の充実	相談体制の充実 児童虐待防止への取り組み 子育て情報の提供 学習機会の拡充とネットワーク化 経済的支援の充実
	仕事と子育ての両立支援	多様な保育ニーズへの対応 保育園施設の維持管理 幼保連携への対応 放課後児童対策の充実 就業環境条件の改善整備 ファミリーサポートセンターの活用
	地域子育て活動の充実	
	子育て生活環境の充実	多様な学習・体験機会の充実 児童の活動環境の充実 子育て支援の住宅環境整備 子育てに配慮したまちづくり 子供の安全対策の推進

【計 画】

(1) 子育てに関する相談・支援の充実

相談体制の充実

保育園で実施している子育て支援センター事業を通じて、育児の悩みや不安を気軽に相談でき、適切な助言や指導を行える体制の拡充に努めます。また、各地域の主任児童委員や家庭児童相談員を介し、保育園、幼稚園、学校、保健センター等の関係機関と連携した子育てに関する相談体制を確立します。

児童虐待防止への取り組み

児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所など関係機関の連携強化ときめ細かなネットワークづくりを進め、啓発活動の展開、通告義務の周知を図ります。

子育て情報の提供

子育てに関する情報を市広報やパンフレットの配布などにより提供し、周知徹底に努めます。また、児童の遊び場や幼稚園、保育園、子育てサークル等、子育てに役立つ情報を紹介する子育てマップの内容を更新しつつ提供します。

学習機会の拡充とネットワーク化

家庭教育学級・親子教室の充実と保育園・幼稚園等による子育ての相談や育児講座等を支援し、親の学習機会の拡充を図り、祖父母や父親の参加促進にも配慮します。また、子育てサークルの活動を支援しつつ、そのネットワーク化を推進し、活性化を促進します。

経済的支援の充実

保育園の第2子からの同時入所無料化、乳幼児医療費助成制度などの支援を引き続き行う

ほか、児童手当のさらなる拡充を図ります。

(2)仕事と子育ての両立支援

多様な保育ニーズへの対応

各保育園で実施している乳児保育・延長保育・一時保育・障害児保育・休日保育等、ニーズに合わせた保育サービスの一層の充実に努め、仕事と育児の両立を支援します。

保育園施設の維持管理

園児の健全な育成と乳児保育等の多様な保育ニーズの環境の維持のため、保育園施設の適正な維持管理に努めます。

幼保連携への対応

幼児教育と保育の連携融合の具体化として、国の動向を見極めながら、幼稚園と保育園の連携について検討します。

放課後児童対策の充実

児童の家の児童数に応じた指導員の配置を行うとともに、その知識や技術に関する研修を充実し、資質の向上を図ります。また、老朽化している花岡、公集児童の家について、計画的な整備を図ります。

就業環境条件の改善整備

次世代育成支援対策行動計画に基づき、育児休業制度や事業所内保育の普及、活用への啓発を行うとともに、職業安定所等と連携し、出産や育児で退職した女性の再就職機会を確保する女子再雇用制度の普及、活用促進に努めます。

ファミリーサポートセンターの活用

ファミリーサポートセンターの周知啓発に努め、会員数の増加と活動の充実を促進します。

(3)地域子育て活動の充実

母親クラブや子供会等の活動組織の育成と活動を支援するとともに、学校や児童相談所などの関係機関との連携による子育て支援ネットワークを強化し、地域ぐるみで子育てができる体制づくりを進めます。

(4)子育て生活環境の充実

多様な学習・体験機会の充実

同世代、異世代との多様な交流、自然環境や伝統文化とのふれあいなどを通じ、子供たちの感性と行動力を育成する機会の拡充を図ります。

児童の活動環境の充実

児童館や児童遊園・児童広場の機能整備及び維持管理を進めるとともに、それらに設置してある遊具等の点検を定期的に行い、危険な遊具の撤去等を行います。子供の遊び場に適さない広場等は、利用方法の見直し等を検討します。

子育て支援の住宅環境整備

子供のいる家庭向けの増改築情報の積極的な提供や市営住宅の整備における床面積の拡充等、子育て家庭の居住環境の向上に努めます。また、多子・大家族世帯の市営住宅への入居についても検討します。

子育てに配慮したまちづくり

利用者が多い公共施設に授乳室やベビーコーナーの設置を推進し、民間施設への設置も要請します。また、催し物の開催時に託児コーナーを設けるなど、子供連れでも安心して参加

できる環境づくりを促進します。

子供の安全対策の推進

子供の交通安全教育の推進とともに、歩道の拡幅、ガードレールや信号機、横断歩道の整備など、子供の交通安全への配慮に努めます。

2-2-4. 母子・父子福祉

【現況と課題】

母子家庭の実態は、民生児童委員の協力で県が5年ごとに調査していますが、社会的、経済的に不安定な環境にある母子家庭には、自立と生活安定のための支援が必要です。

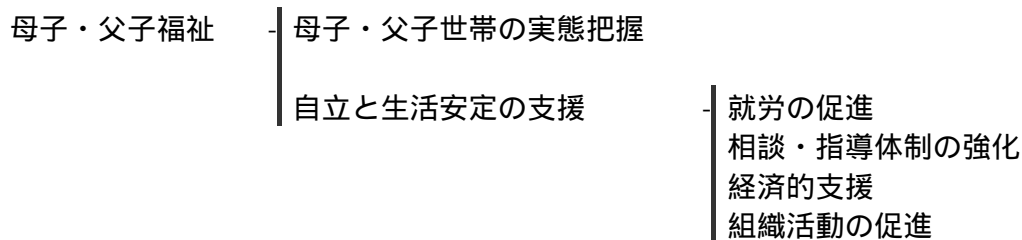
母子家庭における母親に対しては、公共職業安定所等との連携により、適切な就労指導を通じた自立意識の醸成が必要です。平成15年度に母子家庭自立支援給付金事業が制定され、母子家庭の自立を目指す施策が構築されました。

母子家庭の経済的支援として、児童扶養手当に加えて母子福祉資金や寡婦福祉資金の貸付制度等があり、就学関係の資金貸し付けは積極的に活用されています。

母子家庭の相談は、母子自立支援員、家庭児童相談員が対応していますが、離婚件数の増加とともに相談内容も複雑化し、高度な相談指導の対応力強化が必要です。母子寡婦福祉連合会では、組織の強化、自主運営の促進とともに、自立支援に向けた取り組みがなされています。

父子家庭については、5年に一度の県調査で実態を把握していますが、適切な相談、支援策が必要です。

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 母子・父子世帯の実態把握

母子自立支援員、家庭児童相談員の相談業務を通じ、民生児童委員、主任児童委員等とも連携して母子・父子家庭の実態把握に努めるとともに、実態調査を継続的に行います。

(2) 自立と生活安定の支援

就労の促進

極めて厳しい雇用環境にある母子家庭の母親の就労支援のため、母子家庭自立支援給付金事業の周知、活用促進を図るとともに、総合的な就労支援体制に向け、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化します。

相談・指導體制の強化

母子・父子家庭の相談・指導體制強化のため、母子自立支援員、家庭児童相談員の研修機会の拡充等による資質向上に努めます。

経済的支援

経済的自立支援のため、母子福祉資金や寡婦福祉資金等の貸付金制度等について、学校関係者も含めた周知を図り、その利用を促進します。

組織活動の促進

母子家庭、寡婦の自立基盤の充実と生活の安定のため、母子寡婦福祉連合会の地区組織への支援を図るとともに、活動の活性化を促進します。

2-2-5. 地域福祉体制の充実

【現況と課題】

少子高齢化の進展等に伴い、福祉ニーズが多様化、複雑化し、現在の公的な福祉サービスや介護保険制度などの社会保障制度だけでは的確な対応が困難なこともあります。そのため、地域で生活するあらゆる世代の人々の思いやり、支え合いによる地域福祉活動体制の充実が重要となります。市では、平成16年度に、共生、自立、協働の地域福祉推進を目指した下松市地域福祉計画を策定し、地域が主体となり地域ニーズに基づいた活動展開を進めることとしています。また、機構改革により福祉部門の横断的体制を整え、利用者の立場に立った支援体制を構築しています。

民生児童委員は、地域住民の生活状態の調査や保護を要する人への適切な指導、福祉事務所等関係行政機関と住民とのパイプの役割を果たしています。また、地区ごとに民生児童委員協議会を設置して地域に密着した活動を展開し、知識や技術の研さんに努めています。

下松市社会福祉協議会は、住民に身近な福祉活動を行う団体として、福祉事務所とともに地域福祉活動の拠点の役割を果たしており、市からの委託事業や自主事業を積極的に展開しています。

市内に15ある地区社会福祉協議会では、各地域住民の主体的な参加により、ふれあい食事サービスや敬老会、小地域ネットワーク活動、世代間交流事業等の活動を展開しています。福祉のまちづくりを目指す上で、今後、地域活動の活性化や組織の強化が必要です。

社会福祉協議会では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会づくり」の構築を目指し、「ふれあいのまちづくり推進事業」を実施してきました。今後、相談支援体制の充実やいきいきふれあいサロンといった地域での居場所づくりなど、地域福祉対策の積極的な推進が必要となります。

児童・生徒の福祉教育は、社会福祉協議会と教育委員会、学校との連携により行われており、体験活動等を通じた福祉の心の育成や仲間づくりを行うジュニアボランティア養成事業やボランティア協力校事業に積極的に取り組んでいます。

福祉ボランティアは25団体、約800人が社会福祉協議会に登録しており、同協議会が、活動の拠点となるボランティア協力校事業等を行っているほか、ボランティア連絡会を開催し、相互の連携、情報交換を図っています。今後は、福祉分野以外も含めた参加者のすそ野の拡大とボランティアセンター機能の拡充や情報発信などが求められます。また、行政と連携した主体的な市民活動への支援体制の強化が課題です。

福祉への理解と参加の促進のための情報提供は、社会福祉協議会による「社協だより」やパンフレット等がありますが、ボランティアの固定化と高齢化等により、より効果的な啓発方法や活動支援体制の検討等が必要です。

福祉人材の発掘と育成のため、社会福祉協議会では住民福祉講座やボランティアスクールなど開催しており、今後も継続的な取り組みが必要となります。

〔図表1〕民生児童委員の状況

(単位:人)

民生児童委員協議会名	委員数	男	女	主任 児童委員
下松市東豊井地区民生児童委員協議会	17	7	10	(2)
下松市西豊井地区民生児童委員協議会	23	9	14	(2)
下松市久保地区民生児童委員協議会	18	10	8	(2)
下松市花岡地区民生児童委員協議会	19	11	8	(2)
下松市末武地区民生児童委員協議会	25	11	14	(2)
下松市江の浦地区民生児童委員協議会	6	3	3	(1)
下松市米川地区民生児童委員協議会	6	3	3	(1)
計	114	54	60	(12)

注)平成17年4月1日現在

資料:福祉政策課

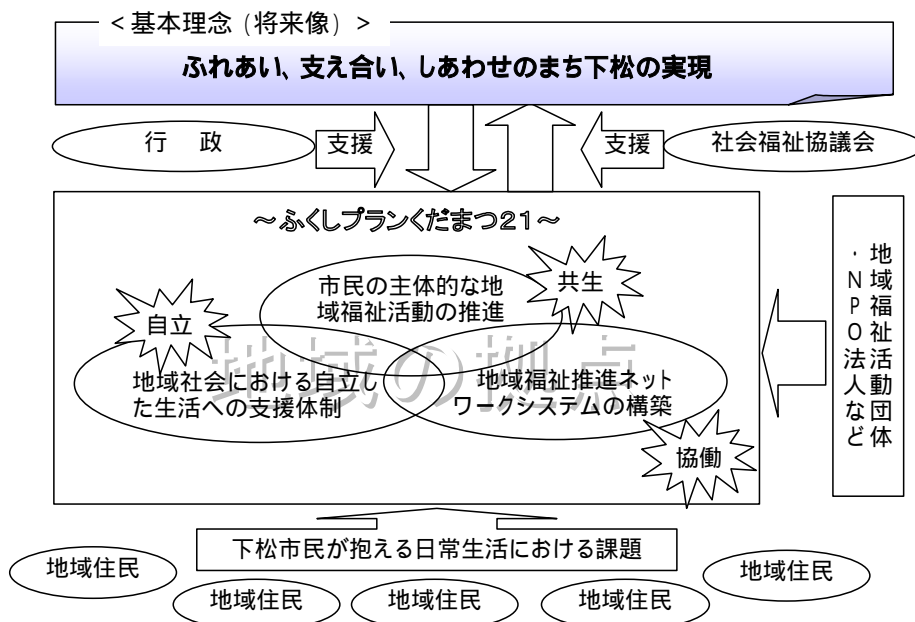
()内は内書

〔図表2〕社会福祉協議会の事業内容一覧表

一般事業	総務		理事会・評議員会、人事、労務、予算、決算、経理、施設運営・管理、研修、組織内外連絡調整、諸規程等整備、その他
	地域福祉	一般事業	総合相談、福祉教育・広報啓発、福祉振興大会、各種講座等、当事者団体等の組織化・育成、福祉資金等の貸付、援護活動
		活動推進事業	地区社協の育成・活動促進、ボランティア活動の振興、福祉人材等の養成・育成研修、福祉員の設置促進、その他
	在宅福祉	予防的事業	ふれあいサロン、ふれあい型食事サービス、敬老行事、高齢者いきがい活動通所事業、新規サービス等の企画・開発、その他
生活サポート事業		助け合いサービス、小地域ネットワーク活動、地域福祉権利擁護事業、介助用具等の貸出、関係機関等との連携、軽度生活支援・移送・食事・寝具乾燥サービス事業、在宅介護支援センターの運営	
公益事業	指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援	申請代行、ケアプラン作成、フォローアップ、苦情相談、居宅サービス事業等との連絡調査、その他
	指定居宅サービス事業者	訪問介護	身体介護・家事援助
施設運営	米川児童館		幼児保育
	本浦児童館		幼児保育
	児童福祉センター		地域子育て支援センター事業(未就園児・母親等)
	老人福祉会館		健康老人～福祉増進、文化教養、健康相談、その他
	老人福祉センター(国民宿舎に運営委託)		健康老人～福祉増進、休息
福祉センター		社会福祉協議会事務局、ボランティアセンター、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、福祉団体への貸館	

資料:社会福祉協議会

〔図表3〕「ふくしプランくだまつ21」の概要



【計画の組み立て】

地域福祉体制の充実	地域福祉の組織体制の強化	民生児童委員活動の充実 社会福祉協議会の機能整備 地区社会福祉協議会の充実 福祉団体の育成
	福祉教育・啓発活動の展開	福祉意識の高揚 福祉理解教育の推進 福祉に関する情報提供
	ボランティア活動の促進	ボランティアの養成と組織育成 多様なボランティア活動 の展開促進 ボランティアセンター機能の拡充
	「ふくしの里」の有効活用	地域交流センター「ふれあいの館」 の有効活用 交通条件の向上

【計 画】

(1) 地域福祉の組織体制の強化

民生児童委員活動の充実

民生児童委員の地域におけるネットワーク化を促進するとともに、関係機関と密接に連携し、福祉情報の提供や研修活動の充実に努め、活動の活性化を図ります。

社会福祉協議会の機能整備

地域福祉の中核的推進機関である社会福祉協議会との連携体制を強化し、その組織強化、機能整備、財政的支援に努めます。

地区社会福祉協議会の充実

地域福祉体制の中心的役割を担う地区社会福祉協議会の活動の活性化のため、社会福祉協議会を通じたリーダーの育成、福祉員の設置促進、ボランティアの組織化等、活動の担い手の養成と組織体制の強化に努めます。

福祉団体の育成

社会福祉協議会と連携し、福祉関係団体の育成を図るとともに、相互の連携強化に努め、活動を通じて交流やボランティア活動への市民の意識が高まるよう、支援の仕組みを整えていきます。

(2) 福祉教育・啓発活動の展開

福祉意識の高揚

福祉に関する広報啓発活動の充実とともに、身近な福祉問題に関するイベントの実施など、市民一人ひとりが福祉を自分自身の問題として受けとめることができるよう創意工夫に努め、福祉活動への参加促進、福祉意識の高揚を図ります。

福祉理解教育の推進

福祉への理解を深めるとともに人格形成の一助となるよう、年代別福祉講座や地域単位の巡回講座、教育委員会と学校の連携による福祉教育などを体系的に推進します。

福祉に関する情報提供

市広報や「社協だより」、ホームページ、Kビジョン等を通じ、福祉サービスやボランティアなどに関する福祉情報の提供に努めます。また、福祉関係団体をはじめ、学校・事業所等への情報提供により、社会貢献としての福祉活動への参加を働きかけます。

(3) ボランティア活動の促進

ボランティアの養成と組織育成

町内会、自治会やNPO等の地域のグループ活動への市民の参加を促し、自主組織グループ活動を活性化するため、社会福祉協議会等によるボランティア入門講座や体験学習等の開催を支援し、新たなボランティアの発掘、養成、ボランティアグループの組織化、育成に努めます。

多様なボランティア活動の展開促進

福祉施設、福祉関係団体等におけるボランティア受け入れの体制づくりなどを促進し、多様な福祉ボランティアが活動できる場づくり、活動の一層の充実に努めます。

ボランティアセンター機能の拡充

ボランティア活動の円滑化を図るため、各主体の活動情報の共有化、交換ができる情報センター機能やボランティアコーディネーターによる需要と供給の調整機能など、ボランティアセンター機能の拡充強化を促進します。

(4) 「ふくしの里」の有効活用

地域交流センター「ふれあいの館」の有効活用

地域交流センター「ふれあいの館」は、年齢や障害の有無を超えてあらゆる市民が健康づくりや生きがい活動を通じて交流できる拠点として積極的に活用します。そこでの交流活動を支援するため、ボランティア等による組織づくりも検討します。

交通条件の向上

市内各地や隣接市町から「ふくしの里」への交通条件の向上について、バス事業者等とバス路線見直しの中で協議、検討します。

2-2-6. 健康づくりと医療の充実

【現況と課題】

市民が主役の健康づくり計画である「健康くだまつ 21」を策定し、これに基づき、健康づくり施策を総合的に推進しています。多様化する市民ニーズに的確かつ効率的にこたえるためには、保健、医療、福祉、介護等の各部門が連携し合える体制づくりを推進する必要があります。

下松市健康づくり推進協議会は、地域の健康づくり組織として保健、医療、福祉関係団体等の代表者を中心に活動しています。また、下松市食生活改善推進協議会や行政と市民のパイプ役である下松市保健推進員連絡協議会等の自主的な活動に総合的な支援をしています。

市民一人ひとりの健康情報の把握・管理による効果的な保健事業の推進を目指し、ヘルスデータバンクシステムを構築しました。今後、よりきめ細かい保健指導への活用を目指し、法や要綱の改正にも対応したシステムの継続的な改良が必要です。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、妊婦、乳幼児の健康診査、保健指導及び母親の仲間づくりを推進しており、これらの支援の一層の充実が必要です。思春期・青年期対策としては、母性・父性を育成する健康教育の推進にも努めており、また、少子化に対応した不妊への支援の拡充も必要です。

健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、健康手帳の交付、機能訓練等の保健事業により、生活習慣病の予防と早期発見等、市民の健康の保持増進に努めています。これらの保健事業は、市広報への掲載をはじめ、お知らせ版の全戸配布、個別通知等により市民への周知を図っていますが、参加者・利用者に固定化傾向が見られるため、PR 方法等の工夫等により各事業の一層の浸透を図る必要があります。

感染症対策については、予防接種法に基づき、麻疹、三種混合、高齢者のインフルエンザ等の定期予防接種を実施し、また、結核予防法に基づいて、結核検診、BCG 接種を実施しており、接種率・受診率の向上と予防の徹底が必要です。感染症が発生した場合は、感染症新法に基づき、人権擁護に配慮した対策が必要です。

地域医療体制としては、市内に3病院、47診療所、26歯科医院がありますが、市民が必要かつ最善の医療サービスを受けられるよう、さらに医療体制づくりを促進する必要があります。

休日の第1次救急医療は、内科は休日診療所で、外科は在宅当番医制で、第2次救急医療は、休日・夜間を広域での病院群輪番制で対応しています。今後、休日診療所での外科の開設が求められます。

国民健康保険の被保険者数は、経済の低迷など社会情勢により年々増加しています。平成14年10月の医療制度改正で、老人医療受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、74歳までの高齢受給者が国民健康保険の被保険者となりました。

高齢化の進行や生活習慣病の増加により、医療費は増加を続けています。保健事業活動の展開による疾病予防や早期発見は、健康寿命の増進とともに、医療保険の健全運営のためにも重要です。

医療費の適正化や保険税の完納により、健全で持続的な医療保険財政を維持するため、保険制度への理解の啓発や国の支援制度等の有効活用が必要です。特に、後期高齢者保険の抜本改革等、高齢者の医療保険制度の改革が進む中で、高齢者への制度の周知を徹底しつつ、老人医療費の適正化を図ることが大変重要となります。

こうした中で、介護予防に視点をおき、認知症予防教室、健康体操教室等を実施してきましたが、今後さらに充実が求められます。また、保健センターや地域交流センター「ふれあいの館」では、高齢者の筋力向上のための健康増進器具や機能訓練器具を配備しています。

平成12年度の介護保険制度の開始、平成14年度の医療保険制度の改正に続き、平成19年度の福祉、介護、医療等の抜本改正の論議がされてます。安定的かつ持続的な医療保険制度確立のためには、これらの動向に合わせた収納率向上等の対策が求められます。

(図表1) 健康診査受診率の年次推移

(単位:%)

年度	区分	基本健診	胃がん	子宮がん	肺がん	乳がん	大腸がん
平成12年度		57.4	23.1	23.2	24.0	21.5	13.6
平成13年度		55.2	22.2	22.4	25.4	20.8	14.0
平成14年度		55.8	20.7	22.0	23.1	20.1	13.7
平成15年度		55.4	21.6	23.4	23.5	21.2	13.0
平成16年度		53.2	19.6	22.5	21.8	19.7	11.9

資料:健康増進課

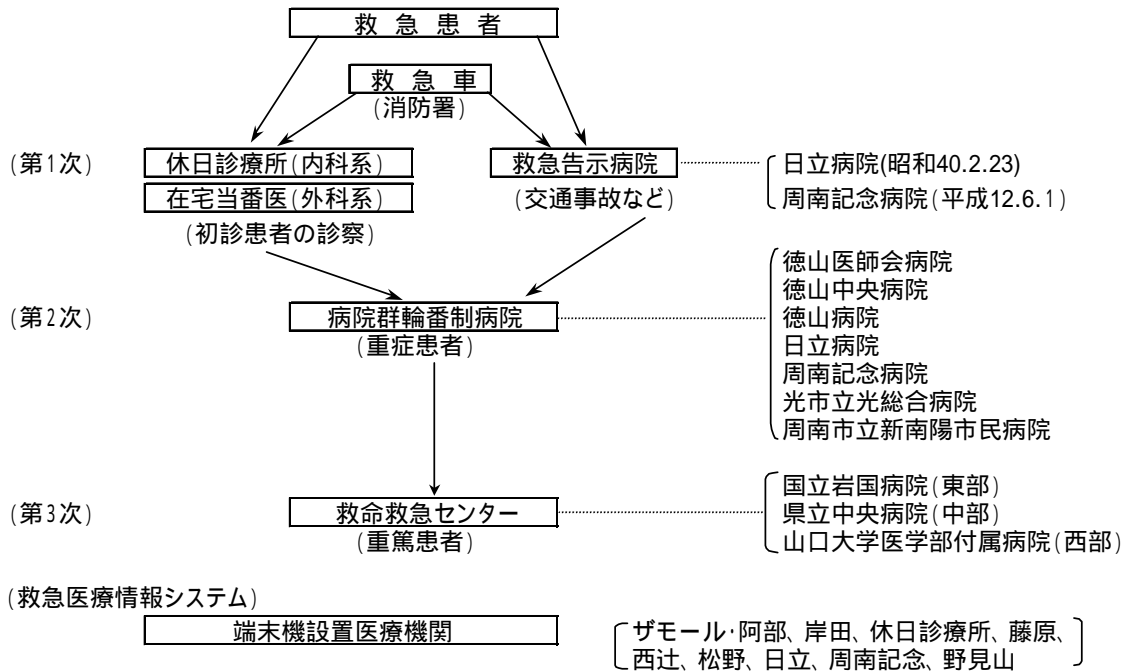
(図表2) 市内の医療施設・病床数

区分		施設数	病床数
病院	総数	3	397
	会社	1	96
	医療法人・個人	2	301
一般診療所		47 (うち有床9、 無床38)	139
耳鼻咽喉科診療所		2	-
眼科診療所		3	-
歯科診療所		26	-

平成17年6月1日現在

資料:健康増進課

〔図表3〕救急医療体制図



【計画の組み立て】

健康づくりと医療の充実	健康づくりの推進	健康づくり意識の高揚 健康づくりの組織的活動の展開 健康情報システムの充実 と有効活用
	保健活動の充実	母子保健の充実 学校保健の充実 成人・老人保健の充実 精神保健の充実 結核・感染症・難病対策
	医療体制の充実	地域医療体制の充実 救急医療体制の充実
	国民健康保険の運営	医療保険制度改革への対応 保険税収納率の向上 国保運営の効率化・健全化 国保と保健・医療・福祉部門 との連携強化

【計 画】

(1)健康づくりの推進

健康づくり意識の高揚

市広報やホームページ、Kビジョン等を利用した保健事業や健康に関する情報の提供、福祉健康まつりなどのイベントを通じて、市民一人ひとりの健康づくり意識の高揚を図ります。

健康づくりの組織的活動の展開

下松市健康づくり推進協議会や下松市保健推進員連絡協議会、下松市食生活改善推進協議会などの主体的な健康づくり活動を促進するとともに、体育部門と連携し、健康運動指導士等による運動の普及を図ります。また、協働による健康づくりの力となるボランティアグループへの支援に努めます。

健康情報システムの充実と有効活用

ヘルスデータバンクは、福祉、医療、介護保険分野との情報連携など時代に即応したシステムの継続的改善を行いつつ、健診データの経年的把握等による効果的な保健指導に活用します。

(2)保健活動の充実

母子保健の充実

次世代育成支援対策行動計画に基づき、安全・安心な妊娠・出産、乳幼児の健全な成長の環境づくり、活動の充実のため、各種健康診査、健康教育、健康相談など、母子保健サービスの一層の充実を図ります。また、子育て支援サポーターとして、保健推進員、食生活改善推進員の活動充実に努めるとともに、母親の仲間づくりの場となる育児サークルの育成に努めます。

学校保健の充実

年少期からの健康的な生活習慣の確立のため、教育委員会や養護教諭、学校医などと連携し、学校保健の充実に努めます。また、関係機関等と連携し、母性・父性の育成や主体的な健康づくり活動、生活習慣の形成への動機づけとなる健康教育を推進します。

成人・老人保健の充実

疾病の予防と早期発見・早期治療、寝たきりや痴呆などにならない介護予防の総合的な推進のため、老人保健法に基づく保健事業を中心に訪問指導や健康体操教室等の充実に努めます。また、段階的に個別健康教育を行うとともに、働き盛りの年齢層も受診しやすい健康診査の体制づくりに重点を置き、広域的な対応も検討します。さらに、高齢者や障害者の介護家族に対し、訪問健康診査や訪問指導等の保健サービスを提供します。

精神保健の充実

精神疾患の予防から精神障害者の社会復帰まで総合的な支援を目指し、相談・支援の対応体制を強化します。また、市広報等を通じた精神疾患に関する情報提供に努め、市民の心の健康づくりや正しい精神保健知識の普及・啓発を図ります。

結核・感染症・難病対策

結核感染予防のため、医療機関での個別方式による健康診断の受診勧奨を継続します。感染症については、患者等への人権に配慮しながら予防の普及啓発に努め、学童期の予防接種も個別方式により実施徹底を図ります。難病については、保健所等と連携し、患者への支援に努めます。

(3)医療体制の充実

地域医療体制の充実

周南記念病院を広域的な医療の拠点とし、下松医師会の協力により関係医療機関との連携を図り、地域の特性に応じて市民の医療ニーズに応えられる医療体制づくりに努めます。

救急医療体制の充実

在宅当番医方式で実施している休日の外科診療について、休日診療所での実施の可能性を下松医師会と引き続き検討するとともに、夜間の救急医療体制の充実に努めます。

(4) 国民健康保険の運営

医療保険制度改革への対応

医療保険制度の改革に的確に対応した事務処理体制等を整備し、市民への制度の変更情報等の周知徹底に努めます。

保険税収納率の向上

相互扶助を基本とする保険制度について市民の理解向上を促進しつつ、収納体制や徴収計画を整え、収納率向上に向けた取り組みを強化します。

国保運営の効率化・健全化

関係部署間の連携を密にし、職員資質の向上に努めながら、国民健康保険の効率的運営を目指します。また、健全な財政運営を目指し、国庫補助金等の有効な利用による国民健康保険基金の確保を図ります。

国保と保健・医療・福祉部門との連携強化

国民健康保険運営部門と保健・医療・福祉部門との連携を強化し、情報の共有化による効率的な事務処理を進めます。また、これらの情報を有効に活用し、保健、健康づくり活動の長期的、自主的な盛り上げを促進するとともに、重複受診や頻回受診等への指導などにより、医療費の適正化に努めます。

2-2-7. バリアフリー社会の形成

【現況と課題】

だれもが普通に生活、活動できる社会の環境をつくる「ノーマライゼーション」が、まちづくりの重要なテーマです。山口県の福祉のまちづくり条例により、公共施設の整備では、バリアフリー（障壁除去）が原則となっており、本市でも、道路への点字ブロック敷設をはじめ、公共施設や住宅、交通空間等のバリアフリー化に努めています。また、物理的な障壁除去だけでなく、心の面からの配慮も重要です。

多目的トイレ等の整備がさらに必要であり、民間建築物については、平成14年改正のハートビル法により、一定規模以上で不特定多数の人が利用する場合、新築時の配慮が義務づけられています。

誰もが快適に暮らせるまちを目指し、山口県ユニバーサルデザイン行動指針及び「下松市新障害者プラン」に沿って、関係機関と連携して各種事業を進めています。

高齢者や障害者の外出支援策として、福祉タクシー事業や移送サービス事業があり、幅広く利用されています。平成15年に「星ふるまちくだまつおでかけマップ」を改訂し、だれもが安心して外出できるよう情報提供に努めています。

災害予防の知識習得や、いわゆる災害要援護者を地域で助け合える仕組みを作り上げることも重要です。緊急通報装置の設置運営事業は、利用者一時負担金を伴いますが、約130世帯を対象に実施しています。

【計画の組み立て】

バリアフリー社会 の形成	公共的空間のバリアフリー化	道路空間のバリアフリー化推進 公共施設のバリアフリー化推進
	住宅のバリアフリー化	個人住宅の居住環境改善促進 高齢者や障害者に対応した 市営住宅の整備
	移動・交通対策の推進	交通機関のバリアフリー化の推進 道路や施設の利用環境改善 移動情報の提供
	防災対策の推進	

【計 画】

(1) 公共的空間のバリアフリー化

道路空間のバリアフリー化推進

歩道の設置と拡幅、点字ブロックの設置、道路の段差解消等、道路空間のバリアフリー化を推進します。

公共施設のバリアフリー化推進

ハートビル法や山口県福祉のまちづくり条例、山口県ユニバーサルデザイン行動指針及び

「下松市新障害者プラン」に基づき、公共施設では、高齢者や障害者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによる改善整備を順次進めます。

(2)住宅のバリアフリー化

個人住宅の居住環境改善促進

介護上の必要や介護予防のための住宅のバリアフリー化の相談に積極的に対応し、情報提供や住宅改修費の助成制度の周知と活用促進を図ります。

高齢者や障害者に対応した市営住宅の整備

市営住宅の建て替え等にあたっては、高齢者や障害者が生活しやすいバリアフリー住宅の確保について検討します。

(3)移動・交通対策の推進

交通機関のバリアフリー化の推進

交通バリアフリー法に基づき、公共交通事業者と連携し、高齢者や身体障害者の移動環境の向上に取り組みます。また、障害者への福祉タクシー券の交付や社会福祉協議会によるリフト付ワゴン車による移送サービスを引き続き実施します。

道路や施設の利用環境改善

移動の障害となる放置自転車やはみ出し看板などの除去について、関係機関と連携し、引き続き市広報などによる啓発を推進します。また、身体障害者補助犬の利用増進とその同伴に対する理解を促す啓発、事業所や公共交通機関への協力要請を進めます。

移動情報の提供

障害者の社会参加促進に役立つ「障害者のためのてびき」や「星ふるまちくだまつおでかけマップ」の内容を充実させます。また、聴覚障害者や視覚障害者に的確に情報を提供する字幕放送や音声多重放送の拡大について、県とともに国等へ要請します。

(4)防災対策の推進

災害要援護者の支援体制の充実を民生児童委員や自主防災組織とともに検討し、福祉施設の防災ネットワークの強化に努めます。また、市広報等により防災知識の普及啓発を行うとともに、住宅用防災機器等の給付条件緩和や給付品目拡大を国・県へ働きかけます。

2-2-8. 公共交通の充実

【現況と課題】

鉄道・バス等の公共交通機関は、自動車を使えない高齢者や障害者等にも身近な移動手段としてその利用・利便の確保、充実が必要で、また、1人あたりのエネルギー消費効率が良いため、自動車による環境負荷低減の観点からも活用が求められます。自動車と調和・共存した活用のあり方の検討が必要です。

鉄道は、JR山陽本線、岩徳線の増便や施設改善を隣接市と共同で西日本旅客鉄道(株)に要請しており、徳山駅への「のぞみ」停車等が実現しましたが、利用者減少による岩徳線の減便などの問題もあります。

バスは、防長交通(株)と利便性の確保や向上について随時協議しており、一部で路線変更、停留所設置が行われましたが、利用者は全体的に減少しています。道路の新設改良、住民要望に対応し、さらに見直し協議が必要であるとともに、環境変化に対応したバス輸送のあり方の総合的検討による路線体系の再構築やサービスの多様化等を図る必要もあります。

特に、米川、山田、切山、笠戸島線では、生活路線維持のための赤字補てんの助成を行っていますが、利用者の減少により助成額も増大しており、あり方の検討が求められます。

交通バリアフリー法の趣旨に沿って、バス事業者に対しノンステップバス購入への補助を実施し、JRに対しても施設改善を要望しています。

下松駅周辺などでは、必要な公共駐車場を確保するため関係機関等との調整を行っているほか、各種開発計画の中で駐車場の確保・整備に努めています。

駅周辺の利用しやすい駐輪場の整備が求められる中で、平成15年度に下松駅至近の場所に駅北駐輪場を整備しましたが、なお、歩道上への放置は完全には解消されず、啓発等により理解を求める必要があります。自転車は環境にやさしく健康にも良い乗り物として利用促進が望まれ、安全で快適な走行環境づくりが求められます。

〔図表1〕市内鉄道各駅の乗車人員の推移

(単位:人)

年度 駅名	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年度		
				計	定期外	定期
下松駅	777,997	769,695	773,076	758,946	270,572	488,374
周防花岡駅	134,514	127,833	132,204	126,985	38,547	88,438
生野屋駅	48,115	57,057	53,095	52,675	22,385	30,290
周防久保駅	62,444	49,888	50,127	51,083	15,863	35,220
計	1,023,070	1,004,473	1,008,502	989,689	347,367	642,322

注)平成13年はデータなし。

資料:西日本旅客鉄道(株)

〔図表2〕バス運行路線と運行便数

(単位:回)

運 行 路 線	1日運行便数(往復)
徳山駅前～(国道2号)～高森・岩国駅前	8.0
徳山駅前～下松駅南口～平生・柳井駅前	11.0
徳山駅前～(国道2号)～兼清・鶴見台団地	13.5
徳山駅前～(国道2号)～華陵高校・花岡・周南記念病院	16.5
徳山駅前～(末武)～周南記念病院・久保団地・久保駅前	10.5
徳山駅前～櫛ヶ浜駅～下松駅南口	7.5
徳山駅前～中央線～下松駅北口	29.5
徳山駅前～バイパス～下松駅北口	5.0
戸田駅前～下松駅北口	29.0
下松駅南口～米川下谷～八代・魚切	5.5
深浦～下松駅南口(～周南記念病院)	10.0
下松駅南口～鶴見台団地	4.0
下松駅南口～周南記念病院・宮の前～久保団地	5.0
下松駅南口～久保団地・山田	6.0
下松駅南口～切山上	7.5
下松駅北口～旗岡～下松駅北口(～周南記念病院)	9.5
下松駅南口～徳山高専	1.0
下松駅北口～秋月ニュータウン～徳山駅	7.5

平成17年10月1日現在

資料:防長交通㈱

注)類似路線については、路線名・回数を集約している。

【計画の組み立て】

公共交通の充実

総合交通体系の検討

公共交通利用の促進
交通体系のあり方検討

鉄道利用・利便の向上

バス利用・利便の向上

路線網の再編成促進
サービスの向上と多様化促進
生活路線の維持対策

駐車場の機能整備

自転車利用の促進

自転車走行環境の改善
駐輪場の整備推進

【計 画】

(1)総合交通体系の検討

公共交通利用の促進

市広報、ホームページ、Kビジョン等を通して「ノーマイカーデー」の推奨など公共交通機関利用の啓発を行い、自家用車交通需要の公共交通機関への転換による利用客の回復に努めます。

交通体系のあり方検討

鉄道・バスの果たすべき役割を再認識し、鉄道とバス、自動車と公共交通の連携・共存、輸送体系の再編成なども含め、より利用しやすく効率的な交通体系のあり方とその形成の方策を調査・検討します。

(2) 鉄道利用・利便の向上

山陽本線や岩徳線の増便、新幹線徳山駅の停車回数増等を西日本旅客鉄道(株)に要請し、利便性向上による利用者数増加を目指します。

(3) バス利用・利便の向上

路線網の再編成促進

幹線道路の整備や市街地開発の進展による都市構造の急速な変化に対応し、事業者とのバス路線網の効果的な見直し協議を続けます。

サービスの向上と多様化促進

バスベイや停留所施設の整備など、バス走行環境の改善を事業者と協議しながら進めるとともに、需要に合わせたダイヤ編成、フリー乗降制の検討、車両や停留所のバリアフリー化など、サービスの向上・多様化を促進します。

生活路線の維持対策

欠損補助路線は、引き続き事業者への運行補助により路線の維持に努めますが、欠損補助だけでない新たな路線維持方策、バスに代わる公共交通手段確保方策などを地区住民や事業者とともに総合的に検討します。

(4) 駐車場の機能整備

公共施設では駐車場の確保に努めるとともに、鉄道駅周辺等では、公共と民間が役割を分担しつつ駐車場の整備を検討、実施し、利便増進を図ります。

(5) 自転車利用の促進

自転車走行環境の改善

幹線道路の歩道等での自転車通行環境の整備を検討するとともに、河川沿い等も含めた道路環境整備により、自転車利用の促進、安全・快適な走行環境の提供を目指します。

駐輪場の整備推進

下松駅南口における駐輪場整備については整備方法等を検討し、同時に、放置自転車対策の指導強化を図ります。

2-2-9. 住宅の整備と管理

【現況と課題】

市内の住宅に住む世帯のうち、約3分の2が持ち家であり、民間借家も増加しています。住宅の平均的な広さは山口県平均に近く、築後30年以内の住宅が約7割を占め、毎年400～600戸の住宅が建てられています。

住宅の立地環境上の問題として、幅員4m以上の道路に接していないなど接道条件を満たしていない住宅が多いのが現状です。

高齢者がいる世帯が全体の3割に達し、単身高齢者世帯も増えています。高齢者がいる世帯の住宅は持ち家が大半ですが、単身高齢者世帯では民間借家の割合もやや多く、また、住宅団地では高齢化率が比較的高くなっています。

公営住宅は市営、県営合わせて約1,600戸あり、市営住宅で最近、建設、建て替えを行ったものは、居住面積の増加や高齢者対応等、質的な向上を図っています。今後老朽化が進む住宅が多く、計画的な整備更新の検討が必要です。

公営住宅の入居には所得制限があり、若年層や高齢者層は比較の入居しやすい反面、中堅所得者層のニーズに対応しにくく、特定優良賃貸住宅制度の活用等の検討も必要です。

市営住宅の維持管理は、環境整備計画を策定して計画的に進めています。駐車場の増設などの機能向上を含む改修や維持補修を引き続き進める必要があります。

「下松市住宅マスタープラン」において、6つの基本目標のもとに中心市街地の住環境整備、高齢化への対応など7つの推進プロジェクトを掲げています。公営住宅に関しては、平成15年3月に策定した「公営住宅ストック総合活用計画」により、既存の公営住宅の有効活用を中心に施策展開することとしています。

民間の宅地開発では、開発許可制度等関係法令の運用により良質な環境形成を誘導していますが、小規模な開発等ではゆとりの確保も困難な状況があります。開発事業者や居住者の理解と協力により、建築協定等の手法活用も含めた方策の検討が必要です。

〔図表1〕住宅新設着工戸数の推移

(単位:戸)

年度	区分 住宅総数				
	持 ち 家	賃 貸 住 宅	給 与 住 宅	分 譲 住 宅	
平成12年	638	269	141	1	227
平成13年	463	167	241	0	55
平成14年	382	173	194	0	15
平成15年	463	214	234	0	15
平成16年	591	206	270	0	115

資料: 建築統計年報

(図表2) 公営住宅の現況

(単位:戸)

団地名	建設年次	戸数	構造					
			木造	簡平	簡二	中耐	高耐	
市営住宅	末光	昭和27	8			8		
	尾尻	昭和29	24			24		
	緑ヶ丘	昭和33~34	48		48			
	末武西	昭和35~36	8		8			
	小深浦	昭和38	12		12			
	生野屋	昭和38~42	93		62	31		
	旗岡	昭和43~48	236				236	
	末武	昭和46~48	32				32	
	末武第二	昭和56	12			12		
	久保	昭和5~6	31				31	
	川瀬	昭和10	86				36	50
	計		590	0	130	75	335	50
県営住宅	生野屋	昭和61~昭和63	72				72	
	旗岡	昭和41~51	616				580	36
	久保	昭和57~昭和65	192				192	
	川瀬	昭和9	52				12	40
	花岡	昭和15	50				20	30
	計		982	0	0	0	876	106

注)平成17年4月現在

資料:土木建築課

【計画の組み立て】

住宅の整備と管理

良質な住宅地形成の誘導

地区特性に応じた整備誘導手法の研究
 良好な民間賃貸住宅の誘導
 人と環境にやさしい住宅地形成
 田園住宅・余暇型住宅の検討

公営住宅の整備と管理

市営住宅の計画的更新整備
 市営住宅の計画的な維持管理
 多様な公営住宅供給方法の検討

多様な住情報の提供

【計画】

(1)良質な住宅地形成の誘導

地区特性に応じた整備誘導手法の研究

中心市街地では、市街地再開発事業などを通じて都市型住宅を整備するほか、花岡地区等の歴史や独自の町並みを生かした住環境整備手法など、各地区の実情に応じた住宅施策を検討します。

良好な民間賃貸住宅の誘導

事業者や居住者の負担を軽減した良質な民間住宅供給策として、中堅所得者向けの特定優良賃貸住宅制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度の導入などに努めます。

人と環境にやさしい住宅地形成

民間の宅地開発、住宅建設に対して関係法令の的確な運用を図るとともに、「建築協定」や「緑地協定」、「まちづくり協定」等の活用を促進し、良好な住宅環境形成を促進します。また、人と環境にやさしい住宅・外構設計を奨励します。

田園住宅・余暇型住宅の検討

自然共生型の居住形態の需要動向を把握し、優良田園住宅制度等の導入や空き家の活用など、米川や笠戸島等の自然に囲まれたゆとりある環境を生かせる住宅整備のあり方等を検討します。

(2) 公営住宅の整備と管理

市営住宅の計画的更新整備

入居者の高齢化やひとり暮らし高齢者世帯の増加等への考慮も含め、老朽市営住宅の建て替え整備の方針を検討します。

市営住宅の計画的な維持管理

「市営住宅環境整備5ヵ年計画」に基づき、住宅の点検を定期的に行い、緊急度、危険度に応じた維持補修の実施、居住性の向上につながる改修整備の検討を進めます。

多様な公営住宅供給方法の検討

「公営住宅ストック総合活用計画」に沿って、既存の公営住宅の有効活用のあり方を総合的に検討するとともに、良質な民間施設の借り上げによる公営住宅としての供給や所得制限の緩い特定公共賃貸住宅制度の活用も検討します。

(3) 多様な住情報の提供

市民が必要な住情報を安心して得られるよう、国や県による住宅に関する情報提供システムの活用などを検討します。

2-2-10. 老後や低所得者の生活保障

【現況と課題】

国民年金制度改正に伴い、平成14年度から従来市町村が行ってきた保険料の収納事務が国へ移管され、国民年金事務処理体制が大きく変わりました。国民年金の円滑な運営と制度の安定のためには、年金制度に対する市民全般の理解を深め、制度への信頼の確保と参加意識の醸成を図ることが不可欠であり、市も積極的な年金啓発の広報活動を展開する必要があります。

生活保護制度は、低所得者の生活を保障する制度で、本市の生活保護世帯数は約260世帯で、わずかながら増加傾向にあります。高齢者世帯、傷病・障害者世帯、単身者世帯が多くを占めますが、適用に際しては、毎年関係機関と連携して収入調査、資産状況を把握しています。引き続き、適正な適用に努める必要があります。

このほか、低所得者世帯への資金貸付制度として県の生活福祉資金、生活安定対策資金があり、社会福祉協議会を通じて貸し付けを行っていますが、借受人が自立に向けて生活を再構築し、計画的に償還するというこの制度の趣旨に沿った指導に努める必要があります。

低所得者世帯の就労などの相談は、社会福祉協議会による相談支援事業等により対応し、問題解決の支援を行っています。

〔図表1〕国民年金の被保険者数及び検認率の推移

(単位:人・%)

年度	区分 被保険者	第1号 被保険者	任意 被保険者	第3号 被保険者	合計	検認率
平成12年		6,956	100	6,260	13,316	81.0
平成13年		7,212	97	6,130	13,439	78.4
平成14年		7,219	92	6,030	13,341	67.3
平成15年		7,162	98	5,901	13,161	67.6
平成16年		7,171	97	5,791	13,059	67.6

注)太枠内は「納付率」。

資料:住民年金課

〔図表2〕生活保護対象世帯数の状況

(単位:戸・%)

区分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他 の世帯	合計
世帯数	141	11	90	13	255
構成比	55.3	4.3	35.3	5.1	100.0

平成16年度月平均

資料:福祉支援課

【計画の組み立て】

老後や低所得者の
生活保障

国民年金制度の情報提供と啓蒙

低所得者福祉の充実

生活保護制度の適切な運営
福祉資金貸付制度の有効活用
相談支援体制の確保・充実

【計 画】

(1) 国民年金制度の情報提供と啓蒙

市広報による納付督促、申請免除・学生納付特例に重点をおいた年金制度の周知に努めます。また、相談業務に的確に対応できるよう、研修会の活用等による職員資質の向上、事務処理の効率化に努めます。

(2) 低所得者福祉の充実

生活保護制度の適切な運営

関係機関と連携しつつ生活保護制度を運用し、生活の困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活の保障と自立の助長を図ります。

福祉資金貸付制度の有効活用

社会福祉協議会やケースワーカー、民生児童委員等と連携し、生活福祉資金等の低利資金貸付制度の利用を促すとともに、低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長に向けた支援体制の強化に努めます。

相談支援体制の確保・充実

自立した生活に向けた相談や情報の提供、仕事の紹介等援護機能の充実を民生児童委員と連携して進めます。

3. よりたくましく

3-1. 都市の基盤づくり

3-1-1. 道路網の整備・管理

【現況と課題】

国道2号の花岡拡幅事業（末武中交差点から切山峠の間）が平成16年度に完了し、幹線道路の機能向上が果たされました。国道188号は、下松-光の拡幅、末武中交差点の立体化が完了していますが、暫定2車線で供用されている区間の4車線化及び東海岸通り沿線の高潮対策が必要になっています。

広域的連携を強めるため、下松・光間の新たな幹線道路の整備を検討しているほか、高速道路に準ずる機能を持ち、周南地域を東西に貫く地域高規格道路が「周南道路」として構想されています。

県道では、下松鹿野線のうち、市街地部分が末武大通線として平成11年に完成し、市街地環境形成に貢献しているほか、同県道の米川高畑地区の改良整備や瀬越下松線の一部が、平成15年度事業で完了しました。そのほか、笠戸島公園線は笠戸大橋の北側400メートル区間の改良、笠戸島線の改良が行われているほか、花岡停車場線の改良延長事業が、市道西条線の改良延長に合わせて行われています。また、下松新南陽線は現在2車線ですが、周南市と結ぶ重要路線で市民生活や産業面の利用度が高く交通量が増加しており、4車線化が急がれています。

都市計画道路は31路線、63,153mが計画決定され、平成17年3月末現在の改良済延長は31,243m（49.5%）で、概成済みを加えると整備率は約80.5%となっています。中部土地区画整理事業関連で大手線の平田川部分の架橋が平成18年3月に完成したほか、青木線の末武大通線以西について着手に向けた検討を行っています。西本通線、南駅通線及び東本通線の一部は、下松駅南地区リジューム計画、下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業において拡幅整備されます。

市道のうち、西条線は平成17年度に完成しましたが、市街化が進む中で幹線となる道路が未整備のまま残されている部分もあり、今後の計画的整備が求められています。

「下松市都市マスタープラン」で幹線道路整備の方向も示していますが、多大な投資と長い期間を伴う道路整備は、そのあり方等の検討が必要であるとともに、道路交通需要そのものを管理する方策（交通需要マネジメント）の検討も求められます。

生活に密着したその他の市道については、年次的に局部改良、路面舗装、補修等の整備を進めており、交通安全上の問題箇所等の改善も含め、引き続き改良整備の推進が必要です。また、道路の維持管理に市民の力を生かすことも有効で、市民参加のあり方についての検討と展開が求められます。

下松駅から下松タウンセンターにかけての主要市道で、ミルキーウエー事業として都市景観向上、緑化、休憩施設設置等の整備を進めてきました。今後も、安全・快適な歩行者・自転車の回遊性を高める必要があります。

〔図表1〕道路の状況

	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
国道	2	14,524	14,524	100.0
県道	11	54,325	54,325	100.0
市道	706	284,254	274,128	96.4
計	719	353,103	342,977	97.1

注)平成16年4月1日現在

資料:土木建築課

〔図表2〕市道の整備状況

道路	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	
	284,254	58.1	96.4	
橋梁	総数	永久橋	木橋	交通不能橋
	178力所	178力所	-	7力所

平成16年4月1日現在

資料:土木建築課

〔図表3〕都市計画道路の状況

(単位:m)

路線数	都市計画決定延長				改良済み延長	概成済み延長	未整備延長
	計	国道	県道	市道			
31	63,153	14,980	16,325	31,848	31,243	19,580	12,330

注)平成17年3月31日現在

資料:都市計画現況調査調書

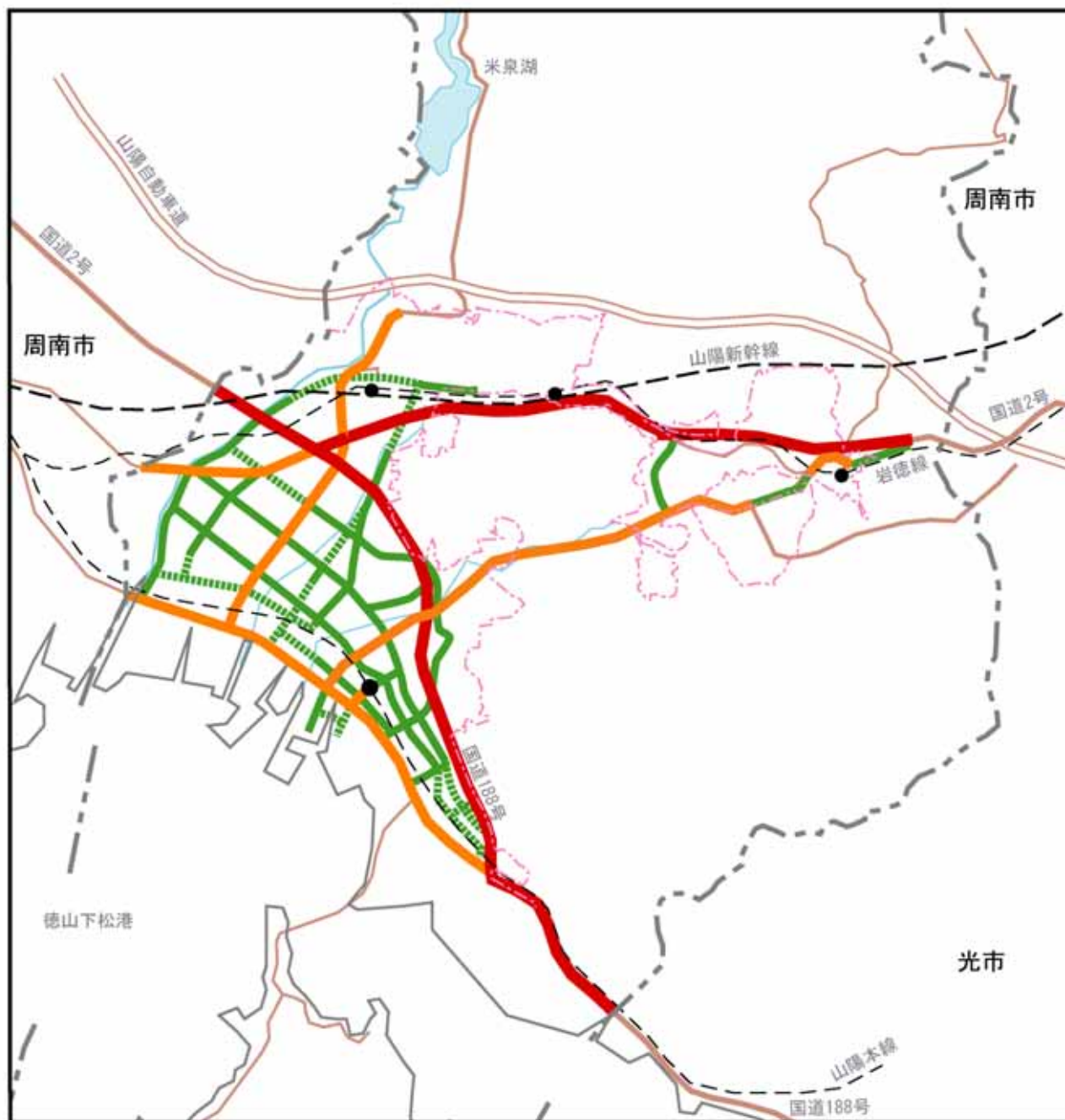
〔図表4〕国・県道ネットワーク図



〔凡例〕

	高速道路
	一般国道
	県道
	主要市道

[図表 5] 都市計画道路ネットワーク図



〔凡例〕			
	都市計画道路(国道)		
	都市計画道路(県道)		
	(都市計画道路以外の国・県道)		
	都市計画道路(市道)(現道あり)		鉄道・駅
	都市計画道路(市道)(現道なし)		(市街化区域界)

【計画の組み立て】

道路網の整備・管理	広域幹線道路の整備	国道の整備促進 県道各路線の整備促進 都市間幹線道路の整備検討
	市内幹線道路の整備	都市計画道路の整備推進 主要市道の整備推進
	身近な生活道路の整備	
	快適な道づくり	
	道路の整備・管理のあり方の検討	道路整備の優先順位や整備手法の検討 交通需要マネジメントの研究 道路整備や維持管理への市民参加の検討と促進

【計 画】

(1) 広域幹線道路の整備

国道の整備促進

市内の国道のうち国道 188 号について、暫定 2 車線供用のまま残されている区間の 4 車線化及び高潮に強い道路への改善を要望していきます。

県道各路線の整備促進

県道笠戸島公園線、花岡停車場線、笠戸島線、獺越下松線、下松新南陽線について、交通の円滑化のための改良整備を促進します。

都市間幹線道路の整備検討

周南地域の都市間交通の一層の円滑化のため、下松・光間の新たな道路整備を県や関係市とともに検討します。また、周南道路の整備については、本市の都市形成、産業振興への影響を見極めながら、その整備方法、財源も含め、関係機関との協議・検討を続けます。

(2) 市内幹線道路の整備

都市計画道路の整備推進

都市の骨格をなす都市計画道路のうち、末武地区の青木線、大手線の整備のほか、下松駅前第 1 地区第一種市街地再開発事業に伴う南駅通線、東本通線の一部の整備を推進します。

主要市道の整備推進

市道のうち各地区等の幹線機能を果たす路線について、周辺の市街化や環境整備状況等に即した整備の方針を検討します。また、橋梁については、災害、耐震、老朽化等への対策を視野に入れた年次計画を立て、順次整備を進めます。

(3) 身近な生活道路の整備

生活道路の整備は、高齢社会の日常生活における買い物や通院、円滑な消防・救急活動等を可能とすることを基本として整備方針を定め、効果的に拡幅や舗装、補修等の整備を進めます。

(4) 快適な道づくり

北駅通線や市街地再開発事業で整備中の南駅通線などシンボルゾーンの主要道路では、特に植栽とその管理などを重視した快適な道づくりを進めます。また、通過交通と生活交通を区分する道路整備など、交通弱者を保護する道路空間形成のあり方を検討します。

(5) 道路の整備・管理のあり方の検討

道路整備の優先順位や整備手法の検討

道路網全体について、高齢社会や環境との共生などの社会環境の変化を踏まえ、交通体系の調査に基づく計画見直しを含め、整備の基本的方針と整備優先順位や整備手法を検討します。

交通需要マネジメントの研究

限られた道路空間の有効利用や環境保護の観点から自動車交通量を抑制するため、自動車の使い方の工夫や公共交通機関への転換など、交通需要を規制・誘導する方策の研究と市民への啓発を進めます。

道路整備や維持管理への市民参加の検討と促進

身近な生活道路の整備については、地域の状況把握に努めるとともに、道路の除草や清掃などに自治会活動やボランティアの参加を求めています。

3-1-2. 都市交通拠点施設の充実と活用

【現況と課題】

駅や駅前広場等は、市の玄関口としても重要な都市交通拠点施設で、公共交通機関の利用だけでなく、情報提供や交流など様々な拠点機能を備えた場として整備、活用することが、求心力ある都市形成のためにも必要です。

下松駅は、早朝・夜間が無人化されており、利用・利便のほか防犯上も問題があるため、その解消が必要です。下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業では地域交流センターを整備中であり、それらとあわせ、市の中心駅にふさわしい拠点機能の発揮が求められます。

下松駅の北口では、隣接の金輪公園一帯の整備につなげる形で駅北広場の環境整備を行いました。南口駅前広場は、下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業の中で平成18年10月完成予定で整備を行っています。

駅前広場整備においては、バス等の公共交通機関の乗り継ぎ利便の確保・向上とともに、駐車場の確保も求められます。

【計画の組み立て】

都市交通拠点施設
の充実と活用

駅と駅前広場の機能整備

下松駅の機能維持・向上
駅・駅前広場の機能のあり方検討
下松駅南口広場の整備
岩徳線各駅の拠点機能整備検討

バスターミナル機能の整備

【計 画】

(1) 駅と駅前広場の機能整備

下松駅の機能維持・向上

下松駅の利用利便性を高め、防犯上の問題等を解決するため、西日本旅客鉄道(株)に早朝夜間の無人化解消の要請を続けます。

駅・駅前広場の機能のあり方検討

駅や駅前広場空間が交通結節点、都市の拠点として人が集まる魅力ある場となるために必要な機能を検討し、下松駅については駅南地区リジューム計画との調和に配慮します。

下松駅南口広場の整備

下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業の中で駅前広場の整備を促進し、個性ある新たな都市拠点として活用します。

岩徳線各駅の拠点機能整備検討

岩徳線各駅舎の有効利用も含め、交通拠点機能向上のあり方を関係機関と連携して検討します。

(2) バスターミナル機能の整備

バスターミナル機能のあり方についてバス事業者と協議、検討を進め、バス利用や鉄道との乗り継ぎの利便向上のほか、都市構造の変化に対応した交通拠点整備を目指します。

3-1-3. 港湾機能の整備

【現況と課題】

特定重要港湾徳山下松港の本市部分には2つの公共埠頭があり、山口県が管理しています。第2公共埠頭の拡張整備に続き、第1公共埠頭の拡張整備も進められ、周南地域の産業基盤としての機能拡充が図られています。

海上貨物輸送量は、鉱産品の輸入・移出を中心に回復しつつあります。これをさらに伸ばし、地域の産業基盤として港湾をより有効に活用することが求められます。なお、徳山下松港を利用する民間企業と県及び関係機関で「徳山下松港ポートセールス推進協議会」を設置し、海外、国内へのPR活動を実施しています。

一方、深浦地区、落地区での港湾機能整備の完了に続き、洲鼻地区でも小型船だまりの建設が進められています。

第2公共埠頭に近接する清掃工場移転跡地を含む遊休地は、埠頭公園とあわせ、その有効活用方策の検討が必要です。また、第1公共埠頭背後は、下松駅南地区に連なることから、中心市街地近接のウォータースタイル空間としての活用が求められます。

〔図表1〕下松港海上貨物輸送量の推移

(単位:千t)

区 分		年 次					
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	
輸 出 ・ 移 出	計	1,098	1,736	3,896	4,049	4,928	
	輸移出別	輸 出	1	5	17	13	17
		移 出	1,097	1,731	3,879	4,036	4,911
	品目別	鉱 産 品	485	1,193	3,362	3,490	4,362
		金属機械工業品	581	521	516	537	550
		化学工業品	22	6	2	1	0
		軽工業品	0	0	0	0	3
特 殊 品		10	16	16	21	13	
輸 入 ・ 移 入	計	1,593	2,466	4,140	4,630	5,439	
	輸移入別	輸 入	18	1,317	2,600	2,626	2,605
		移 入	1,575	1,149	1,540	2,004	2,834
	品目別	林 産 品	12	0	0	0	0
		鉱 産 品	637	1,659	3,322	3,789	4,690
		金属機械工業品	825	726	711	778	702
		化学工業品	119	81	106	63	46
軽工業品		0	0	0	0	0	
特 殊 品	0	0	1	0	1		
合 計		2,691	4,202	8,036	8,679	10,367	

資料:港湾統計調査(国土交通省)

【計画の組み立て】

港湾機能の整備	港湾機能の強化と活用	港湾の活用度増進 港湾機能整備促進
	港を生かしたまちづくり	港湾背後地の有効利用 ウォーターフロント空間の整備検討

【計 画】

(1) 港湾機能の強化と活用

港湾の活用度増進

港湾施設を地域産業の振興に有効に活用するため、港湾管理者等とともに、素材型貨物だけでなく第3次産業企業も含め幅広くポートセールスを展開します。なお、港湾施設整備については、的確な需要見通しのもとで関係機関と連携しながら進めます。

港湾機能整備促進

洲鼻小型船だまりの早期完成を要望します。

(2) 港を生かしたまちづくり

港湾背後地の有効利用

(「1-1-2. 市街地整備」の項に記載)

ウォーターフロント空間の整備検討

第1公共埠頭の拡張整備にあわせて、港湾施設の一部を市民が海に親しめる場として活用し、下松駅南地区と一体となったウォーターフロント空間とするための検討を行います。

3-1-4. 上水道の整備と管理

【現況と課題】

上水道は、第3次拡張事業計画（目標年次は平成22年度、計画給水量1日最大82,000 m³、計画給水人口79,000人）に基づき、給水区域の拡張や施設整備に取り組んでいますが、環境変化に伴い、計画給水量及び計画給水人口の見直しなど事業内容を再検討する必要があります。

上水道は末武川ダム、温見ダムを水源とし、予備水源として大海町水源地があります。浄水施設は、御屋敷山浄水場が全市的に対応しており、安定給水確保のために配水池の増設を進めているほか、順次施設の拡充整備を進めています。

上水道普及率は平成16年度末現在98.3%（給水区域内）に達し、市街化区域内の未給水地区は解消しました。

市街地の老朽管の布設がえ、水圧低下解消のための増径について、年次的に整備を進めています。

簡易水道は米川地区で運営しており、平成16年度末現在約半数の152戸に給水を行っています。

ダム水源における水質面の問題は特にありませんが、水源の富栄養化を防止するため、末武川ダムに水質保全設備の増設を検討することとしています。

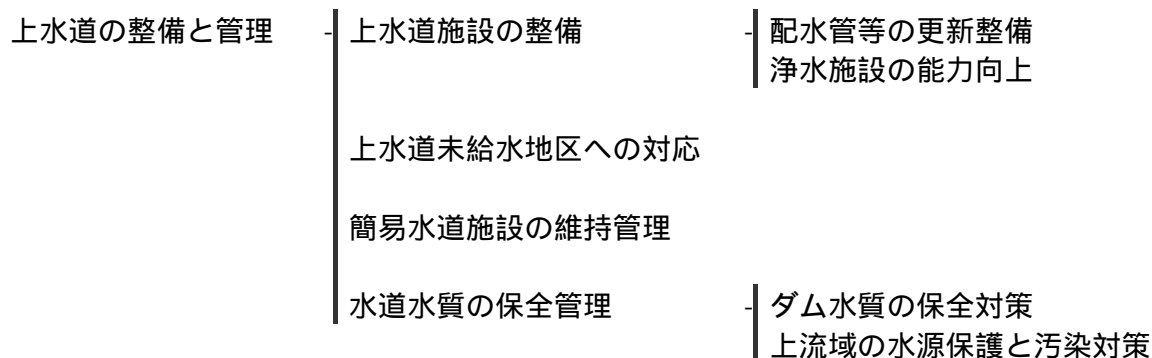
水源水質の汚染防止のためには、上流域の下水処理対策が重要です。上流のゴルフ場との間では、水質調査や農薬使用に関する協定を締結しているほか、県による末武川水系排水浄化対策会議が、平成4年に徳山環境保健所（現周南環境保健所）、徳山市（現周南市）、熊毛町（現周南市）と下松市により設置され、規制等に取り組んでいます。また、平成12年度からダム湖水源流域でモデル水源涵養林の造林を行っており、今後も水源涵養、水源保護を進める必要があります。

〔図表1〕水道事業配水量の推移

項目 \ 年度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
行政区域内人口(人)	55,018	55,075	55,027	54,993	55,214
給水区域内人口(人)	54,202	54,277	54,238	54,223	54,459
給水人口(人)	54,042	54,171	54,060	53,256	53,520
普及率(%)	99.7	99.8	99.7	98.2	98.3

資料：水道局

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 上水道施設の整備

配水管等の更新整備

市街地中心部を主体に、有収率の向上や赤水対策となる老朽管の布設がえを年次計画に沿って行います。また、3階建て以上の直結給水範囲の拡大のため、増径についても検討します。

浄水施設の能力向上

配水池の増設により、国の配水施設能力の新基準(配水能力12時間の確保)に対応します。

(2) 上水道未給水地区への対応

未給水地区への給水は、開発等による生活環境や水事情の変化、需要や投資効率等を勘案しながら対応します。

(3) 簡易水道施設の維持管理

米川地区の簡易水道は、施設の老朽化に伴う補修を計画的に行い、安定的な維持管理に努めます。

(4) 水道水質の保全管理

ダム水質の保全対策

未武川ダムの富栄養化を防止する水質浄化設備の増設を県及び周南市の協力を得ながら進めます。

上流域の水源保護と汚染対策

ダム上流域の水源涵養林の整備を上・下流域地域が一体となって推進するとともに、上流域での生活雑排水等の汚染源の改善対策を関係機関の協力を得ながら進めます。

3-1-5. 情報ネットワークの充実

【現況と課題】

パソコンや携帯電話等が普及し、世界的規模で自由に情報のやりとりができるインターネットの利用も急速に拡大しています。情報技術（IT）は、まちづくりの様々な場面にも活用でき、地理情報システム（GIS）など多様な活用への取り組みがなされています。

平成13年7月にIT推進プロジェクト本部を設置し、平成14年3月に「下松市地域情報化推進計画」を策定しました。同計画では、地域の情報基盤整備とその活用の方針を示しています。

産業界では、生産技術や流通、商取引、人材育成等あらゆる分野で情報化が進み、周南地域地場産業振興センターでも中小企業の情報化を支援しています。

平成15年度に総合行政ネットワーク（LGWAN 県内YSN）の全国での接続が完成し、山口県では平成16年11月に電子申請・届出サービスを開始するなど、主に行政の効率化の観点から広域的な行政情報システムの整備が進んでいます。県内市町でも、平成17年度に申請・届出事務の共同電子化等の開発を行っており、これらに対応するため本市でも、内部事務システム及び地域インフラ整備等の基盤整備が急務となっています。行政の情報化は、国や県の動向を見ながら進める必要があり、それにより住民サービスの向上につなげる必要があります。

本市のインターネットホームページでは、行政やまちづくりに関する情報発信を行っており、常に最新の情報を提供できる更新管理に努めています。市民などからのまちづくりに必要な情報の吸収など、双方向性を有効に発揮させ、行政運営にも生かすことが必要です。

地域密着型の情報提供を行うCATV（Kビジョン）は、平成15年7月にサービスエリアを光市大和地区、周南市八代地区まで拡大し、平成18年度には米川下谷地区への拡大を予定しています。サービスエリアに含まれていない笠戸島地区と米川・久保地区の一部への整備の拡大が求められています。

平成15年10月にコミュニティーFM放送局（エフエム周南）が開局し、市の行事等の情報発信を行っています。このような多様な情報媒体を有効に活用することが重要となります。

情報技術の活用には、高齢者等のいわゆる情報弱者への対応も十分に行う必要があり、自宅にいながら福祉等の必要な情報を得られる工夫が求められます。

【計画の組み立て】

情報ネットワークの充実	情報通信技術の多彩な活用	市ホームページの積極的な活用 情報基盤整備促進とネットワークの適正管理 各分野での情報システムの有効活用 市民参加への情報技術活用 地域公共ネットワークの整備 電子市役所機能の実現
	多様な情報媒体の活用	Kビジョンサービスエリアの拡充促進 各情報媒体のまちづくりへの活用
	情報弱者への対応	
	個人情報保護対策	

【計 画】

(1) 情報通信技術の多彩な活用

市ホームページの積極的な活用

大量の情報の即時提供に有効な手段であるホームページを各種申請・届出等での利用も含め積極的に活用するとともに、アクセス手段の拡大を図ります。また、市民意見の吸収など双方向性を生かす仕組みを強化するとともに、受発信情報を総合的に管理できる体制づくりに努めます。

情報基盤整備促進とネットワークの適正管理

インターネット等を利用した各種の情報システムの整備や活用が容易な環境を整えるため、光ファイバーによるブロードバンド環境の拡大も含め情報基盤の整備を促進するとともに、それらによる情報網の適正な維持管理に努めます。

各分野での情報システムの有効活用

各種の情報機器やシステムを福祉や教育などの分野に利用し、サービスの向上や教育効果の向上などに役立てるため、各部門におけるシステム等の周知や活用への取り組みを進めます。

市民参加への情報技術活用

特定の政策課題や計画等について広く市民から意見を募る「パブリックコメント」の手段として、インターネット（メール機能）の活用を検討します。

地域公共ネットワークの整備

市内の公共施設等を高速大容量の回線を利用して相互に接続する地域イントラネット基盤施設整備を進め、行政事務の効率化・高度化や市民への幅広く迅速な情報提供に役立てます。

電子市役所機能の実現

県内市町が共同開発、共同運営する電子申請・届出システム等による市民・企業サービスの向上や、行政事務の省力化・効率化及び高度化を目指した仕組みづくりを検討します。

(2)多様な情報媒体の活用

Kビジョンサービスエリアの拡充促進

CATV（Kビジョン）のケーブルが敷設されていない地域へのサービス提供拡大の方法を事業者、関係機関とともに協議・研究します。

各情報媒体のまちづくりへの活用

市政情報のほかまちづくりに関する様々な情報を収集し、Kビジョンやエフエム周南など多様な情報媒体により幅広く市民に提供し、情報受発信の機会を増やします。

(3)情報弱者への対応

障害者や高齢者への情報提供に情報機器を多様に活用し、情報格差の解消を目指すともに、それらを手助けする市民組織、NPO等の育成、活用を図ります。

(4)個人情報保護対策

情報化の進展に伴い、取り扱いが増加する個人情報については、その管理及び保護に各部署で最大限の注意を払い、ルールを定めて遵守することによって情報流出や悪用などを防止します。

3-2. 安全な都市環境づくり

3-2-1. 消防・防災体制の充実

【現況と課題】

市内の火災発生件数は、年間 20 件前後で推移しており、うち建物火災が半数程度を占め、また、高齢者世帯の火災が多くなっています。

本市の消防体制は、消防本部・消防署及び消防団の連携によって構成されていますが、商業施設の増加や人口分布の変化等に対応した消防力の強化、組織の見直しの検討をしています。また、消防庁舎の老朽化に伴い、業務や訓練に支障も生じており、適切な対応が必要です。

広域的な消防連携体制として、山口県内広域消防相互応援協定を締結しているとともに、大規模災害等への対応として全国ネットの応援体制のほか、九州・中国・四国各県との協定による県単位の緊急消防援助隊も編成されています。緊急消防援助隊は、一次から四次の応援体制が定められ、本市でも消火隊 1 隊を登録し、応援要請に応じて出動できる体制を整えています。

消防団は、団本部のもとに 8 分団があり、地域防災のリーダーとなる技術集団であるほか、まちづくり組織としての役割も期待されますが、少子高齢化やサラリーマン世帯の増加で団員の確保が難しく、組織力の維持向上と強化が必要です。

消防知識と技能習得のため職員研修を実施しているほか、消防団員も研修に派遣しており、これらの計画的実施も含めた教育・訓練の強化が必要です。

不特定多数の人が出入りする特定防火対象物及び危険物施設の立入検査を実施しています。各事業所の自主防火・保安体制は強化されていますが、予防行政の観点から、計画的な検査実施と検査後の改善や改修の確認、消防用設備等の点検結果報告及び防火対象物定期点検報告の周知徹底を図る必要があります。

高齢者単身世帯を重点として住宅防火診断を実施していますが、市民の防火意識の啓発のため、地域での防火に関する学習機会の拡大等が必要です。

災害時の避難場所を 21 カ所、広域避難場所を 6 カ所指定していますが、市民への周知は必ずしも十分ではなく、徹底が必要です。

下松市防火委員会のもとに組織された幼年防火クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等では、消防本部による要請活動のほか、地域で自主活動を展開しており、住宅防火モデル地域の指定も含め、さらにその活動を深める必要があります。

臨海部工業地区は、「石油コンビナート等災害防止法」による特別防災区域に指定されており、事業所間で下松地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が組織され、定期合同訓練や県総合防災訓練等により防災体制が強化されています。

災害の複雑多様化に対応し、消防資機材の計画的な導入と更新、整備が必要で、消防車両の更新も求められます。防火水槽や消火栓等の消防水利は順次計画的に整備を行っていますが、さらに、地震等の大規模災害に対応する大型の耐震性貯水槽の設置や自然水利の確保が必要です。

道路が狭い等の理由による消防・救急自動車の進入困難区域も残っており、土地区画整理事業や道路整備等による解消が必要です。

災害情報の伝達は、防災行政無線、県の衛星通信ネットワーク整備により対応力を高めていますが、さらに充実が必要です。

災害の予防や発生時の対応、復旧体制等の指針として「下松市地域防災計画」を定めていますが、近年の台風災害なども教訓とした見直しも含め、危機管理体制の強化を図る必要があります。

救助体制強化のため、引き続き救助技術の向上と資機材の充実を進める必要があります。

平成 16 年の救急出動回数は 1,925 件で毎年増加しており、特に高齢者の急病による出動が全体の約半数を占めています。高規格救急自動車は 2 台配備していますが、耐用年数に合わせた更新等により機能を強化していく必要があります。

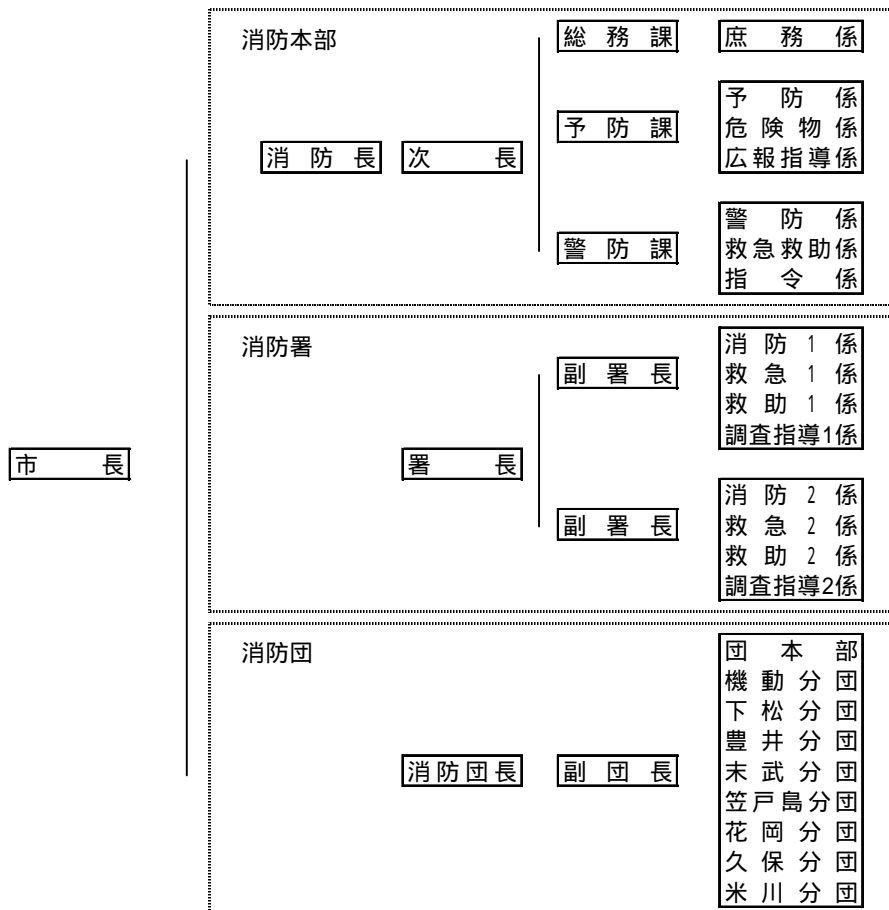
〔図表 1〕近年の火災発生状況

(1月～12月)

年	発 生 件 数 (件)					計
	建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	
平成 12 年	12	0	4	1	8	25
平成 13 年	7	1	1	0	11	20
平成 14 年	14	0	2	0	11	27
平成 15 年	13	0	1	1	1	16
平成 16 年	11	1	1	0	5	18
平成 17 年	11	0	0	0	7	18

資料：消防本部

〔図表 2〕消防機関の組織



【計画の組み立て】

消防・防災体制の充実	消防・防災体制の充実	消防本部体制の強化拡充 広域消防体制の充実 消防団の組織機能の維持向上 消防職・団員の教育訓練
	予防対策の推進	防火対象物・危険物施設 の適正管理指導 事業所の自主防災体制の強化 住宅用火災警報器の設置促進と 防火意識の啓発 地域防災計画の周知と充実 避難場所・避難経路 の周知と整備 地域防災活動の展開
	警防対策の推進	資機材施設の整備充実 消防水利の整備拡充 消防活動困難区域の解消 災害情報伝達体制の確立 救助体制の強化 救急体制の高度化

【計 画】

(1) 消防・防災体制の充実

消防本部体制の強化拡充

都市形態の変化や人口分布に即した消防力、消防体制の整備、充実を図ります。耐震工事の終了した消防庁舎についても、防災拠点施設としての機能を十分果たせるよう、老朽化に対応した適切な整備を行います。

広域消防体制の充実

広域的な大規模災害等に対し、全国緊急消防援助隊への登録参加などにより効率的に対応するほか、周辺市との消防体制の広域化についても長期的視野で検討します。

消防団の組織機能の維持向上

消防団の組織機能向上のため、女性を含めた消防団員の確保、人口分布、地域構造の変化に見合った分団管轄区域の見直し、団員の適正配置などに努めます。また、各種地域活動への参加等、まちづくりの一端を担う可能性を検討します。

消防職・団員の教育訓練

消防職員を毎年消防大学の専科課程や山口県消防学校の各教育課程に入校させるとともに、各種研修所、講習会へ派遣し、資格の取得と新しい知識・技術の習得を図り、円滑な消防業務の推進に役立てます。消防団員についても、県消防学校の各教育課程を活用し、現場活動の対応力強化、資質の向上を図ります。

(2) 予防対策の推進

防火対象物・危険物施設の適正管理指導

防火対象物への火災予防査察規程による立入検査を定期的を実施します。特に、不特定多数の人が出入りする特定用途防火対象物や要援護者が入院・入所している病院、福祉施設等の防火管理体制強化を指導します。危険物施設では、事故・災害防止のための施設の立入検査とともに、事業所による危険物施設の点検と保安管理の徹底を指導し、自主保安体制の強化を求めます。

事業所の自主防災体制の強化

下松地区石油コンビナート等特別防災区域協議会を中心とした関係機関等との相互連携、消防機関と市内4事業所との消防応援協定による災害発生時の防災活動の相互連携をより強化します。また、定期訓練等により、各事業所での自主防災体制の強化を促進するとともに、事業所間相互の応援体制の確立に努めます。

住宅用火災警報器の設置促進と防火意識の啓発

住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、事業所や各団体を対象とした防火懇談会等の開催促進により住宅防火自己診断を実施し、それらの診断結果を防火対策に有効に活かします。さらに、ミニ行政講座やKビジョン等を通じて防火意識の高揚を図ります。

地域防災計画の周知と充実

「下松市地域防災計画」の市民への周知を図るとともに、洪水ハザードマップの作成など防災情報の蓄積も踏まえ、地域環境の変化に対応した地域防災計画の見直し、充実を図ります。

避難場所・避難経路の周知と整備

災害時の避難場所、避難経路等について避難計画を策定するとともに、自治会（自主防災組織）等を通じて市民への周知を図ります。また、下松スポーツ公園は、地域防災拠点となる防災公園として整備を進めます。

地域防災活動の展開

婦人防火クラブ、少年消防クラブ、幼年防火クラブの自主活動を積極的に促進するとともに、住宅防火モデル地域の指定を進め、地域住民全体の防火意識の高揚と住宅用防災機器の普及を図ります。同時に、自治会組織を通じて自主防災組織の体制の確立に努めます。

(3) 警防対策の推進

資機材施設の整備充実

消防車両や資機材、震災資機材の計画的な更新、増強を図り、災害への対応力を高めます。消防救急無線は、平成28年5月からのアナログからデジタルへの移行を睨んだ計画的な整備を検討します。消防団についても、各資機材の計画的更新を進めます。

消防水利の整備拡充

消火栓、防火水槽を不足地域に年次計画に基づいて設置し、特に、水道管の新設や土地区画整理事業にあわせた設置を図ります。市街地以外では、空き地や休耕田等への簡易型防火水槽の設置による対応に努めます。また、河川等の改修に合わせ、活用可能な自然水利を確保すると同時に、地震等の大規模災害に対応する大型耐震性貯水槽の避難場所や公園等への設置を検討します。

消防活動困難区域の解消

緊急自動車の進入困難、木造建物の密集等による消防活動困難区域では、道路の路肩改修や隅切り等の改修のほか、土地区画整理事業や道路整備事業等を通じた解消を検討します。

災害情報伝達体制の確立

予警報の発令時や災害発生時に防災関係機関との密接な連携のもとで、住民等に迅速で正確な情報を伝達できるよう、地域防災計画に基づき、同報系無線や地域防災無線の整備促進、携帯電話等移動体通信の活用体制の整備、放送機関との協力関係の確保等に努めます。

救助体制の強化

救助工作車の有効活用とともに、引き続き救助資機材の導入に努め、大規模災害時の「山口県消防相互応援協定」及び緊急消防援助隊の活動にも対応します。また、「消防救助技術実施基準」に基づき、救助隊員の訓練等、反復錬磨を重ねるとともに、消防大学校救助科への入校により救助技術の向上に努めます。

救急体制の高度化

救命率の向上のため、救急救命士の養成を続けるとともに、救急救命士の行う高度技術（気管挿管、薬剤投与）の習得に努めます。また、市職員、消防団員、一般市民等を対象に、普通救命講習（自動体外式除細動器取扱いを含む）等を計画的に実施します。不特定多数の者が出入りする施設やスポーツ施設等に救急ステーション設置の推進を図ります。休日・夜間の病院受入体制は、一層の充実を目指して医師会等と協議を重ねていきます。

3-2-2. 防犯・交通安全対策の充実

【現況と課題】

市内の犯罪は、乗物盗、侵入窃盗、万引き等の窃盗犯が10年前と比べると約3倍という高い水準にあります。このような現状を踏まえ、「下松市安全安心まちづくり条例」を制定し、平成17年4月に施行しました。この中では、市や関係機関、市民、事業者がそれぞれ役割を果たすことを位置づけています。

市内では、市民による防犯パトロール隊、地域見守り隊が組織され、子供を含めた市民を守る活動、危険個所の点検活動等が自主的に展開されています。今後さらに、公民館ごとに市民ボランティアの発掘、育成と市民ボランティア間の情報の共有、連携の確立が必要です。

明るい平和な地域社会を築くため、山口県周南地区暴力追放運動協議会下松支部を中心に関係機関・団体と連携して、暴力追放「三ない運動」を柱に暴力団・暴力追放広報等啓発活動を推進しています。

夜間の犯罪防止と通行の安全のため、自治会の要望によるふれあい灯（防犯灯）の設置助成を行っています。これまでに約4,000灯が設置されていますが、犯罪の未然防止のため、今後も設置助成を行う必要があります。

市内の交通事故は、年間2,000～2,200件発生しています。市内の交通環境の変化や急速な高齢化等に伴い、高齢者による事故が増加しているほか、市内の主要幹線道路、特に国道2号での重大事故が多発しています。

交通事故の発生を防止するため、道路や周辺の施設等の整備計画、交通状況に対応して、歩道やカーブミラー等、交通安全施設の整備が必要です。

交通危険箇所の点検と必要な改善整備、交通規制等を警察や道路管理者と連携して進めており、今後も継続的な点検と対策が必要です。

市民の交通安全意識の高揚を図るため、下松市安全会議を中心に、四季の交通安全運動期間中の啓発活動を実施しています。特に、幼児、高齢者などの交通弱者を対象とした交通安全教育の充実が求められます。

下松市高齢者交通安全指導員による交通指導や年間を通じて開催する交通安全研修会などが、交通安全意識の啓発に効果を上げており、それらの一層の活用が必要です。

交通安全運動等の活動は、交通安全関係団体が下松市安全会議のもとで活発に行っていますが、効果的な運動展開のために、指導者、リーダーの育成、組織間連携等を進める必要があります。

交通事故による被災者を幅広く救済するため、市民交通災害共済を実施しています。若者の交通災害共済制度に対する関心が薄れつつありますが、加入者は毎年増加しています。

【図表1】市内の犯罪発生件数の状況

(単位:件)

年	区分	窃盗犯	その他	総数
平成12年		836	224	1,060
平成13年		993	217	1,210
平成14年		885	180	1,065
平成15年		756	239	995
平成16年		625	239	864

注) 刑法犯罪認知件数

資料: 下松警察署

【図表2】市内の交通事故発生件数の推移

(単位:件・人)

年	区分	件数	死者	傷者
平成12年		438	9(5)	516(74)
平成13年		398	4(1)	489(65)
平成14年		337	5(0)	416(59)
平成15年		370	7(6)	450(66)
平成16年		393	6(2)	485(69)

注) ()内は65歳以上高齢者の死傷者内数。

件数は人身事故のみ。

資料: 生活安全課

【計画の組み立て】

防犯・交通安全対策 の充実	安全安心まちづくりの体制づくり	
	防犯体制の充実	犯罪防止の組織的活動の展開 暴力の追放 ふれあい灯の整備促進
	安全な交通環境づくり	交通安全施設の整備推進 危険箇所の点検・整備と交通規制
	交通安全意識の高揚	交通安全教育の推進 交通安全関係団体の育成と活動展開
	交通事故被害者の救済	市民交通傷害保険の運営 交通事故相談体制の充実

【計 画】

(1) 安全安心まちづくりの体制づくり

「下松市安全安心まちづくり条例」の趣旨を具現化するための体制づくりを進めます。特に、下松市安全会議を安全安心まちづくりの推進機関と位置付け、交通安全、生活安全、水・火災安全、産業安全などの安全事業を展開します。

(2) 防犯体制の充実

犯罪防止の組織的活動の展開

「下松市安全安心まちづくり条例」の趣旨に従い、安全意識の高揚・啓発に努めるととも

に、防犯パトロール隊などの活動展開の支援をはじめ、ボランティア活動など市民ぐるみの防犯運動展開を警察署や下松市防犯対策協議会等との連携により進め、犯罪の未然防止に努めます。

暴力の追放

暴力のない平和な社会づくりのため、暴力追放運動団体や（財）山口県暴力追放県民会議の活動を促進します。

ふれあい灯の整備促進

自治会の要望に基づいてふれあい灯の設置を進めるとともに、自治会による適正管理を促進します。

(3)安全な交通環境づくり

交通安全施設の整備推進

歩道、信号機、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を交通状況等により、必要性の高い箇所から計画的に実施します。

危険箇所の点検・整備と交通規制

交通危険箇所の把握に努めるとともに、地域の実情に即した体系的な交通規制について関係機関と随時協議を続け、充実に努めます。

(4)交通安全意識の高揚

交通安全教育の推進

交通マナーの体得とモラル向上のため、学校、社会教育の場や市広報等を通じて、きめ細かい交通事故防止の実践的教育活動の推進に努めます。また、特に高齢者や園児、児童への交通安全指導を強化するため、高齢者交通安全指導員や交通安全研修会のより有効な活用のための条件整備に努めます。

交通安全関係団体の育成と活動展開

交通安全関係団体による活動を促進するほか、指導者やリーダーの教育、育成に努めるとともに、春・秋の全国一斉、夏・年末年始の全県下での交通安全運動に合わせ、組織的な取り組みを展開します。

(5)交通事故被害者の救済

市民交通傷害保険の運営

市民交通災害共済制度の適正な運営と充実に努め、交通事故被害者の救済、生活の安定及び交通安全意識の高揚を図ります。

交通事故相談体制の充実

相談内容の多様化、複雑化に対応して、相談員の資質向上等の条件整備を支援します。

3-2-3. 治水・治山対策

【現況と課題】

市内の河川は、末武川、平田川、切戸川の3水系にわたり、県管理の2級河川が7河川、市管理の準用河川が8河川あります。末武川には、温見ダムと末武川ダム（米泉湖）があり、他の河川も含めた一部で、危険箇所を重点に水害予防のための改修事業を行っています。

異常気象や都市化の進展により土地の保水能力が低下し、早急な溢水対策が求められています。平成11年の台風18号や平成16年の台風16号では河川の氾濫被害が生じており、治水能力向上のための河川整備を進める必要があります。一方、河川における自然の生態系の維持や復元、うるおい環境の確保等に配慮が求められ、治水機能と調和した親水機能の整備が必要となります。

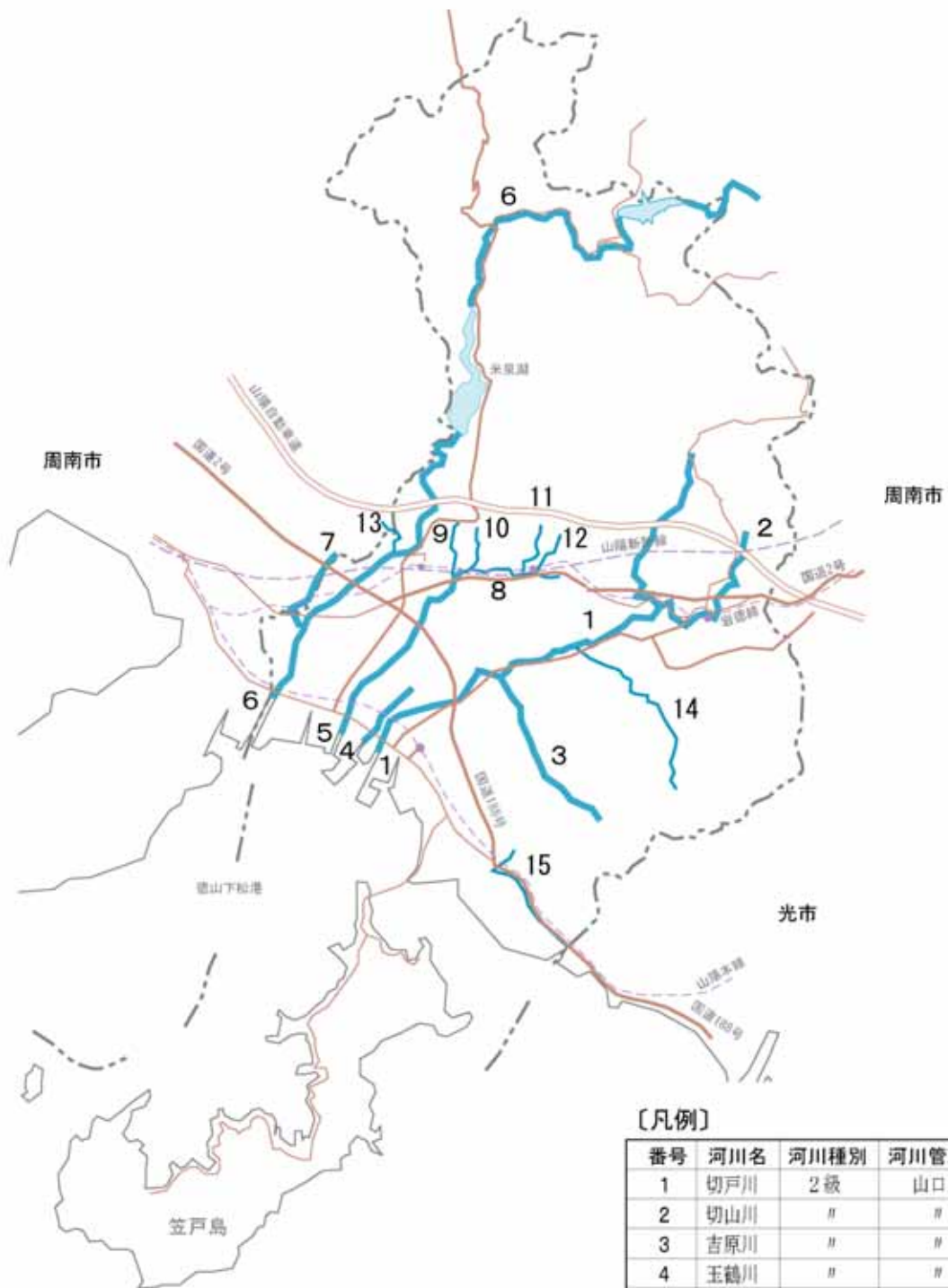
特に末武平野一帯は、市街化の急速な進展によって保水力が低下しており、平田川に防潮水門、排水機場があるものの、水害の危険が解消していません。

末武、中村地区の雨水排水には、竹屋川水系を中心に公共下水道（雨水）の幹線整備が必要ですが、道路幅員が狭く、既設の用水路との関係で、雨水渠の埋設が非常に困難な状況です。

近年の台風では、海岸部でも堤防を越えた高潮で大きな施設被害が生じました。高潮に対する水防対策を講じることも必要です。

米川、笠戸島及び市街地周辺の一部に、砂防指定地、急傾斜地区域、地すべり区域の指定箇所があります。近年、笠戸島深浦地区や旗岡東地区の急傾斜地崩壊対策事業が実施され、笠戸島本浦地区では砂防事業も実施中ですが、すべての対策には多額の事業費と長い時間を要します。今後も状況を常に監視しながら、必要な対策を県等に求める必要があります。

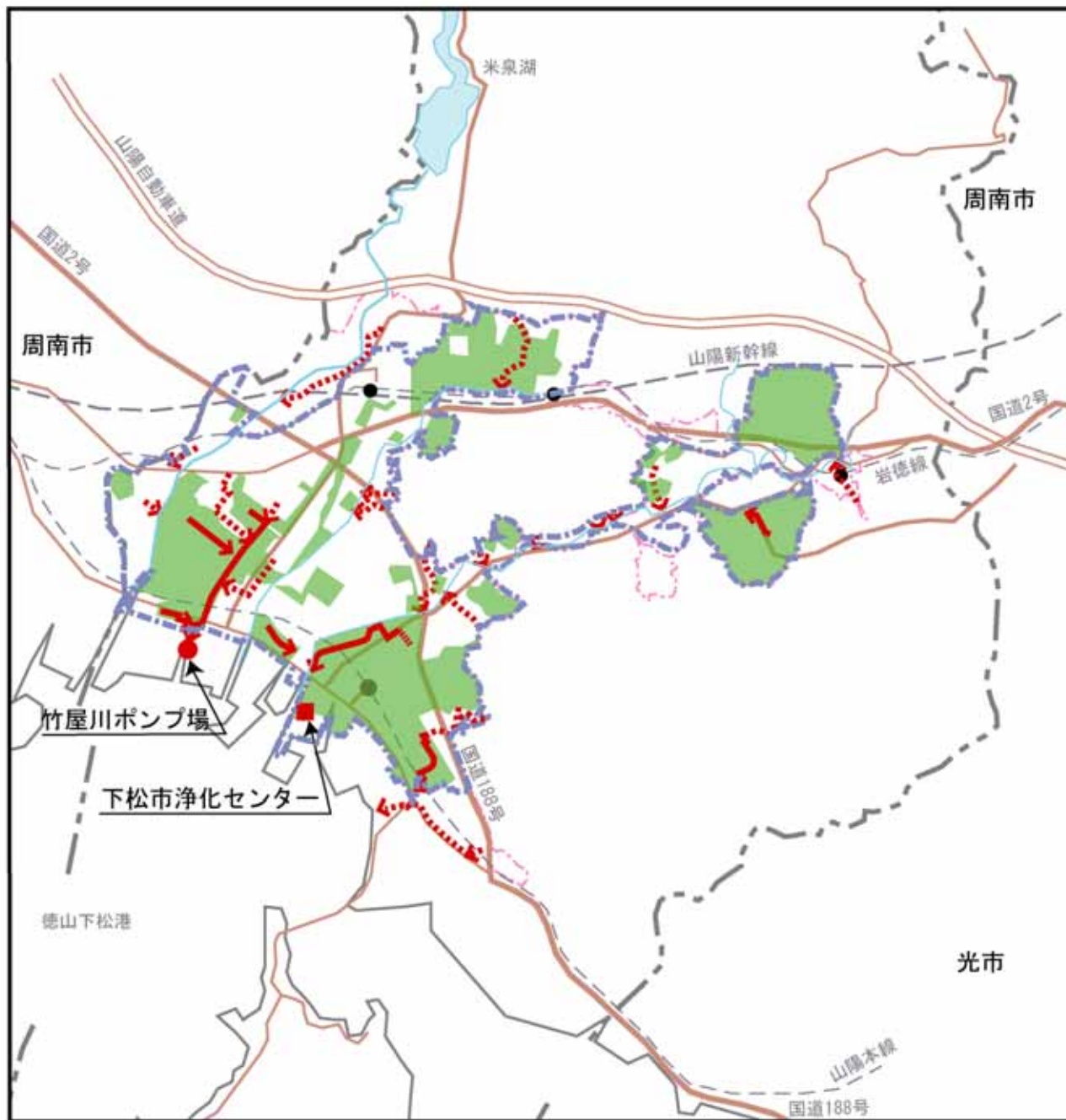
〔図表1〕 河川図



〔凡例〕

番号	河川名	河川種別	河川管理者
1	切戸川	2級	山口県
2	切山川	〃	〃
3	吉原川	〃	〃
4	玉鶴川	〃	〃
5	平田川	〃	〃
6	末武川	〃	〃
7	坂本川	〃	〃
8	生野屋川	準用	下松市
9	浴川	〃	〃
10	時宗川	〃	〃
11	西村川	〃	〃
12	宮本川	〃	〃
13	高橋川	〃	〃
14	小野川	〃	〃
15	水無川	〃	〃

[図表 2] 公共下水道（雨水系）整備状況図



[凡例]			
	市街化区域界		
	認可区域		
	平成16年度末現在施行済み区域		
	主要幹線(施行済み)		国・県道
	主要幹線(計画)		鉄道・駅

【計画の組み立て】

治水・治山対策	河川の改修整備	2級河川の改修促進 準用河川の改修推進
	公共下水道事業（雨水）の推進	
	高潮対策の検討	
	砂防・地すべり・急傾斜地対策の促進	

【計 画】

(1)河川の改修整備

2級河川の改修促進

県管理の2級河川切戸川、未武川、坂本川、玉鶴川については、適切な管理や改修整備の要請・協力を行います。改修整備が急がれる切戸川、玉鶴川については、工事の早期着手を要請し、また、平田川については、具体的な整備計画策定を要請します。

準用河川の改修推進

浴川の改修を年次計画に沿って行うほか、その他の準用河川も危険箇所から重点的に改修整備を進めます。これらの改修においては、環境に配慮した工法の採用を進めます。

(2)公共下水道事業（雨水）の推進

未武平野の保水力低下に対応するため、竹屋川雨水幹線を中心とした雨水系の公共下水道整備による排水区域の拡大に努めます。

(3)高潮対策の検討

近年の台風被害経験を踏まえた県による海岸高潮・河川高潮に関する計画見直しに対し、地元住民を含めた検討委員会により適切な沿岸防災対策を要望し、対策の実施促進に努めます。

(4)砂防・地すべり・急傾斜地対策の促進

砂防対策、地すべり危険箇所の対策、急傾斜地崩壊防止対策等について、国・県と一体となって危険度の高い部分から長期的視野に立って災害防止の整備を進めるほか、土砂災害の危険に対する認識の啓発にも努めます。

3-3. 豊かな産業活力づくり

3-3-1. 農業の振興

【現況と課題】

国の米政策改革大綱を受け、「周南地域水田農業ビジョン」が平成 16 年 1 月に策定されました。周南地域農業のあるべき姿の実現に向け、市場を重視した消費者が求める米の生産、野菜等園芸作物の振興、多様な担い手の育成・確保などを目指しています。

これらにより、地域の農産物が地元で消費される「地産地消」の推進を目指すことが望まれます。

本市の農家数は、平成 2 年から平成 12 年の 10 年間で 27%減少しています。農家のうち、農業以外の収入を主とする第 2 種兼業農家が 8 割を超え、中でも自給的農家が半数以上を占め、農業の体質は強いとは言えません。

経営耕地面積も減少を続けていますが、農業粗生産額は、米と野菜を中心に年間 7 億円前後で推移しています。

農道は、隣接市にまたがるふるさと農道があるほか、その他の農道では、集落内の生活道路の機能を兼ねている部分で拡幅や舗装、農道橋の改良等の必要性が残されています。

生産効率を向上させるための区画整理型圃場整備事業は、農業者や隣接地区住民等の意思調整が難しく、計画が遅れている状況です。

地域農業の活力再生には、男子後継者だけでなく、女性、中高年齢者、都市部に居住する退職帰農者、集落営農組織など多様な担い手づくりが必要です。認定農業者は現在 2 名ですが、今後の地域農業を支える担い手の確保のために、農協、農林事務所等と連携した対応と新規就農者への支援策が求められています。

農業経営の効率化に有効な営農集団の形成や農業生産法人の設立は見られず、機械の共同利用等に向けた支援等が必要とされます。農地の流動化による規模拡大もあまり進んでいません。

J A 周南管内に 7 つの営農センターが置かれ、下松市の営農センターでも県周南農林事務所と連携し、各地区農家への営農普及指導や情報提供等による生産性向上に努めており、今後も農家に直結した指導の展開が期待されます。また、平成 12 年には、農協、市、農林事務所等を中心に周南地域水田農業推進協議会が発足し、周南地域農業の振興に向けた取り組みを行っています。

消費者への新鮮な野菜等の提供と高齢者農業の支援のため、朝市の開催や個人による青空販売の実施が見られるほか、栽培履歴記帳の作成が行われています。

市内に展示圃、試験圃を設置し、作物試験、土壌調査等を行っています。こうした取り組みの継続により、作物体系の改善や栽培技術の向上、優良農地の確保等を目指す必要があります。

米川地区で、新規就農希望者により、荒廃した休耕田を活用した水田放牧の取り組みが行われています。今後は、畜産業を始めるための県事業（肥育経営育成事業）の活用により、中

山間地域の活性化と農地保全につながることを期待されます。

花卉の栽培が拡大しており、平成 16 年度から開始した「周南地域水田農業ビジョン」により産直部会が発足し、花卉部会の充実が図られ、農産加工品とともに生産・流通・販売体制も整備されました。しかし、下松市の農業特産物の知名度はまだ低く、加工も含めて個性的な特産品提供の体制づくりが望まれます。

農業への関心やニーズの高まりに対応するとともに、食の根源である農業の大切さを多くの市民が知り、農業体験を通して食・農意識の高揚を推進する方策の検討が求められています。

〔図表1〕専・兼別農家数の推移表

区分	年次	総数	自給的 農家	専業	兼業		
					計	第1種兼業	第2種兼業
実数 (世帯)	昭和 55 年	2,095	920	223	1,872	124	1,748
	昭和 60 年	1,995	892	295	1,700	57	1,643
	平成 2 年	1,642	741	371	1,271	93	1,178
	平成 7 年	1,440	665	380	1,060	18	1,042
	平成 12 年	1,205	735	137	1,068	11	1,057
構成比 (%)	昭和 55 年	100.0	43.9	10.6	89.4	5.9	83.4
	昭和 60 年	100.0	44.7	14.8	85.2	2.9	82.4
	平成 2 年	100.0	45.1	22.6	77.4	5.7	71.7
	平成 7 年	100.0	46.2	26.4	73.6	1.3	72.4
	平成 12 年	100.0	61.0	11.4	88.6	0.9	87.7

注) 各年2月1日現在で経営耕地面積5a以上の農家を対象。

第1種兼業とは自家農業を主とする兼業農家、第2種兼業とは自家農業を従とする兼業農家をいう。

平成2・7年については農業定義の改正により経営耕地面積10a以上の農家を対象。

資料: 農業センサス

〔図表2〕経営耕地面積の推移

区 分		経営耕地面積	田	畑	樹園地
経営耕地面積(a)	昭和 50 年	82,378	68,875	10,928	2,575
	昭和 55 年	70,781	60,387	8,371	2,023
	昭和 60 年	66,251	57,457	6,999	1,795
	平成 2 年	57,156	49,995	5,597	1,564
	平成 7 年	48,180	40,934	5,862	1,384
	平成 12 年	39,114	33,306	4,576	1,232
同構成比(%)	(平成12年)	100.0	85.2	11.7	3.1
減少率(%)	H12/H7	18.8	18.6	21.9	11.0

(注) 各年2月1日現在

資料: 農業センサス

〔図表3〕作目別農業粗生産額の推移

区 分	年 度	実 数 (百万円)				
		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総 数		620	590	730	770	700
(作物) 小 計		610	590	730	770	700
米		390	360	330	340	270
麦 類		0	0	0	0	0
諸 類		20	20	10	20	20
雑 穀 豆 類		0	0	0	0	0
野 菜		170	160	340	350	370
果 樹		10	10	10	20	10
花 き		20	40	40	40	30
工 芸 作 物		0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0
(畜産) 小 計		10	0	0	0	0
役 肉 牛		10	0	0	0	0
乳 牛		0	0	0	0	0
養 豚		0	0	0	0	0
養 鶏		0	0	0	0	0
そ の 他		0	0	0	0	0
生産農業所得(百万円)		210	190	240	240	230
農 家 一 戸 当 り 生産農業所得(千円)		173	154	198	196	188
耕 地 10 a 当 り 生産農業所得(千円)		38	34	45	45	40

注)生産農業所得には米の補助金、交付金を含む。

資料:山口農林水産統計年報

〔図表4〕農業粗生産額の県内シェアの推移

区 分	年 度	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
下 松 市(百万円)		620	590	730	770	700
山 口 県(百万円)		83,470	80,230	78,910	77,700	70,000
下松市/山口県		0.74	0.74	0.93	0.99	1.00

資料:山口農林水産統計年報

【計画の組み立て】

農業の振興

農業振興計画の見直し

農業生産体制の強化と効率化

- 農業の担い手育成
- 組織化・集団化の促進
- 経営規模の拡大促進
- 農業基盤整備の推進
- 作物体系の検討と栽培技術の向上
- 営農指導力の強化促進

優良農地の確保

特産作物等の形成

市民と農業の接点の拡大

- 朝市等の振興
- 農業公園の検討・整備
- 地産地消の拡大

【計 画】

(1) 農業振興計画の見直し

農業を取り巻く情勢変化の中で、農業を計画的に振興するため、5年ごとに行う基礎調査に基づき農業振興計画の的確な見直しを行うとともに、「周南地域水田農業ビジョン」に沿った展開との整合を図ります。

(2) 農業生産体制の強化と効率化

農業の担い手育成

関係機関と情報交換しつつ、農業生産組織、農業後継者、女性、高齢者等、地域農業の多様な担い手の育成に努めるとともに、「周南地域水田農業ビジョン」により組織された生産部会の活用も含めた新規就農者の受け皿づくりの検討や、関連する県事業等の活用など、農業への新たな活力導入への支援に努めます。

組織化・集団化の促進

農協を核とした農機具の共同利用やオペレーターの養成を図り、集落営農の組織化、共同集団化、農作業の受委託等の促進により、地域生産体制の確立、企業的農業経営の展開促進に努めます。

経営規模の拡大促進

農地の流動化を促進し、担い手または担い手組織への農地の集積、農業経営の規模拡大、農地の効率的利用に努めます。

農業基盤整備の推進

農業生産の効率化、機械化及び農業集落の生活環境の向上のため、農道の拡幅、舗装、農道橋の改良を計画的に進めます。また、分散した農地の区画形質の変更、用排水路や農道等の整備、耕地の集団化を総合的に実施する面的整備事業の実現に向け、関係地区の住民・農業者の合意形成に努めます。

作物体系の検討と栽培技術の向上

展示圃、試験圃の設置により作物試験を行い、収量や品質の向上、新品種の栽培技術の確立、新規作物の導入等に引き続き取り組みます。また、農協や農林事務所農業部を中心とした営農指導や技術指導により、市場性や適地性を考慮した振興作物を定め、その団地化を促進します。

営農指導力の強化促進

農協による営農指導、営農情報の提供、生産の団地化、組織化指導等の展開とともに、周南地域水田農業推進協議会を軸とした地域農業の振興を、農協と連携して推進します。

(3) 優良農地の確保

生産性の高い優良農地の効率的な確保のため、農地の流動化による規模拡大や農作業受託組織（集落営農組織）の設立とその活動支援などに努めます。

(4) 特産作物等の形成

「周南地域水田農業ビジョン」に従い、地域の特性を生かした特色ある産地づくりを進めます。特に、産直部会、花卉部会等の組織力、技術力の向上のため、研修会や営農指導の充実を図りながら、農産加工品の開発等の体制づくりを支援します。

(5) 市民と農業の接点の拡大

朝市等の振興

朝市、青空市場の常設に努め、高齢農業者の参加を促し、消費者に新鮮な野菜等を提供する場として定着させ、消費者の農業への関心を高めます。

農業公園の検討・整備

農業経営が厳しい状況に置かれる中で、今一度、食に対する感謝の気持ちと農業の大切さを見つめ直し、農業を通して多くの市民が交流する場として、土とふれあう体験農場（市民農園）を含む農業公園について、基本計画を策定した上で整備を図り、地域の活性化、農業振興の新たな拠点として活用します。

地産地消の拡大

市内で生産された農林産物が、消費者に「安全」・「安心」・「愛着」をもって受けとめられ、地元で積極的に消費されるという「地産地消」を推進し、生産者の生産意欲の向上と生産量の増加による地域農業の振興を目指します。

3-3-2. 林業の振興

【現況と課題】

本市の林野面積はほぼ横ばいで推移しており、民有林で若干の減少が見られます。林家数や林業従事世帯員数と比較して、造林実績や素材生産量が全県に占める割合は1%にも満たず、林業の産業としての実態は非常に脆弱です。

林業を取り巻く状況は厳しく、スギ、ヒノキの材価の低迷が続いています。従事者の高齢化もあって、担い手確保が困難となっています。森林を荒らさないため、下松市林業研究会により間伐、枝切り等の現地研修会、先進地視察を実施し技能の向上が図られており、この中から自主的なグループも生まれています。

林道は重要な林業生産基盤で、16路線、14kmあり、作業道は、50路線、24.5kmあります。「下松市森林整備計画」に基づき作業道の整備を進めていますが、良質な木材の切り出し条件の確保のため、市有林におけるさらに計画的な林道、作業道の整備が必要です。

担い手のいない森林が今後さらに増え続けると予想され、それらを維持・管理するために、森林組合の役割はますます重要となり、今以上の体制強化が求められます。

特用林産物として、生シイタケ、干しシイタケ、マイタケ等が栽培されています。それらの振興や間伐材の有効利用の方向を見出すことも必要です。

森林の間伐や枝打ち、除伐などを毎年実施していますが、広範囲にわたり計画どおりには進まず、森林の荒廃が懸念されます。そこで、木材以外の公益的機能を発揮させるために、短伐期施業から大径材生産を目的とした長伐期施業への取り組みが必要とされます。

森林の保全管理は、国土保全や災害防止の観点からも重要な課題です。市街地の市民も関心を持ってできる限り参加する必要があるとともに、森林を教育や保養などの場として積極的に活用することも求められます。

【図表1】所有形態別林野面積の状況

(単位:ha)

年度	合計	国有林	民有林				
			計	県	林業公社	市	私
平成12年	5,413	506	4,907	9	99	1,376	3,423
平成13年	5,400	502	4,898	10	99	1,381	3,409
平成14年	5,400	502	4,899	10	99	1,381	3,409
平成15年	5,400	502	4,899	10	99	1,381	3,409
平成16年	5,400	502	4,899	10	99	1,381	3,409

注)各年度3月31日現在

資料:山口県林業統計要覧

【図表2】林業の状況

区分	単位	下松市(A)	山口県(B)	A/B (%)
林家数(平成12年)	戸	572	33,114	1.73
林業従事世帯員数(平成12年)	人	104	7,765	1.34
造林実績	計	ha	625.81	0.25
(平成16年度)	再造林	ha	139.47	0.62
	拡大造林	ha	486.34	0.15
素材生産量(平成16年度)	m ³	931	181,030	0.51

資料:山口農村水産統計年報、山口県林業統計要覧

【計画の組み立て】

林業の振興	林業生産体制の確保と充実	林業の担い手育成 森林組合の機能発揮促進
	林業生産の振興	計画的な施業・生産活動の推進 特用林産物の振興
	林業生産基盤の整備	

【計 画】

(1) 林業生産体制の確保と充実

林業の担い手育成

林業活動団体である下松市林業研究会への支援の中で、林業教室や各種研修会等を通じた担い手、後継者の育成・確保、経営意欲と技術の向上を図るとともに、市有林監視員への協力など、幅広い人材や技術の活用を目指します。

森林組合の機能発揮促進

周南森林組合による森林整備事業が円滑に進められるよう支援を続けるとともに、森林組合と森林所有者の間で適切な森林管理がなされるよう、体制・制度の検討、整備を進めます。

(2) 林業生産の振興

計画的な施業・生産活動の推進

地域ごとの施業計画に適合した効率的な施業方法を検討しつつ生産活動を進めるとともに、収入間伐を促進します。特に、経済性のある森林は、森林組合等の協力により計画的な施業を推進し、優良森林と定め、良質木材生産に努めます。市有林内に造林したスギ、ヒノキ等についても、間伐、枝打ち、下刈り等の施業を計画的に進め、将来の良質材の生産に備えます。

特用林産物の振興

シイタケ、木炭、竹炭等の特用林産物の振興を支援し、山林の特性を生かした付加価値を生み出します。

(3) 林業生産基盤の整備

作業路（道）の計画的な整備を進めるとともに、既設作業路（道）の適正な維持管理に努めるほか、林道、作業道整備の新たな長期計画を定め、林業経営の生産性向上を目指します。

3-3-3.水産業の振興

【現況と課題】

平成 17 年現在の漁業経営体数は 57 あり、横ばい傾向で半数以上が専業ですが、経営規模は概して小さい状況です。

栽培漁業センターでは、クルマエビやカサゴ、オニオコゼ、ガザミ等の中間育成や、ヒラメ、トラフグ等の養殖を行っていますが、取扱量、売り上げは減少しています。水産物の需要変化に対応した中間育成の拠点機能を強化し、漁獲の安定的増大に寄与することが求められます。

また、養殖漁業者への技術相談などを行い、漁協青壮年部への指導等によってリーダーの育成を目指しています。

沿岸漁業活性化のため、漁場造成によって磯根資源の増殖を進めてきました。漁獲の安定性が低い面もあり、より効果的な魚礁設置等の方法を検討し、進める必要があります。

平成 17 年に県内の漁協が合併して、山口県漁業協同組合が発足しました。そのもとで、下松市、周南市の 2 市 5 支店で周南地域栽培漁業推進協議会を構成しているほか、漁業生産力の増進と社会経済的地位の向上を目的とした親睦団体として都濃水産振興会を構成しており、こうした広域連携による組織力を生かす必要があります。

漁業者の生活向上のため、漁業近代化資金、漁協等への貸付等の制度がありますが、その充実とともに、漁業の担い手づくりに向け新規就業者等への支援も必要です。

多様化する消費者ニーズに応えるための水産物流通の効率化には、流通関連施設の近代化が必要です。また、水産物の付加価値を高めるために加工品の開発等も求められています。

陸域からの廃棄物が漁場の荒廃や操業への障害を招くことから、水域環境クリーンアップ事業により、海浜干潟清掃や海底清掃を行ってきましたが、市民や漁業者自身の漁業生産環境保全意識をさらに高揚する必要があります。

釣り等の海洋性レクリエーション人口が増大し、漁場や漁港で漁業者との間に様々なトラブルが発生しています。水面利用等の調整のため、両者の話し合いが必要です。

〔図表1〕専・兼業別漁業個人経営体数の推移

(単位:世帯)

年次	総数	専業	兼業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
昭和 63 年	64	32	32	25	7
平成 5 年	53	28	25	18	7
平成 10 年	58	33	25	16	9
平成 15 年	54	32	22	17	5

注)各年度11月1日現在

第1種兼業とは漁業を主とする兼業をいい、
第2種兼業とは漁業を従とする兼業をいう。

資料:漁業センサス

〔図表2〕種類別漁獲量

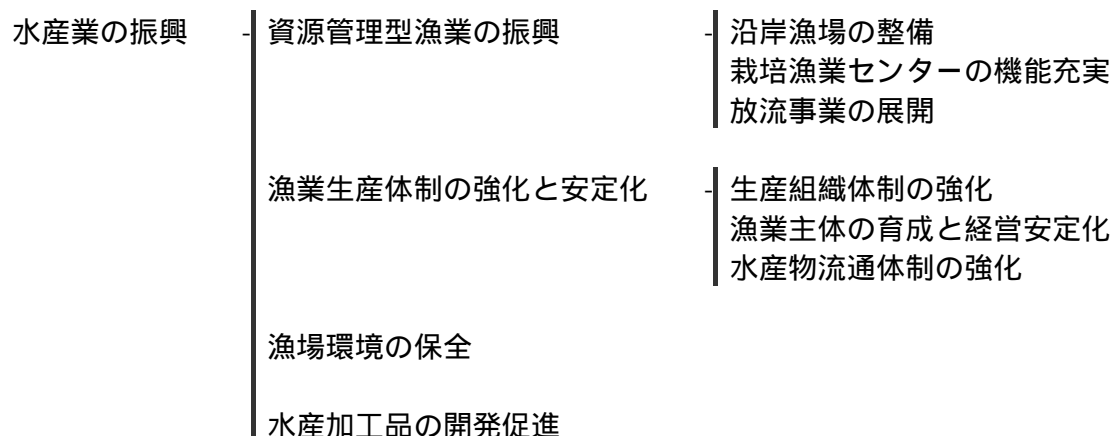
(単位:t)

年次	総数	魚類	貝類	水産動物	海藻類
平成12年	317	257	6	54	0
平成13年	336	220	18	94	4
平成14年	286	218	2	60	5
平成15年	208	166	3	39	0

注)四捨五入のため総数と内訳が一致しないことがある。

資料:山口県農林水産統計年報
(中国四国農政局山口統計・情報センター)

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)資源管理型漁業の振興

沿岸漁場の整備

笠戸島周辺へのタコつぼ産卵礁や魚礁の設置などによる漁場造成を継続的に進めます。これに際しては、整備魚礁の効果把握や実態調査等により整備方法を改善しながら、漁協や漁業者の意向を十分に反映し、対象魚種等も考慮して実情に合ったものとします。

栽培漁業センターの機能充実

栽培漁業センターは、種苗生産、中間育成及び養殖事業の強化を図るとともに、魚種の再考や生産経費の削減、技術改良、新規市場開拓、市場性のある新種苗開発等に努めます。

放流事業の展開

周南市と協調して放流計画を維持しつつ、漁業資源の育成のために事業を展開します。

(2)漁業生産体制の強化と安定化

生産組織体制の強化

漁協の合併等を踏まえ、地域における漁業生産組織の経営基盤の強化を促進します。

漁業主体の育成と経営安定化

漁業近代化資金や沿岸漁業構造改善事業、沿岸漁業整備開発事業、単県農山漁村整備事業などを活用し、漁業者の経営安定と生産体制の強化を促進します。また、県の人材確保育成事業や栽培漁業センターによる養殖漁業者への技術相談等を通じて、漁業従事者の経営安定による人材確保に努めます。

水産物流通体制の強化

漁協の合併による市場の統合などの効果を生かした水産物流通体制の強化を促進します。

(3) 漁場環境の保全

豊かな天然の漁場である笠戸島周辺の水域環境を保全するため、漁礁設置等による漁場造成のほか、水域環境クリーンアップ事業により海浜干潟清掃や海底清掃等を計画的に実施するとともに、釣りやマリンスポーツなどと漁業の共生を目指し、市民意識の啓発、遊漁者への組織的働きかけを進めます。

(4) 水産加工品の開発促進

漁協合併などで強化された経営基盤のもとで、漁獲物の付加価値を高める水産加工品、特産品の開発を促進します。

3-3-4.工業・物流業の振興

【現況と課題】

製造業は下松市の基幹産業と言えますが、平成 11 年 3 月に日本石油精製（株）新下松精油所の建設が断念され、平成 13 年 3 月には日石三菱精製（株）下松事業所が廃止されるなどにより、平成 11 年以降の市内の製造品出荷額は、工場数、工場従業者数とともに減少を続けています。

市内工業の業種構成は、鉄鋼業、輸送用機械器具製造業、一般機械器具製造業の 3 業種で出荷額全体の 9 割以上（平成 15 年工業統計）を占め、これら特定の業種に偏った特性が下松市工業の特徴となっています。

幅広い業種を対象とした工業生産基盤として、平成元年に東海岸通りに地場産業団地を、平成 6 年には周南工流シティーを整備しました。ここには市外、県外からの立地も含め、多くの事業所が立地しています。

今後の工業振興は、企業誘致だけでなく、地域での内発的な展開も重視する必要があります。山口県異業種グループ連絡協議会のもとで、県内の異業種交流グループに市内企業が参加して活動する例も見られ、企業間の連携・交流の一層の促進が求められるとともに、新規の起業についても、その有効な支援が必要です。

商工会議所会員組織を通じて、大手企業と地場中小企業との交流の場がありますが、情報交換が主体であり、研究開発や事業化等への共同展開も望まれます。

周南地域地場産業振興センターでは、地域の企業情報の収集、提供のほか、新技術・新製品開発支援のための研究や人材養成事業等を行い、企業間の人的交流、情報交換にも活用されています。また、企業からの技術や経営等の相談に対応し、経営力の向上・技術開発等を望む製造業事業所に対して、専門家の紹介等も行っています。徳山高専テクノ・アカデミアでは、高専を中心に地域企業が連携して共同研究や技術開発を行っています。

中小企業による独自の技術開発に対する国・県・市からの経費助成制度があり、経営の高度化、安定化にも資金融資等の支援策があります。商工会議所等による経営指導も行われており、それらの有効活用の促進が必要です。

周南工流シティーには物流企業も立地しており、地域の産業や港湾機能等とも連携した物流拠点機能の強化が期待されます。なお、周南工流シティーでは、立地企業が協同組合を設置しています。

また、周南地域の広域的産業拠点施設等の整備も課題ですが、その機能整備の合理的なあり方をさらに検討する必要があります。

(図表1) 工業力指標の推移

(単位: 箇所・人・百万円)

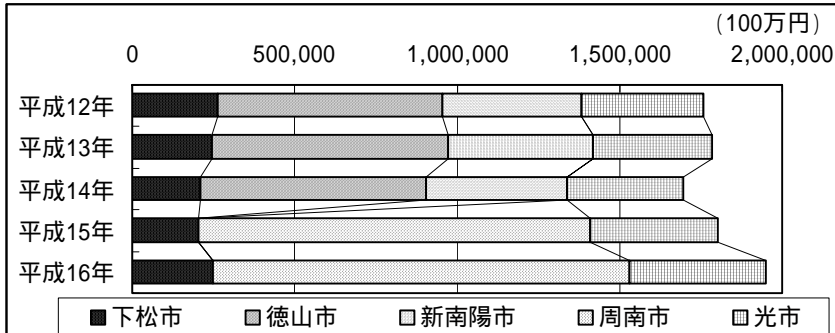
年次	区分	工場数	従業者数	製造品出荷額等	
					指数
平成12年		118	6,477	262,827	100.0
平成13年		106	5,910	244,034	92.8
平成14年		105	5,742	211,079	80.3
平成15年		101	5,262	204,357	77.8
平成16年		97	5,300	248,224	94.4

注) 従業者4人以上の事業所の数値。

指数は平成12年 = 100。

資料: 工業統計

(図表2) 周南4市の製造品出荷額等の推移



資料: 工業統計

(図表3) 業種別製造品出荷額の動向

(単位: 百万円・%・箇所・人)

業種	製造品出荷額等			同伸び率		構成比(%) (平成16年)
	平成5年	平成10年	平成16年	轆16/轆5	轆16/轆10	
食料	4,687	2,675	105	-97.8	-96.1	0.0
飲料	X	X	X	-	-	-
繊維	X	-	-	-	-	-
衣服	955	966	459	-52.0	-52.5	0.2
木材	1,959	1,445	961	-	-33.5	0.4
家具	162	X	X	-	-	-
出版	981	875	395	-59.7	-54.9	0.2
化学	1,947	1,851	2,852	46.5	54.1	1.1
石油	X	X	X	-	-	-
プラスチック	X	X	X	-	-	-
皮革	-	-	-	-	-	-
窯業	3,072	1,930	2,543	-17.2	31.8	1.0
鉄鋼	131,940	128,455	121,936	-7.6	-5.1	49.1
金属	14,475	10,285	7,950	-45.1	-22.7	3.2
機械	17,997	89,695	43,409	141.2	-51.6	17.5
電気	2,118	1,614	1,114	-47.4	-31.0	0.4
輸送	86,589	17,209	64,642	-25.3	275.6	26.0
精密	X	X	X	-	-	-
その他	395	847	827	827.1	-2.3	0.3
計	274,679	264,313	248,224	-9.6	-6.1	100.0

注) 従業者4人以上の事業所の値。Xは秘匿数値。

各年12月31日現在

資料: 工業統計

(図表4) 地場産業団地への立地企業の状況

立地企業数	14
うち市内に本社を置くもの	5
うち県内(市内を除く)に本社を置くもの	9
敷地面積合計 (m ²)	202,186
従業員数合計 (人)	300
上水使用量合計 (m ³ /日)	約160

平成17年3月31日現在

資料: 産業振興室

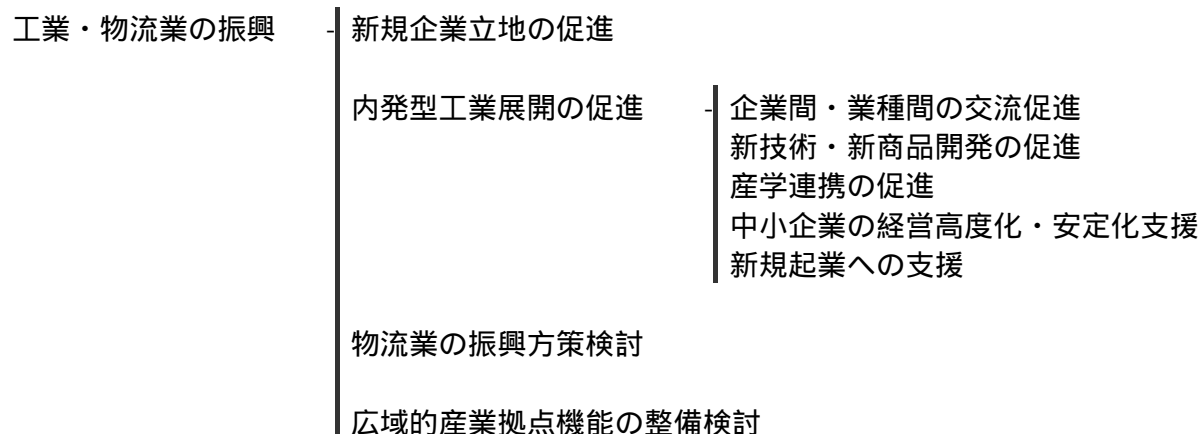
〔図表5〕周南工流シティーへの立地企業の状況

区 分		製造業	物流業	合計
立地企業数		25	32	57
内訳	市内に本社を置くもの	17	15	32
	県内(市内を除く)に本社を置くもの	5	6	11
	県外に本社を置くもの	3	11	14
敷地面積 (㎡)		246,075	183,029	429,104
従業員数 (人)		600	700	1,300

平成17年3月31日現在

資料:産業振興室

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)新規企業立地の促進

県の企業立地施策と連携し、優良企業の誘致に向けたPRを行い、効果的な企業誘致活動を推進します。

(2)内発型工業展開の促進

企業間・業種間の交流促進

周南地域地場産業振興センターや山口県異業種グループ連絡協議会など関係機関と連携して、地元企業が新たな付加価値を創造できるよう、中小企業を主体とする異業種交流会の支援、大手企業を交えた協議会等の設立検討など、技術や人材等の交流機会の提供や情報提供等を進めます。

新技術・新商品開発の促進

周南地域地場産業振興センターへの支援による各種制度の充実や国・県等による技術開発への経費助成制度等の活用により、新技術・新商品の開発を促進し、地場産業の製品開発力の蓄積を目指します。

産学連携の促進

周南地域地場産業振興センターの事業や徳山高専テクノ・アカデミアの活用、公的助成制度の活用などにより、産学の連携を促進します。

中小企業の経営高度化・安定化支援

周南地域地場産業振興センターの高度化・安定化支援諸事業を活用した経営指導や各種事業資金融資制度、補助金、共済制度等の活用を促進し、中小企業の経営体質の改善、環境変化への対応等を支援します。

新規起業への支援

周南地域地場産業振興センターによる情報収集・提供、人材養成等の諸事業や各種資金支援制度の活用促進により、新規の起業への資金面、技術面の支援・指導を行うとともに、広域的連携によりそれらを総合的に実施するシステムの構築、充実に努めます。

(3) 物流業の振興方策検討

高速道路や港湾、鉄道を利用しやすい本地域で、物流業が商工業と一体的に成長できるようにその企業誘致にも努めるとともに、産業基盤施設等の整備情報、物流に関連する情報の提供等を国・県と連携して進めます。

(4) 広域的産業拠点機能の整備検討

広域的な産業振興の拠点機能の強化を目指し、県が検討中の「周南地域を中心とする産業支援機能を基本とした新たな交流拠点施設」の整備に向けた取り組みを、周辺市とともに進めます。

3-3-5. 商業・サービス業の振興

【現況と課題】

本市の商業は、小売業で商店数が減少しているものの、商品販売額が大幅に増加し、平成14年の商品販売額は、昭和63年の約2.0倍、売り場面積も約2.1倍となりました。これは、平成5年のザ・モール周南の開業とそれに続く末武地区等への相次ぐ商業施設の立地によるもので、本市の商業集積魅力が周南地域全体の商業地図を大きく塗り替え、市民の地元購買率が飛躍的に増加し、周囲からも購買力を吸引するようになりました。

こうした状況に加え、さらに新たな大型店の出店も相次いでおり、消費者利益の向上、土地利用の混乱回避などに配慮しつつ、秩序と魅力ある商業配置が形成されるよう、関係法令の活用等も含めた適正な誘導に努める必要があります。

下松駅南地区では、魅力ある中心市街地づくりを目指したりジューム計画が進行し、既に西本通線沿道の地区再開発事業は完了しています。NPO法人下松駅前まちづくりセンターが発足し、各種のソフト事業を展開していますが、下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業などとも連動した活性化への取り組みがさらに求められます。

市では、平成8年3月に「下松市商業活性化ビジョン」を策定しましたが、末武大通線開通に伴う商業立地の展開など商業環境の変化に合わせ、各事業者や商店街が結束して行動する力（タウンマネジメント力）を高め、主体的な活性化への取り組みを促進、誘導する方策を検討する必要があります。

中小商店の経営安定と活性化のため、中小企業活性化資金融資制度などの支援制度の活用促進が必要です。

商工会議所の中小企業相談所では、経営指導員による経営改善指導が行われています。また、商店街振興のため、商工会議所への助成を行っています。

卸・小売業だけでなく、個人向けや事業所向けの様々なサービス業が伸長しています。サービス業の実態は必ずしも明確に把握されておらず、特に中小サービス事業者については、卸・小売業等と同様な育成支援策が望まれます。

消費者基本法の改正により、消費者政策が「保護」から「支援」に転換し、自立した消費者の育成のため、相談はもとより消費者教育・啓発・情報提供に努めなければなりません。消費者相談窓口は、平成16年度から市民相談の窓口と統合し、くらしの相談係として市民にわかりやすいものとししました。市民への出前講座等を活用し、多種多様化する消費者被害の未然防止に努める必要があります。

市内には下松消費者連絡会があり、くらしの様々な分野について市と連携して地域に根ざした情報提供、啓発活動を行っています。こうした消費者団体の自主的な活動にはさらに支援が必要です。

〔図表1〕商業力指標の推移

(単位:店・人・百万円・%)

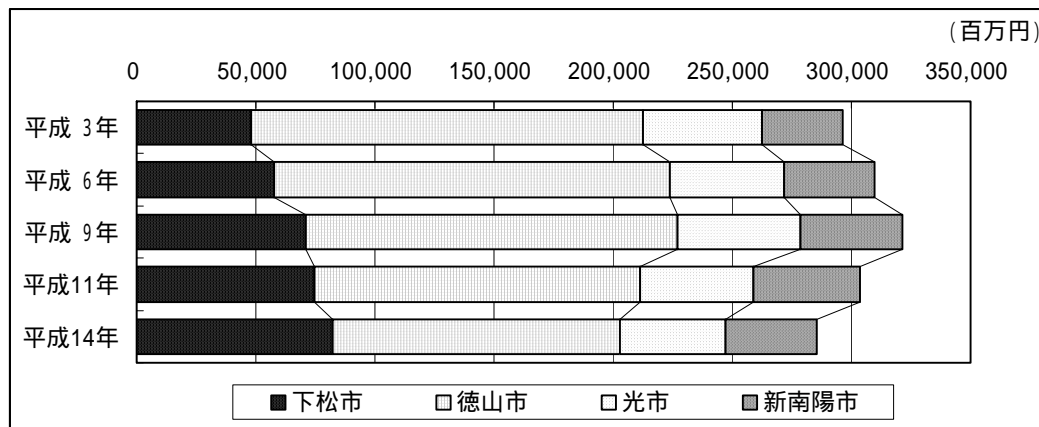
区 分	卸売業			小売業		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
平成 3 年	181	1,565	104,821	779	2,983	47,814
平成 6 年	162	1,447	92,615	788	3,498	57,821
平成 9 年	152	1,599	112,838	712	3,392	70,828
平成 11 年	158	1,759	117,758	783	4,308	74,559
平成 14 年	155	1,700	94,791	755	4,558	82,201
指 数	平成 3 年	100	100	100	100	100
	平成 6 年	90	92	88	101	117
	平成 9 年	84	102	108	91	114
	平成 11 年	87	112	112	101	144
	平成 14 年	86	109	90	97	153
同 山 口 県	平成 3 年	100	100	100	100	100
	平成 6 年	90	94	78	90	102
	平成 9 年	78	85	76	84	106
	平成 11 年	85	92	80	85	109
	平成 14 年	76	78	63	78	105
同 全 国	平成 3 年	100	100	100	100	100
	平成 11 年	92	95	87	88	115
	平成 14 年	82	85	72	81	114

注) 指数は平成3年 = 100。

平成14年は卸売業、小売業とも事業所数。

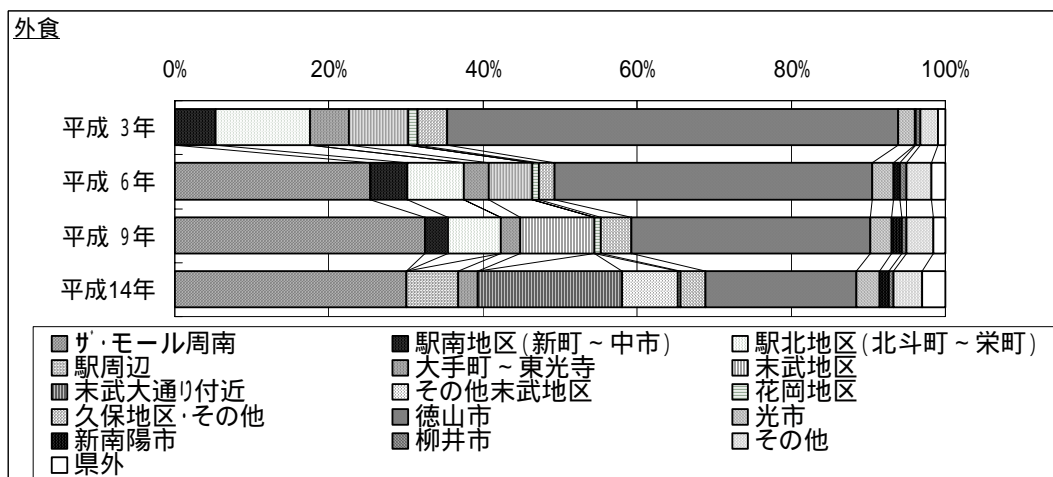
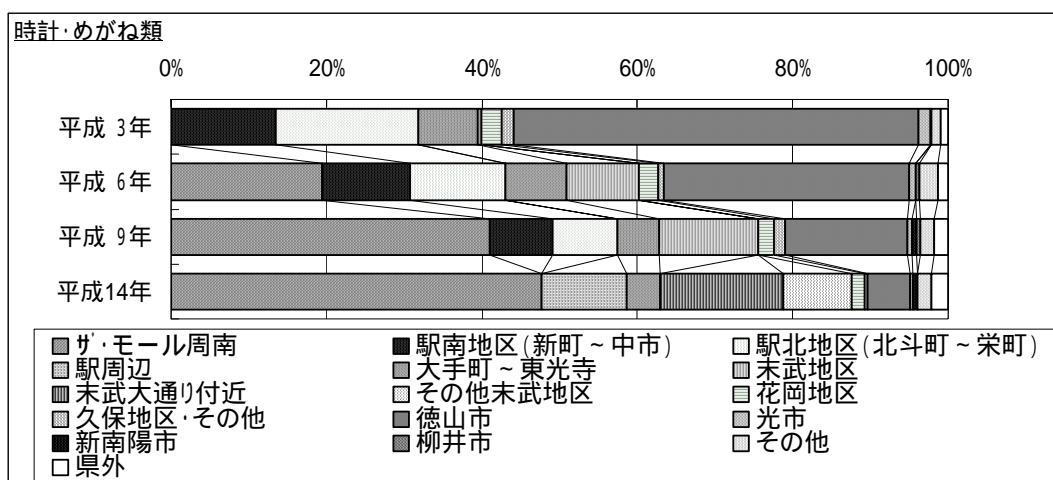
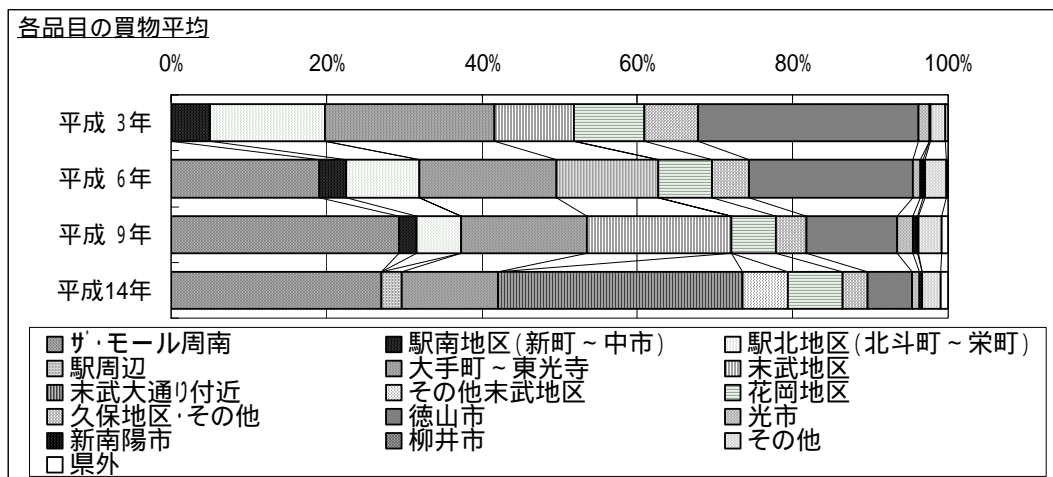
資料: 商業統計

〔図表2〕周南旧4市の小売業商品販売額の推移



資料: 商業統計

〔図表3〕下松市民の買物動向の変化



資料：山口県買物動向調査

【計画の組み立て】

商業・サービス業の振興	商店・商店街の主体的 活性化の促進	下松駅周辺の商業活性化活動の促進 経営改善・近代化・起業等への支援 組織力の強化と組織活動の展開 商業基盤整備による支援
	大規模店立地の適正な誘導	
	サービス業の振興	
	消費者行政の推進	消費者の自立支援 消費者団体の育成支援

【計 画】

(1) 商店・商店街の主体的活性化の促進

下松駅周辺の商業活性化活動の促進

下松駅周辺の商業が、駅南地区リジューム計画の成果などを生かして活性化するよう、NPO法人下松駅前まちづくりセンターによるソフト面の取り組みや地域住民との共同事業の展開等を促進し、商業魅力の向上を目指します。

経営改善・近代化・起業等への支援

各種制度融資を整備活用するとともに、顧客管理等の効率化、経営近代化を促進する指導・支援等のソフト事業を展開し、魅力ある店づくりと経営改善・近代化を促進します。新規の商店起業に対しても、商工会議所との連携等により、適切な支援策を検討します。

組織力の強化と組織活動の展開

下松駅南地区では、NPO法人下松駅前まちづくりセンターを中心とした街全体の管理運営を目指す「タウンマネジメント」活動を支援し、その他の地区では、商店街組織による活動展開を促進し、組織的な力を高めていきます。

商業基盤整備による支援

自主的な活性化行動意欲のある商店街に対し、商業市街地形成の環境づくりの観点から、街路灯や道路環境整備等の商業基盤施設の整備を支援します。

(2) 大規模店立地の適正な誘導

大規模小売店の立地に対して、県と協力して生活環境や都市形成への影響等の観点から「大規模小売店舗立地法」の適正運用に努めるとともに、法改正の動向に合わせた確な対応を行い、良好な商業環境の形成誘導に努めます。

(3) サービス業の振興

市内のサービス業について実態を把握し、商工業と同様にその育成方策を検討します。

(4) 消費者行政の推進

消費者の自立支援

くらしの相談係を窓口として、消費生活に関する相談業務の充実を図り、出前講座等の実施により消費者への啓発・情報提供を行い、巧妙化する悪質商法等にも正しく対応できる自立した消費者の育成に努めます。

消費者団体の育成支援

地域に根ざした活動を行う消費者団体の自主的活動を支援するとともに、行政との協働で消費生活の安定向上のための市民への情報発信を進めます。

3-3-6. 観光産業の振興

【現況と課題】

家族旅行村や野外音楽ステージなどの施設整備等により、笠戸島や米泉湖周辺は観光魅力を増大させてきました。ただし、観光需要は大きな伸びが期待しにくく、周辺地域に類似施設も増加し、民間資本の導入も困難視されることから、長期的な観光振興の方向を再検討する必要もあります。

本市の観光は、集客力を公的な施設整備に依存する部分が大きく、また、他の産業との結びつきが弱いなどの状況があります。行政や民間大手だけでなく市民や中小企業の力も活用し、ソフト面も含めた多様な方法で観光産業を興し、育成することが必要です。

宿泊施設は、笠戸島に国民宿舎「大城」のほか、「笠戸島ハイツ」や家族旅行村があり、市街地には、ビジネスホテルや一般旅館があります。「大城」では、温泉施設整備に伴い浴室等一部改装を行いました。「大城」や家族旅行村は、施設・設備の適切な維持管理、更新により魅力の維持に努める必要があります。

笠戸ひらめは、「笠戸ひらめと食文化を高める会」の活動を中心に郷土料理として定着しています。観光産業の成立を目指して、この他にも観光客に喜ばれる特産品や土産品の開発が進むことが期待されます。

観光協会は、観光振興の中心的組織として周南地域の広域宣伝活動も含む各種の観光PR活動等に取り組んでおり、一層の機能強化とともに、行政や市民と連携した観光魅力増進の方策展開や情報発信、観光産業が内発的に育つ環境づくり、支援体制づくりを進めることが課題です。観光協会の中には、花岡米川観光推進委員会も組織されています。

〔図表1〕市内宿泊施設一覧

(単位:軒・人)

公・民営の別	施設区分	軒数	収容人員
公 営	国民宿舎「大城」	1	114
	(小 計)	(1)	(114)
民 営	旅館・ビジネスホテル	14	296
	笠戸島ハイツ	1	126
	(小 計)	(15)	(422)
合 計		16	536

平成17年3月31日現在

資料:商工観光課

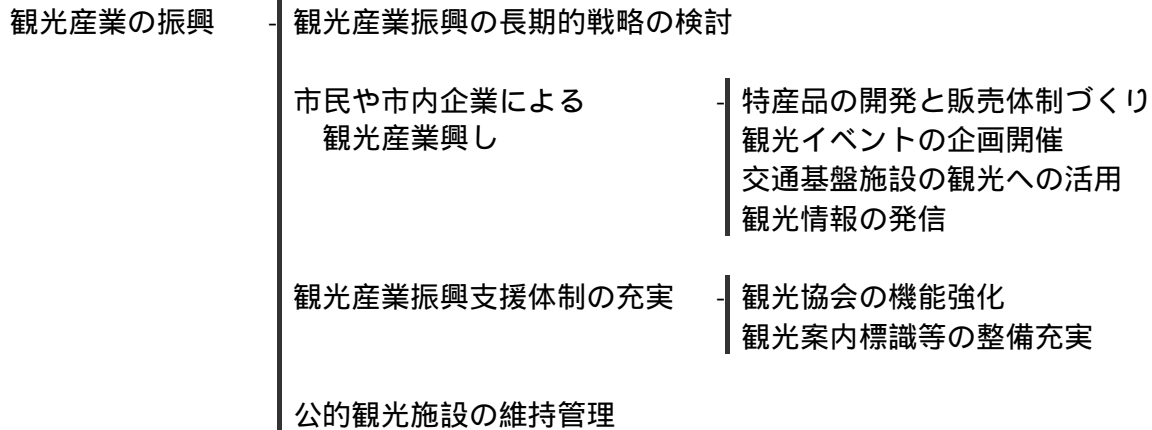
〔図表2〕観光入り込み客数の推移

(単位:人)

年度 区分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総 数	332,296	321,720	325,606	342,529	318,013
県 内 客	241,982	222,358	226,900	230,810	211,175
県 外 客	90,314	99,362	98,706	111,719	106,838
日 帰 客	301,685	292,910	297,106	311,369	287,820
宿 泊 客	30,611	29,910	28,500	31,160	30,193

資料:商工観光課

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)観光産業振興の長期的戦略の検討

多様化する余暇需要にこたえる観光産業を地元住民の生活環境に配慮しつつ、住民の参加協力も得ながら盛り上げるための長期的な戦略を検討します。

(2)市民や市内企業による観光産業興し

特産品の開発と販売体制づくり

市民や市内事業者、観光協会、商工業団体等が参加連携し、農林水産物や地域の資源を活用した加工品、銘菓の開発などによる高付加価値化を目指す取り組みを促進し、また、販売体制の充実も検討しつつ、地域ぐるみの内発的な産業興しが展開されるよう、情報提供や組織づくりの指導等に努めます。

観光イベントの企画開催

観光イベントに工夫を加えながら継続し、「星ふるまち」の観光にふさわしいイベントの企画開催に努めます。

交通基盤施設の観光への活用

高速道路サービスエリアや鉄道駅等の交通拠点を、市内観光資源のPRや地元物産販売、イベントなどの活動の場として活用できるよう、生産者や市民などの組織づくり、運営体制づくりを促進します。

観光情報の発信

観光協会との連携により、ポスターやパンフレット、ホームページ等の様々な媒体を通じた観光情報の発信、PRを計画的、効果的に進め、観光客の誘致につなげます。

(3)観光産業振興支援体制の充実

観光協会の機能強化

会員の拡充や専任事務員の配置等、観光協会の機能充実に努めるとともに、観光振興の体制をより充実強化する方策についても検討します。

観光案内標識等の整備充実

国・県道に観光案内標識等の設置を要望するとともに、市道についても適切な案内表示に努め、また、外国人向けの観光案内標識板の整備、駅等での観光案内表示の充実も図ります。

(4)公的観光施設の維持管理

国民宿舎「大城」や家族旅行村などの公的観光施設は、ニーズ変化等に対応した施設・設

備の適切な維持管理により魅力の維持に努めます。「大城」では、温泉施設の有効活用に努めるほか、地元住民の運営による「海の駅」機能の充実に努めます。

3-3-7. 雇用確保と勤労者福祉

【現況と課題】

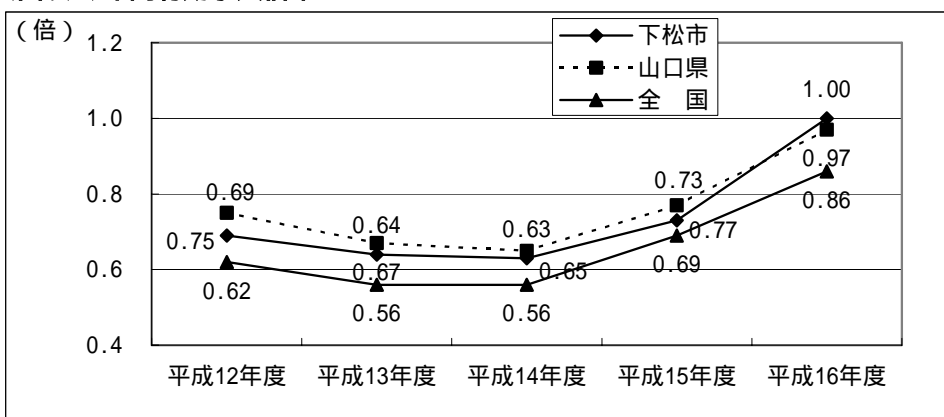
経済情勢の変動の中で、地域の雇用情勢は改善が見られず、有効求人倍率は低迷が続いています。商業施設の相次ぐ立地等によりパート的な雇用はある程度増加しましたが、安定的な雇用の場は確保が難しい状況が続いています。

産業全般にわたる振興策によって雇用の創出を促進し、人口の流出や都市活力の減退の防止につなげる必要があります。関係機関と連携した職業紹介等の雇用情報提供や職業訓練等、雇用促進のための支援策の強化も重要です。

中小企業の勤労者を対象とした勤労者総合福祉センターを設置しており、求人情報の提供や関係機関による技能講習会への協力、各種講座やスポーツ活動の場の提供等を行っています。

職場の安全衛生対策は、国や県の施策情報の提供やPRが効果を上げています。労働災害の防止、労働衛生環境の向上のため、対策の継続が必要です。

【図表1】年間有効求人倍率



資料: 商工観光課

【図表2】勤労者総合福祉センターの利用状況

(単位: 人)

年度	文化交流施設	職業教育・研修施設	健康・体力増進施設	合計
平成15年度	4,672	4,394	21,820	30,886
平成16年度	6,115	5,294	29,542	40,951

注) 平成15年度は、7月3日以降の利用状況を計上。

資料: 商工観光課

【計画の組み立て】

雇用確保と勤労者福祉

雇用の確保対策

雇用情報の収集と提供
職業訓練の促進

勤労者総合福祉センターの有効活用

職場の安全衛生対策の強化促進

【計 画】

(1)雇用の確保対策

雇用情報の収集と提供

山口労働局及び県と連携し、各職業相談窓口を通じて雇用情報、求人情報を収集し、的確な提供に努めます。

職業訓練の促進

県と連携し、県による高等産業技術学校などにおける時代に適合した職業訓練機会の拡充を促進し、その利用PRに努めます。

(2)勤労者総合福祉センターの有効活用

勤労者総合福祉センターの内容充実と効果的運営を図り、民間関係組織とも連携しながら、中小企業勤労者の各種講座、スポーツ活動の場としての有効利用に努めます。

(3)職場の安全衛生対策の強化促進

国及び県による安全週間や労働衛生週間の行事、職場の安全や労働衛生に関する講習会、研修会への参加促進のための情報を提供し、意識の高揚を図り、労働災害等の防止に努めます。

4. より心豊かに

4-1. 明日を担う人づくり

4-1-1. 小・中学校教育環境の充実

【現況と課題】

本市には、小学校 11 校、中学校 4 校（うち 1 校休校中）があります。学校施設の更新は、近年、下松中学校校舎、末武中学校屋内運動場、公集小学校普通・特別教室棟を完成させていますが、整備中の花岡小学校校舎のほか、末武中学校特別教室棟、下松中学校屋内運動場についても計画的な整備が必要です。同時に、耐震診断の結果を踏まえた施設の耐震化に計画的に取り組む必要があります。

中学校では、平成 15 年度にパソコンの機種更新を行い、1 人 1 台の環境を整備しており、小学校では、平成 13～14 年度で 2 人に 1 台の環境としました。米川地区以外の学校は、ADSL によるブロードバンド環境となっています。

学校図書館は、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するため、その有効な活用が求められます。そのため、積極的に蔵書を整備してきた結果、平成 16 年度末現在の蔵書達成率は、小学校 74.9%、中学校 69.0%となり、国の基準により目標とする 80%に近づきました。

小学校 5 校（下松・中村・久保・花岡・公集）で計 18,508 m²の借地があり、その解消を図る必要があります。

児童生徒数の減少により余裕教室が発生しており、会議室や特別教室等への利用のほか、下松小学校での埋蔵文化財の展示や「児童の家」など、学校教育以外の目的でも利用しています。文部科学省による余裕教室の活用指針に基づき、社会ニーズの変化に対応した多様な活用の検討をさらに進める必要があります。

深浦、江の浦、笠戸小学校では、児童の減少が続き、様々な教育面の問題が生じており、統廃合等も含めた幅広い対応が必要です。

〔図表1〕市内小・中学校一覧

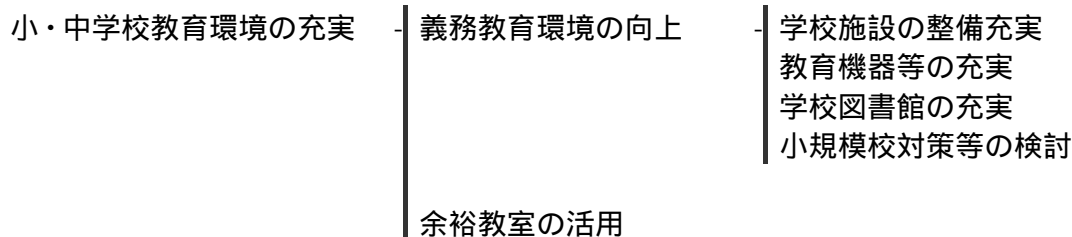
(単位:m²・人)

名称	所在地	敷地面積	児童生徒数	クラス数
下松小学校	西豊井	33,173	685	23
久保小学校	河内	13,790	299	14
公集小学校	潮音町	18,210	473	17
花岡小学校	末武上	21,675	676	20
豊井小学校	東豊井	16,061	69	6
笠戸小学校	笠戸島	3,492	7	3
深浦小学校	笠戸島	5,140	5	2
江の浦小学校	笠戸島	12,209	23	4
中村小学校	清瀬町	10,544	262	10
米川小学校	下谷	10,525	17	3
東陽小学校	東陽	25,413	353	14
(小学校計)		170,232	2,869	116
下松中学校	古川町	30,324	376	15
久保中学校	山田	23,763	346	13
末武中学校	美里町	33,326	688	22
深浦中学校	笠戸島	3,231	休校中	
(中学校計)		90,644	1,410	50
合計		260,876	4,279	166

平成17年5月1日現在

資料:教育委員会

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)義務教育環境の向上

学校施設の整備充実

「下松市義務教育施設整備 10 力年計画」に沿って老朽校舎を建て替えるとともに、耐震診断の結果に基づき、計画的に学校施設の耐震化を進めます。

教育機器等の充実

情報教育推進のための教育機器・教材備品整備について、市独自の導入計画を策定の上、パソコンの整備、校内LANの構築等を計画的に進めます。

学校図書館の充実

小・中学校の図書館は、蔵書の充実を計画的に進め、教育活動への有効活用を図ります。

小規模校対策等の検討

小規模校となっている笠戸島の小学校は、検討協議会を中心とした学校・地域・保護者の意見集約結果を踏まえて、学区の運用や統合などの対応を行います。また、休校中の深浦中学校についても、施設の他用途への活用を検討します。

(2)余裕教室の活用

余裕教室については、文部科学省の活用指針に基づき、学校教育施設として有効な活用を図るとともに、市の基本方針に基づき、福祉など多目的な活用も積極的に推進します。

4-1-2. 小・中学校教育の実践

【現況と課題】

本市では、教育内容や学習指導などについて、教育研究所を中心に各小・中学校の研修主任等が協議会を形成し、組織的に研究を行っています。

郷土教育は、小学校3・4年生を中心に実施し、郷土意識や郷土愛の育成に努めています。教材の社会科副読本「きょうど下松」は、3年ごとに資料の差し替えなど改訂の必要があり、平成15年度の改訂では、学習手引き型、問題解決型の構成に変え、児童の問題解決能力の向上に役立っています。

複雑化する教育問題に的確に対応するため、教育研究大会の開催や公開授業、教職員の大学等教育機関への研究生派遣などによる教職員の研修を行っており、これらの一層の充実が必要です。

情報教育として、小・中学校にパソコンを導入し、教職員の指導力向上にも努めていますが、教育ソフトの不足などから活用が不十分な面もあるため、ソフトの充実等が求められます。

いじめや不登校への対応として、臨床心理士が児童生徒、保護者、教員を対象に相談を行う「ふれあいラウンジ」を末武中学校に開設、また、笠戸島セミナーハウスには、不登校児童生徒の学校への復帰を支援する教育支援センター「希望の星ラウンジ」を開設しています。本市では、不登校が依然憂慮すべき状態にあります。

下松市いじめ等対策協議会が、いじめ等の要因追求、啓発活動及び相談活動のあり方について検討・協議を行い、問題の解決に努めています。

小・中学校では、「総合的な学習の時間」と関連させながら、飼育栽培活動や福祉施設の訪問等の体験学習を取り入れた特色ある学校づくりに取り組んでおり、さらに、育てたい力を明らかにするとともに、小・中学校9年間を見通した内容の充実が必要です。

障害児教育は、特別支援教育への移行により、これまでの特殊教育の対象障害に加え、LD、ADHD、高機能自閉症も含めて障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対し、より適切な支援対応がとれるようになりました。下松市就学指導委員会の開催、特殊学級の増設、研修会の開催等を進めてきましたが、特別支援教育の一層の充実のため、関係機関との連携強化や校内支援体制の充実、教員補助員などの人的支援施策、さらに、軽度発達障害児童・生徒への支援の充実も求められます。

国際交流教育として、国際理解の向上や語学力の向上のため、外国人英語指導助手(AET)招致事業や中・高校生の海外ホームステイなどのほか、語学セミナーや英語スピーチコンテストなどを行っていますが、今後もその充実が必要です。

児童生徒の発達段階に応じて小学校から性教育を実施しており、正しい知識の理解と判断力の育成に努める必要があります。

児童・生徒の正しい食習慣の習得と健やかな発達のため、学校給食の一層の充実と衛生的で安全な給食の提供に努めることが必要です。平成15年度には、学校関係者と農林水産関係者とで地産地消推進協議会を発足させ、より安全で新鮮な地域の食材を活用した食と農の教育を進めています。

経済的な理由で義務教育への就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助費交付事業は、継続的な実施が必要です。

【計画の組み立て】

小・中学校教育の実践	教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある学校づくりの推進 教職員の資質向上 教育研究所の活用 ふるさと学習の推進 体験的な学習の推進 生徒指導・道徳教育の充実 健康・体力づくりの推進 学校給食の充実 特別支援教育の充実
	時代の進展に対応した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校での国際理解教育の推進 情報教育の推進 環境教育・福祉教育の推進
	就学の援助	
	学校での人権教育の推進	

【計 画】

(1)教育内容の充実

特色ある学校づくりの推進

地域の実態を踏まえた教育活動の展開や教育課程の弾力化など、保護者や地域へのPR、外部評価の積極活用などに努めながら、一層の個性化、多様化による特色ある学校づくりを進めます。

教職員の資質向上

研究主題「心豊かに生きる力」の解明に向けた研修活動を引き続き推進するとともに、大学等教育機関への派遣や各種教育団体・研究グループの育成に努め、教職員の資質向上を図ります。

教育研究所の活用

教育改革における教育研究所の役割の重要性に鑑み、教職員研修事業を展開するとともに、不登校や学力向上対策、道徳・人権教育など、事業内容を時代に合わせて見直しつつ充実させます。

ふるさと学習の推進

社会科副読本「きょうど下松」による郷土意識や郷土愛の育成に努めます。社会環境の変動に対応して「きょうど下松」の定期的改訂を行うとともに、問題解決型を重視した活用を進めます。

体験的な学習の推進

豊かな感性と主体的・創造的な態度の育成のため、自然体験やボランティア活動、ものづ

くりなどの体験的な学習の充実を図ります。その中では、地域の人材活用や地域との交流により、地域の役割や職業観の体得、学校と地域の連携強化に役立てます。

生徒指導・道徳教育の充実

いじめや非行、問題行動などに対応するため、心の教室相談員、希望の星ラウンジなどを通じた教育相談により児童生徒の心の居場所づくりを支援するとともに、すべての教育活動を通じた道徳教育を指導方法の工夫・改善に努めつつ推進します。

健康・体力づくりの推進

児童生徒の健康の保持増進、体力づくり、仲間づくり等のため、一人ひとりの能力・適性・興味・関心等に応じた体育科の授業改善に努めるほか、保健センター等と連携し、健康教育、安全教育の一体的な取り組みを展開します。

学校給食の充実

正しい食習慣の形成、食を通じた健康づくりなど「食育」の推進に、地産地消の拡大の視点も加えつつ、学校給食のさらなる充実を図り、衛生的で安全な給食の提供を続けます。

特別支援教育の充実

障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」を推進します。適正な就学指導を進めるとともに、関係機関との連携を強化しながら校内支援体制の充実、教員補助員などの人的支援について、そのあり方を検討の上、実施します。

(2)時代の進展に対応した教育の推進

学校での国際理解教育の推進

小中学校へのAET派遣の充実等による英語教育、語学教育のほか、海外語学研修生の派遣や国際交流語学セミナー、中学校英語暗唱大会の開催等を継続し、国際化に対応できる児童生徒、教員の育成に努めます。

情報教育の推進

児童生徒が発達段階に応じて情報を主体的に選択し、活用できる能力を育成するとともに、コンピューター等の情報機器を活用し、個性を生かす教育を推進します。

環境教育・福祉教育の推進

学校教育活動全体を通じた環境教育を推進し、環境保全等に取り組む態度や能力を育成します。また、高齢者等との交流活動や福祉体験活動の実施などによる福祉教育の充実を図ります。

(3)就学の援助

経済的な理由で義務教育の就学が特別に困難な児童生徒に対する就学援助の充実のため、制度の見直しとその活用を図ります。

(4)学校での人権教育の推進

学校教育の場で人権問題についての正しい認識と問題解決への実践力を育成するとともに、体験的活動や地域との交流などを通じて、豊かな人権感覚を確立する指導に努めます。

4-1-3. 幼児教育の支援

【現況と課題】

本市の幼稚園は、すべて私立で 11 園あり、10 園が学校法人、1 園が個人立です。

平成 16 年 10 月から、下松市私立幼稚園保育料補助制度（同時入園 2 子以降保育料無料化）を新設するなど、就園の支援に努めています。今後も、適正な幼児教育が行えるよう、各種補助制度により支援していくことが必要です。

【計画の組み立て】

幼児教育の支援	— 私立幼稚園の運営支援 — 幼保連携への対応
---------	----------------------------

【計 画】

(1) 私立幼稚園の運営支援

就園奨励費のほか各種補助制度による支援に努め、私立幼稚園の健全な運営と適正な幼児教育内容の維持を図ります。

(2) 幼保連携への対応

（「2-2-3. 子育て支援」の項に記載）

4-1-4. 高等教育機会の拡充

【現況と課題】

下松市には、普通高校2校及び工業高校1校があります。

隣接する周南市には、大学1校と高等専門学校1校がありますが、高校卒業者の多くは、県外大都市部の大学に進学しています。周南地区における高等教育機関の魅力を高め、地域への若者の定着を図るため、広域的な連携による具体的な取り組みの強化が必要です。

市民の生涯学習の場として、高等教育への期待も高まっています。高等教育機関における公開講座の拡充や、放送大学などで学ぶ市民への支援施策の検討も求められます。

【計画の組み立て】

高等教育機会の拡充 | 高等教育機関充実への広域的対応

【計 画】

(1) 高等教育機関充実への広域的対応

少子化が進展する中で、地域の若者に身近で魅力ある高等教育機会や市民の生涯学習機会を提供できるよう、高等教育機関のあり方を広域的連携のもとで検討します。

4-1-5. 青少年の健全育成

【現況と課題】

下松市青少年育成協議会を中心に、健全育成の広報・啓発活動を展開しています。久保・花岡・中村地区では地区青少年育成協議会が組織化され、地域に根差した活動を行っています。また、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト・ガールスカウト、くだまつ子どもセンター事業推進協議会等の青少年育成団体が、活発に活動しています。

青少年育成団体への活動助成金の交付は、行財政改革の一環として一部見直しを行い、自主運営の促進を図っています。

青少年団体指導者研修会を実施し、指導者人材を育成していますが、内容充実により参加団体の拡大を図る必要があります。また、中学生子ども会員を対象としたジュニアリーダーズクラブの組織化のためのリーダー育成も求められます。

市内の10公民館で子ども教室が実施されており、地域における参加型の児童育成の取り組みとして、多くの参加者を集めています。

市内の各公民館では、子育ての学習の場として家庭教育学級が実施されていますが、近年、家庭の教育力の低下が指摘され、非行やいじめ、不登校など、今日的な課題を踏まえた内容の充実も求められます。

商業・娯楽施設が増加する中で、地域ぐるみでの非行防止活動の重要性が増しています。商店主などの協力により、地域の環境浄化を図る「青少年を守る店」などの活動がありますが、それらの強化が必要です。

青少年を対象とする電話相談窓口として実施している「ヤングテレホンくだまつ」は、活用促進のため、より利用しやすい体制への充実の検討も求められます。

地域で子どもを育てようをテーマに、子ども向けの地域情報提供と居場所づくりのための下松子どもセンター事業として、情報誌「ねえ」を発行するとともに、ホームページ「星の子ネット」を開設しています。

【計画の組み立て】

青少年の健全育成	青少年育成活動の充実	地域ぐるみでの青少年育成活動の充実 青少年団体の活動支援 青少年教育の充実と指導者の育成 子どもの読書活動の促進
	社会環境の浄化	
	啓発・情報提供の推進	広報啓発活動の推進 情報提供活動の推進
	相談事業の充実	

【計 画】

(1) 青少年育成活動の充実

地域ぐるみでの青少年育成活動の充実

地域の特性を生かした青少年の健全育成環境づくりのため、家族や地域の人間的なふれあいを軸に、地域の青少年育成団体に対する支援に努めます。

青少年団体の活動支援

子ども会等への活動支援を継続的に行い、また、青少年の実践的な活動への適切な助言と指導を行います。

青少年教育の充実と指導者の育成

青少年教育の充実に向け、青少年団体指導者研修会等の開催と拡充を図るとともに、中学生子ども会員を対象としたジュニアリーダーの育成など、地域で主体的に活動できる指導者層の養成に努めます。

子どもの読書活動の促進

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子ども読書活動推進基本計画(仮称)」を策定し、計画的な読書活動促進を図ります。

(2) 社会環境の浄化

関係機関・組織等と連携して地域環境の把握に努め、青少年に好ましくない環境への対処を関係者へ要請します。また、商店主などの協力により、地域の環境浄化を図る「青少年を守る店」運動などの非行防止活動等を展開します。

(3) 啓発・情報提供の推進

広報啓発活動の推進

下松市青少年育成協議会を中心に広報啓発活動を進め、青少年の健全育成への市民の理解と認識の深化を図ります。

情報提供活動の推進

下松子どもセンターによる情報誌「ねえ」の発行、ホームページ「星の子ネット」の運営を通じ、子どもの居場所づくりを含め、地域で子どもを育てるための情報提供に努めます。

(4) 相談事業の充実

青少年を対象とした相談事業として、「ヤングテレホンくだまつ」などの周知徹底を図るとともに、多様化する相談への適切で迅速な指導、助言が行えるよう、相談員の研修機会の拡充や専門機関との密接な連携を図ります。

4-2. 生きがいある人生づくり

4-2-1. 生涯学習の推進

【現況と課題】

市民の心の豊かさを追求する意識の向上につれて、生涯学習の認知度も高まり、学習ニーズも多様化しています。

学習成果の発表の場の提供と生涯学習の啓発を目的に「生涯学習フェスタくだまつ」を開催していますが、より地域に密着した市民参画型のイベントとして定着を目指す必要があります。

生涯学習の推進には、行政の庁内体制の確立とともに、市民の主体的な学習団体等との連携など、行政と市民が一体となった生涯学習推進体制づくりが必要です。

近隣市町も含む広域的な学習情報を提供する情報紙「まなびピアくだまつ」を隔月発行しているほか、中央公民館に生涯学習情報コーナーを設置し、県の生涯学習情報提供システム「かがやきネット山口」の情報端末も整備して、生涯学習情報の提供に努めています。さらに、迅速に様々な生涯学習情報を提供できる仕組みの充実が必要です。

各公民館で開設・運営している社会教育講座では、地域性に応じた内容の充実に努めており、女性や高齢者が多く受講しています。全市的には、夏期文化講座やアフター5 in くだまつ及び出前講座を実施しています。

生涯学習への参加拡大には、市民の主体的な学習グループの育成や市民の生涯学習ニーズの的確な把握、広域的な連携強化による指導者育成や講師の相互派遣体制の確立、市民からの指導者の発掘などを通じ、市民に多様な選択肢を提供することが課題となります。

(図表1) 公民館における学級・講座の開設状況

公民館名	所在地	構造・面積	主な事業
下松中央公民館	大手町	鉄筋2階建 2,897㎡	高齢者教室、各種趣味講座、 各種スポーツ大会・短期スポーツ教室、 子ども教室、 公民館まつり
久保公民館	岡市	鉄筋2階建 998㎡	家庭教育学級、亀の甲教室、 健康体力づくり、世代間交流事業、 公民館スポーツ大会、短期スポーツ教室、 各種趣味講座、公民館まつり
末武公民館	潮音町	鉄筋2階建 890㎡	公民館まつり 公民ランスポーツ大会 高齢者学級、世代間交流事業、家庭教育学級、 ふるさと踊り大会の支援
花岡公民館	東町	鉄筋平家建 1,017㎡	高齢者の生きがい促進総合事業、世代間交流事業、 社会教育活動総合事業、ふるさとづくり振興事業 子ども教室、公民館スポーツ大会・短期スポーツ教室 ボランティア養成講座、共働き家庭教育学級
豊井公民館	琴平	鉄筋3階建 1,445㎡	家庭教育学級、世代間交流事業、 子ども教室、公民館まつり、ふるさと事業、 趣味講座、短期スポーツ教室、各種スポーツ大会
笠戸公民館	本浦	笠戸小講堂 216㎡	三世代ふれあい活動、健康体力づくり、 親と子のふれあい活動、郷土の自然を生かした活動
深浦公民館	深浦	木造平家建 212㎡	世代間交流事業、三世代ふるさとづくり、 子ども教室、短期スポーツ教室、 文化・スポーツ同好会活動の支援
笠戸島公民館	江の浦	鉄骨造平家建 368㎡	家庭教育学級、親と子のふれあい活動、 子ども会・スポーツ同好会活動の援助、 世代間交流事業、短期スポーツ教室、 公民館スポーツ大会
中村公民館	清瀬町	中村小講堂 452㎡	スポーツ活動の推進、自治会親睦大運動会・親睦球技大会、 ふれあい広場、婦人家庭教育学級、公民館同和教育研究会、 地区青少年健全育成推進会議、子ども教室、 世代間交流事業、短期スポーツ教室
米川公民館	下谷	鉄筋2階建 667㎡	世代間交流事業、趣味講座、地域スポーツ大会、運動会、 短期スポーツ教室、米泉湖ふれあいまつり

平成17年度

資料：社会教育課

【計画の組み立て】

生涯学習の推進

生涯学習推進体制の確立

市民参加型推進体制の確立
自主的学習グループの育成

学習環境の向上

生涯学習講座の充実
広域での生涯学習体制の確立
指導者の育成・確保

生涯学習情報の提供
と意識啓発

生涯学習情報の提供
生涯学習イベントの充実

【計 画】

(1)生涯学習推進体制の確立

市民参加型推進体制の確立

市民が生涯学習に主体的に参加できる仕組みづくりとして、学習団体・グループ等の活動状況に関する情報交換や連絡・調整の必要性を正しく把握した上で、その組織となる生涯学習関連団体連絡協議会（仮称）の設立を検討します。

自主的学習グループの育成

各種学習団体・グループ等への支援に努めるとともに、これらの団体やグループに属さない市民への各種生涯学習講座や活動団体・グループの紹介など、生涯学習活動を支援するサービス機能の拡充も検討します。

(2)学習環境の向上

生涯学習講座の充実

各公民館における子ども教室、高齢者学級、各種趣味講座等の学習内容の充実に努め、多様化する市民の学習ニーズに応えます。また、講師が学習の場へ出向く出前講座の充実等に努めます。

広域での生涯学習体制の確立

市民の生活範囲の広域化に対応し、市内の公民館等の相互利用を促進するほか、市外も含めた生涯学習情報の収集・発信、受講条件の緩和等により、広域的な中でより多彩な学習機会の選択肢の提供を図ります。

指導者の育成・確保

生涯学習団体・グループや出前講座の登録講師等のネットワークを活用し、地域で活動できる様々な技能・知識を持つ人材の発掘・育成に努めます。また、県や周辺市町等と連携し、指導者育成の研修会開催や人材の派遣体制確立等についても検討します。

(3)生涯学習情報の提供と意識啓発

生涯学習情報の提供

公民館や生涯学習情報紙「まなびピアくだまつ」による情報提供の充実と市民の学習ニーズの的確な把握に努めるとともに、インターネットを活用した情報収集・提供体制の整備を積極的に進め、また、それらを通じた生涯学習意識の啓発を図ります。

生涯学習イベントの充実

市民の学習意欲高揚のため、「生涯学習フェスタくだまつ」や公民館まつりの内容の充実に努めるとともに、他のイベントとの共同開催など、参加者拡大のための取り組みを強化します。また、これらのイベントへの企画段階からの市民の参画など、実施体制の見直し等についても検討します。

4-2-2.文化の振興

【現況と課題】

下松固有の文化は、後世に伝えていかなければならず、また、市民が新たな下松文化を生み出し、まちをより魅力的にしていくことも必要です。

市民の文化活動は、下松市文化協会傘下の11連盟75団体を中心に、活発に行われています。また、市民美術展覧会など市民を対象とした文化行事もあります。

吹奏楽によるまちづくりが活発化し、下松吹奏楽協会による「吹奏楽のつどい」などのイベントや、協会加盟団体への技術講習会などの活動が展開されています。

市民が身近に文化に触れ、気軽に参加できる環境をつくるためには、活動団体への支援や指導者の育成・確保が必要であるほか、企画段階から市民が参加する文化行事など、新たな視点による取り組みも必要となります。

国指定重要文化財の関伽井坊塔婆（多宝塔）、県指定有形文化財の金銅如意輪観音菩薩半跏像や星宿図などに代表される数多くの文化財、史跡、遺跡は、市民共通の貴重な財産です。下松市文化財審議会を中心としたこれらの適切な保存・管理が必要です。

県指定無形文化財の「切山歌舞伎」は、地域の子どもたちとともに伝承活動に努めていますが、各地に残るこれらの伝統芸能・伝統文化は、後継者不足が大きな問題となっており、その育成が求められます。

「下松市文化財めぐり」などのパンフレットや「下松市の文化財」などの書籍を発行して、市民への文化財保護意識の啓発に努めており、さらなる啓発活動の展開が必要です。

(図表1)文化協会加盟団体一覧

1. 美術連盟		4. 邦楽連盟		8. 園芸連盟	
1	下松絵画	1	菊美会	1	下松園芸同好会
2	玄晶書道会	2	映琳会	2	下松菊の会
3	真味会	3	琴栄会	3	下松さつき愛好会
4	うつろう会	4	春絃会	4	下松古典園芸同好会
5	フォト下松	5	正風会	5	下松盆栽クラブ
6	実用書道教育会	6	松寿会	9. 茶華道連盟	
7	戸塚ししゅう下松支部	7	歌音会	1	池坊下松支部
8	梢洋画教室	8	琴祥会	2	嵯峨御流下松支部
9	下松墨泉会	9	絃夕会	3	下松清和会
10	西日本文化書芸院	10	竹童会	4	淡交会周防支部
11	写団ハタオカ	11	かほみ会	5	小原流
12	押花すみれの会	12	盧友会	6	草月流
13	手陶美展下松同好会	13	和楽	10. 詩吟連盟	
14	周南書友会周南支部	5. 謡曲連盟		1	錦城流下松支部
2. 文芸連盟		1	ぎずな会	2	岳誠流下松岳誠会
1	太陽俳句会下松支部	2	日声会	3	正抄流吟詠会
2	下松多宝塔川柳会	3	中谷閑祥会	4	神心流下松教場
3	草炎俳句会下松支部	4	銀謡会	5	水府流下松支部
4	青潮下松短歌会	5	雄謡会	6	吟道鶯風流下松支部
5	久保公民館俳句会	6	三水会	7	嘉風流吟剣詩舞道下松支部
6	山彦俳句会	6. 芸能連盟		8	明照和順流
7	萬緑・海角下松俳句会	1	切山歌舞伎保存会	11. バレエ連盟	
3. 音楽連盟		2	笑福会	1	瀬戸バレエ研究所
1	下松女声合唱団	7. 日舞連盟		/	
2	周陽室内合奏団	1	琴扇会		
3	下松楽友会	2	辰奈会		
4	下松市吹奏楽団	3	恭和会		
5	クールアスター	4	琴扇会生野屋支部		
6	カンタービレ	5	倫伸会		
		6	松柳会		
		7	峯勢会		

資料:社会教育課

(図表2)指定文化財・史跡・遺跡一覧

区分	名称	数量	所在地	種別	指定年月日
国指定重要文化財	關伽井坊塔婆 (多宝塔)	1 基	下松市花岡戎町 關伽井坊	建造物	昭和25.8.29
	附棟札	5 枚	"	"	昭和54.2.3
	三角縁盤龍鏡	1 面	東京都台東区 (東京国立博物館)	考古資料	昭和30.2.2
	三角縁神獸鏡	2 面	"	"	"
	内行花文鏡	1 面	"	"	"
特別天然記念物	八代のツル及び その渡来地	1 カ所	下松市大字瀬戸 字大峠	特別天然 記念物	平成元.8.14
県指定有形文化財	金銅如意輪観音 菩薩半伽像	1 軀	下松市花岡高橋 日天寺	彫刻	昭和41.6.10
	星宿図 (寺伝須弥山図)	1 基	下松市生野屋宮本 多聞院	絵画	昭和52.3.29
	切山歌舞伎	1 団体	下松市久保切山 切山歌舞伎保存会	民俗文化財	昭和43.4.5
市指定有形文化財	破邪の御太刀	1 口	下松市花岡戎町 花岡八幡宮	工芸品	昭和48.9.22
	鉄造鰐口	1 口	"	"	昭和51.6.29
	花岡八幡宮文書	60 通 (9巻)	"	古文書	昭和48.9.22
	扁額	3 面	"	歴史資料	昭和61.10.1
	銅造神馬	1 頭	"	彫刻	昭和61.9.30
	木造千手観音菩薩立像 絹本淡彩妙見社参詣図	1 軀 1 幅	下松市梁 観音堂 下松市中市 鷲頭寺	" 絵画	昭和51.6.29 昭和61.9.30
市指定有形民俗文化財	絵馬 (絵馬1・下絵1)	1 枚	下松市花岡戎町 花岡八幡宮	"	昭和48.9.22
市指定史跡	宮原古墳	1 カ所	下松市和田宮原	史跡	昭和48.9.22
主要遺跡	古墳2カ所(山根古墳、天王森古墳) 遺跡5カ所(宮原遺跡、上地遺跡、御屋敷山遺跡、 尾尻遺跡、都町遺跡)			"	

資料:教育委員会

【計画の組み立て】

文化の振興	文化活動の充実	文化活動の支援 指導者の育成・確保
	文化行事の開催・充実	
	音楽のまちづくり	吹奏楽のまちづくり活動 童謡のまちづくり活動
	文化財、伝統芸能の保護・伝承	文化財保護活動の推進 伝統芸能の保存・伝承

【計 画】

(1)文化活動の充実

文化活動の支援

文化協会など各種芸術文化団体に対する活動場所や指導者の提供・あっせんなど、市民の多様な文化活動への人的・物的な支援に努めます。また、芸術・文化に功績のあった市民の表彰を継続します。

指導者の育成・確保

文化協会等の文化活動団体や周辺市町、県等と連携し、文化活動の指導者となる人材の育成・確保に努めます。

(2)文化行事の開催・充実

市民ニーズに対応し、既存行事の充実を中心に、市内はもとより市外からも幅広い世代の参加があるような魅力ある文化行事の開催に努めます。

(3)音楽のまちづくり

吹奏楽のまちづくり活動

市民の参加による魅力あるまちづくりの一環として定着している吹奏楽をより身近なものとするため、関連行事の開催や内外へのPR等に努めます。

童謡のまちづくり活動

市民一人ひとりが、美しい日本人の心を失わず心豊かな生活を送り、その心をまちづくりにも活用できるよう、童謡フェスタの開催をはじめとする童謡のまちづくり活動を市民の参加を拡大しつつ展開します。

(4)文化財、伝統芸能の保護・伝承

文化財保護活動の推進

文化財や遺跡等を全市民の財産として積極的に保全するため、保護意識の高揚と啓発に努めます。そして、指定文化財の適切な保存管理とともに、文化財審議会を通じた未指定文化財の指定についても継続して検討します。

伝統芸能の保存・伝承

地域の芸能や民話、祭り、行事等の伝統文化、民俗文化は、その保存・伝承に努め、地元の若者を中心とした後継者の育成に必要な支援を行います。

4-2-3. 学習・文化施設の充実

【現況と課題】

市民の身近な生涯学習施設として10カ所の公民館がありますが、中央公民館は施設の老朽化が進み、改築整備とその中での生涯学習センター機能の強化が必要です。併設公民館は、深浦公民館と（旧）江の浦公民館は解消されましたが、依然として併設館が残されており、その解消が求められます。

市立図書館は、平成16年度末の蔵書数が105,329冊ですが、昭和54年の開館で、収蔵能力が限界に達しています。生涯学習の場として図書館の利用も増加しており、的確な需要把握に基づく図書資料の充実、保存すべき資料の選別と整理が求められるとともに、新たな施設の整備の検討も必要です。

市立図書館では、平成15年7月よりインターネットによる図書の検索、予約システムを運用開始し、月平均800件のアクセスがあり、さらに利用が増加しています。

市立図書館では、「語り・絵本の研究会」などの4つの定例行事を毎月実施し、年間延べ1,500人近くの市民が参加しています。これらの行事やイベントは、市民に親しまれる図書館づくりの面でも有効です。

移動図書館車「あおぞら号」による移動図書館サービスは、学校や幼稚園、老人ホームへの乗り入れ等サービスの改善を実施し、利用者が増加していますが、さらに積載図書の充実や駐車場の検討などにより利用しやすくする必要があります。

文化会館「スターピアくだまつ」は、平成16年度の大ホール稼働率も66.1%、また、会議室の稼働率も75%を超え、多目的施設として多くの人に利用されています。

「スターピアくだまつ」では、下松市文化振興財団が自主事業として音楽を中心とした多彩な事業を展開しています。また、会員向け情報紙「Pia Mail」を発行し、情報発信に努めています。

米泉湖公園には野外ステージ「ビッグウイング」があり、米泉湖音楽祭が開催されるなど、文化活動の拠点としても有効利用されています。

本市で収集した歴史民俗資料は、下松小学校の余裕教室2室に保管していますが、これらを郷土学習に有効に活用するため、その保存、展示等のあり方を検討する必要もあります。

〔図表1〕市立図書館の状況

区 分		年 度		平成14年	平成15年	平成16年
		平成14年	平成15年			
蔵	書	数 (冊)		106,269	108,412	105,329
登	録	者 数 (人)	本館	7,880	8,156	8,207
貸	出	利 用 者 数 (人)	(移動図書館を含む)	62,129	66,446	67,424
貸	出	冊 数 (冊)	本館	238,446	258,473	258,725
			移動図書館	22,213	25,897	27,489
図	書	館 車 (台)	あおぞら号	1	1	1
開	設	ス テ ー シ ョ ン (箇所)		57	57	56
定例 行事	漢	詩 を 読 む 会 (回)		12	12	12
	ム	ー ミ ン く ら ぶ (回)		12	12	12
	源	氏 を 読 む 会 (回)		24	24	24
	語	り・絵本の研究会 (回)		12	12	12

資料：図書館

【計画の組み立て】

学習・文化施設の充実	生涯学習施設の充実	生涯学習拠点施設の検討 公民館施設の整備
	図書館の充実	図書資料の充実 図書館情報提供体制の充実 図書館行事の充実 移動図書館の充実 図書館施設の整備
	文化施設の充実	「スターピアくだまつ」の有効活用 「ビッグウイング」の有効活用
	歴史民俗資料館等の整備検討	

【計 画】

(1)生涯学習施設の充実

生涯学習拠点施設の検討

本市の生涯学習活動及び情報収集・発信の拠点となる施設の整備を検討します。

公民館施設の整備

生涯学習やコミュニティーの場などの機能を併せ持つ公民館施設は、老朽施設の整備改善について検討するほか、専任公民館長を配置するなど人的体制の強化に努めます。中村地区と笠戸本浦地区の学校併設公民館については、地元住民と協議しながら整備について検討します。また、地域イントラネットの整備とあわせ、公民館の情報ネットワーク化の検討を進めます。

(2)図書館の充実

図書資料の充実

図書需要の高度化・多様化に対応し、図書資料の充実と適切な選書に努めます。

図書館情報提供体制の充実

インターネット利用による図書館情報システムの効果的運用とPRにより、市民への的確な図書館情報の提供、利用利便の増進、利用の拡大促進を図ります。

図書館行事の充実

読書普及活動を行う関係団体等と連携し、各種図書館行事の拡充に努め、市民に開かれた図書館づくりを目指します。

移動図書館の充実

移動図書館サービスは、市民ニーズに応じた積載図書の充実に努めつつ、利用促進を図ります。

図書館施設の整備

図書館における資料収蔵スペースの最大限の確保に努めるとともに、使いやすく利用需要の変化に対応した整備を図ります。

(3)文化施設の充実

「スターピアくだまつ」の有効活用

「スターピアくだまつ」が、市民の文化活動、生涯学習の場として有効に活用されるよう努めるとともに、商業スペースとの連携など特色ある運営を促進し、文化の発信拠点としての機能拡充を図ります。

「ビッグウイング」の有効活用

吹奏楽や童謡など音楽によるまちづくり活動、市民の文化・生涯学習活動の場として、米泉湖公園の野外ステージ「ビッグウイング」の利用促進を図ります。

(4)歴史民俗資料館等の整備検討

民俗資料や文化財を後世に伝え、郷土学習に活用するため、既存施設の有効活用による展示機能の形成を検討するとともに、「星ふるまち」に関する資料の整備や郷土の偉人・文化人などの顕彰についても検討を進めます。

4-2-4.生涯スポーツの推進

【現況と課題】

高齢化の進行や余暇時間の増大に伴い、生きがいや健康づくり・体力増進の面からスポーツ活動への関心が高まっています。

生涯スポーツ活動は、体育協会を中心とする競技スポーツと健康の維持・増進や楽しみを目的とするレクリエーションスポーツに大きく分類されます。

競技スポーツでは、体育協会傘下の 23 団体が、競技技術の向上と選手の育成を目的に活動しています。体育協会は、将来の財団化を検討していますが、今後も支援を続ける必要があります。

レクリエーションスポーツの普及は、体育課と体育指導委員・スポーツ推進委員が協力して実施しており、情報誌、ホームページ等で情報提供しています。さらに、公民館と連携し、スポーツ教室や健康教室への講師の派遣などを行っており、これらの教室は参加者も多いため、指導者の育成・確保により対応体制を拡充する必要があります。

特に、平成 14 年に下松市グラウンドゴルフ協会が発足するなど、だれでも楽しめるニュースポーツへの関心が高まっており、その普及拡大に取り組む必要があります。

スポーツ・レクリエーションに気軽に親しむ場として、市民体育祭や下松駅伝競走大会、レクフェスタなどの各種大会を行っています。しかし、参加者数が減少している種目や参加者の固定化傾向もあり、開催方法などをさらに見直し、より参加しやすくする必要があります。

スポーツ施設は、下松スポーツ公園総合グラウンドや市民運動場、市民体育館、葉山グラウンド等があるほか、小規模なテニスコートやゲートボール場などが市内に点在しています。これらは利用も増加しており、下松スポーツ公園での新体育館、球技場の整備など施設の充実や、既存施設の計画的な改修が必要となっています。

さらに、学校の体育館や民間の体育施設も市民に開放されています。管理上の問題等を克服して一層の積極的な開放により、施設が有効に活用されることが望まれます。

平成 23 年に山口県で開催される第 66 回国民体育大会で、本市はバスケットボール成年男女の会場となるため、万全な受入体制づくりとともに、競技会場などの整備を計画的に進める必要があります。

〔図表1〕体育協会加盟団体一覧

下松市陸上競技協会	下松市ハンドボール協会
下松市ソフトテニス連盟	下松市スキー連盟
下松市サッカー協会	下松市中学校体育連盟
下松市バドミントン協会	下松市高等学校体育連盟
下松市バレーボール協会	下松市水泳連盟
下松柔道会	下松市卓球協会
下松市剣道連盟	下松市テニス協会
下松市弓道連盟	下松市ゴルフ協会
下松市空手道連盟	合気会下松道場
下松市ソフトボール協会	下松市体育指導委員協議会
下松市軟式野球連盟	下松市スポーツ少年団
下松市バスケットボール協会	

平成18年3月現在

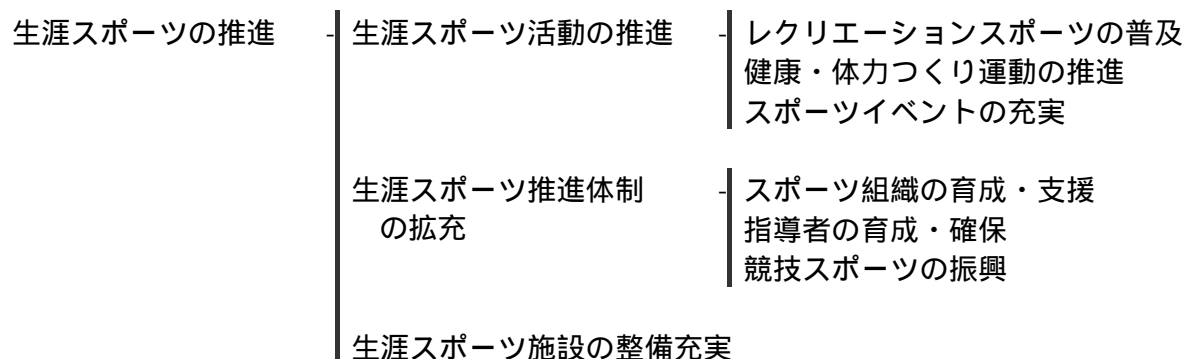
資料:体育課

〔図表2〕スポーツ施設一覧

施設名	所在地	竣工	施設内容
市民体育館	西柳	昭和36.9	面積 2,544㎡
市民武道館	西柳	昭和43.3	面積 544㎡
公園プール	西柳	昭和36.6	甲種公認 50m 9コース
低学年用兼サブプール	西柳	昭和57.7	20m × 6m
幼児プール	西柳	昭和52.7	面積 263㎡、すべり台2基、大プール、小プール
市民運動場	末武下	昭和40.9	面積 22,345㎡ 夜間照明
恋ヶ浜緑地庭球場	恋ヶ浜	昭和55.4	面積 6,400㎡ コート8面
下松スポーツ公園総合グラウンド	恋路	平成5.4	面積 28,000㎡ 400mトラック ソフトボール4面
葉山グラウンド	葉山	平成6.3	面積 18,300㎡ サッカー、野球、ソフトボール
下松公園テニスコート	西豊井	平成5.4	面積 600㎡ コート1面
下松市温水プール	恋路	平成8.7	面積 5072㎡、 25m8コース、ならしプール、幼児用プール

資料:体育課

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)生涯スポーツ活動の推進

レクリエーションスポーツの普及

市広報、情報誌「スポーツネットきらら」、Kビジョン等を通じた積極的な情報提供やスポーツ教室の拡充、指導体制の充実に努め、年齢や体力に関わらず楽しめるレクリエーションスポーツの普及振興を図ります。

健康・体力づくり運動の推進

保健部門と連携し、健康体操、歩こう運動など身近な運動への参加を促進し、指導者の育成に努めながら、健康・体力づくり運動を推進します。

スポーツイベントの充実

各種スポーツイベントについて、スポーツ関係団体と連携して市民が参加しやすい様々な工夫を加え、充実を図ります。また、市広報等を通じた積極的なPRに努めます。

(2)生涯スポーツ推進体制の拡充

スポーツ組織の育成・支援

スポーツ関係団体への支援に努めるとともに、市民の主体的なスポーツ組織やグループに対しても活動場所のあっせんや指導者の派遣など、支援策の拡充を図ります。

指導者の育成・確保

様々なスポーツを指導できるリーダーを育成するため、指導者研修や実技講習会等の充実、体育指導委員等の資質向上などに努めます。また、体育協会等と連携し、競技スポーツの指導者育成の支援に努めます。

競技スポーツの振興

体育協会の財団化による組織強化に向けた支援を充実させるとともに、県や地方、全国レベルでの大会出場選手への支援体制の強化に努めます。

(3)生涯スポーツ施設の整備充実

市全体の生涯スポーツ施設の需給関係を考慮しながら、ゲートボール場などを含む既存スポーツ施設や学校施設等の有効活用を図るとともに、下松スポーツ公園に新体育館・球技場の整備を行います。

4-3. 温かい心の輪ときずなづくり

4-3-1. 周南地域の交流・連携の拡大

【現況と課題】

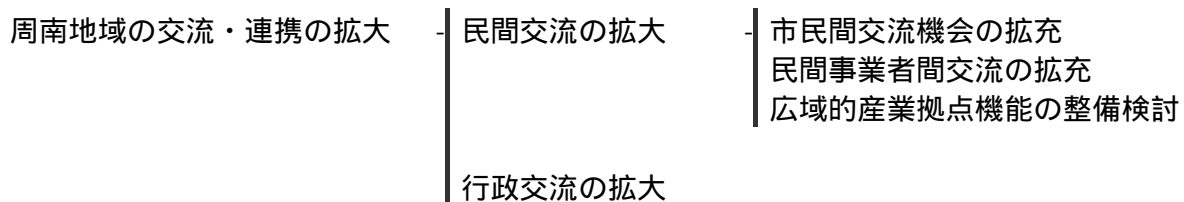
生活圏域が市町界を超えて一体化している周南地域では、文化活動や生涯学習、まちづくり活動等の分野で市民の組織的な交流があり、NPOなど組織力の強化も期待されることから、それらの連携により、広域連携意識が一層高まると考えられます。

民間の経済界でも、周南地域地場産業振興センターや財団法人やまぐち産業振興財団などの人材育成事業等を通じた人的交流や情報交換が行われており、それらの事業の積極的PRにより、一層の参加企業の拡大、市内外の企業間の交流機会の拡充が望まれます。

広域的な産業振興、民間企業間の交流・連携の場となる広域的産業拠点施設の誘致が求められていますが、合理的な整備方法を検討する必要があります。

行政においても、周南地区広域市町村圏職員共同研修事業を周南地区3市で実施し、高度で専門的な事項について共同で研修を行っています。こうした交流は、職員の相互啓発、情報交換などに寄与しており、研修計画の充実も必要です。

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 民間交流の拡大

市民間交流機会の拡充

周南地域における市民の主体的な交流活動に関する情報の収集と共有化を図りながら、市民への情報提供と活動支援を拡充し、一体的な地域のPR活動の展開も進めます。

民間事業者間交流の拡充

民間事業者間の広域的交流機会の拡充、交流活動の活発化のため、周南地域地場産業振興センターや財団法人やまぐち産業振興財団などを通じた支援に努め、広域的連携によるイベントやセミナーの開催なども検討します。

広域的産業拠点機能の整備検討

(「3-3-4. 工業・物流業の振興」の項に記載)

(2) 行政交流の拡大

県及び他自治体との人事交流を検討、推進し、行政における広域交流による活性化を目指します。

4-3-2. 多様な交流の展開

【現況と課題】

個人や組織単位での国内及び海外との様々な交流は、見識を広げ、自らを見つめなおす上でも有意義であり、交流活動は地域の活性化にも貢献します。

本市は、「国際交流ビジョン」を平成16年3月に見直し「くだまつ国際化推進ビジョン」とし、市民による国際化、地域特性を活かした国際化、長期的展望に立った国際化を目指し、下松市民海外派遣事業など各種の国際交流、国際理解・教育などの活動の方向を示しました。これまでの国際化施策や交流活動を通じて、市民の間に参加、協力の機運が芽生え、通訳・翻訳・ガイドなど市民のボランティアの輪も広がってきています。

市民が国際感覚を身につけるための活動を一層充実させることが必要です。また、これからの国際化の推進は、市民、地域主導型を主流とし、行政はそれを側面から支援しながら、民間組織間のネットワークを強化することにより活発化させることが求められ、そのための仕組みづくりを進める必要があります。

外国人の居住や来訪数の増加に対応して、公共施設等での外国語サイン表示の整備や英語の案内パンフレット、市内地図、生活ガイドブックの作成を行っています。さらに近年は、アジア諸国の言語表示の強化も求められます。これらのサイン表示は、バリアフリーの観点からも標準案内用図記号に沿った計画的、統一的な整備が必要です。

国際的な情報収集や提供は、下松市名誉大使制度などを通じて行っていますが、今後は、インターネットを通じた多言語による情報発信への対応を進める必要もあります。

交流促進のイベントとして、「桜桜フェスタ」、「笠戸島まつり」、「米泉湖音楽フェスタ」などを実施しているほか、「"元気づくり"下松総踊り」を再開し、幅広い交流の場となっています。

また、温かい心で市民が相互に交流できるよう、福祉や文化、教育、まちづくりなど様々な分野において、NPOやボランティア等が情報を共有できるような活動支援が必要となります。

【計画の組み立て】

多様な交流の展開	国際交流の推進	市民の国際理解教育の推進 学校での国際理解教育の推進 国際交流の市民活動体制の強化 国際化への対応強化 国際的な情報発信・提供機能の強化
	地域間交流の推進	都市間・地域間交流の推進 交流イベントの充実
	心の交流の深化	笑いあふれるまちづくり活動 交流関連のボランティア活動支援
	駅前地域交流センターの整備と活用	

【計 画】

(1)国際交流の推進

市民の国際理解教育の推進

「くだまつ国際化推進ビジョン」に沿って、市民レベルでの国際交流展開のきっかけづくりとして、幅広い年齢層を対象とした下松市民海外派遣事業や異文化交流講座の開催などの事業を展開します。

学校での国際理解教育の推進

(「4-1-2. 小・中学校教育の実践」の項に記載)

国際交流の市民活動体制の強化

下松市国際交流推進研究委員会を中心に、市民・地域主導型の推進体制を強化します。この中では、各団体独自の活動を活かしつつ、団体間の連携ネットワークの形成を支援します。

国際化への対応強化

公共施設などの外国語表示、誰でもわかる表示の公共サインを順次設置するとともに、諸外国語表示の案内パンフレット、市内地図、生活ガイドブックの作成、配布などにより、来訪外国人への的確な情報提供を進めます。

国際的な情報発信・提供機能の強化

名誉大使制度による地域情報発信のほか、インターネット等による情報発信・提供における多言語対応などの強化を図ります。

(2)地域間交流の推進

都市間・地域間交流の推進

ふるさと広報などを通じた国内各地との人的交流の促進を図ります。

交流イベントの充実

地域間交流の場ともなる「桜桜フェスタ」や「米泉湖音楽フェスタ」等イベントの継続的開催、充実に努め、市民の参加と連携を促します。

(3)心の交流の深化

笑いあふれるまちづくり活動

市民の心のつながりを大切にし、心の交流による温かい地域をつくるため、あいさつ運動

の展開などの輪を広げ、笑顔あふれるまちづくりを進めます。

交流関連のボランティア活動支援

国際交流をはじめとする様々な交流活動にかかるボランティアを育成するため、その組織に対する情報提供等の支援を市民活動支援係を中心に進めていきます。

(4) 駅前地域交流センターの整備と活用

下松駅前第1地区第一種市街地再開発事業の中で、地域交流センターを整備します。地域交流センターは、市民の文化・教養・娯楽、福祉活動及び市民の主体的なまちづくり活動の拠点施設として活用するとともに、男女共同参画事業の推進及びまちづくり情報の集積・発信の場としても有効に活用します。

4-3-3. 人権の尊重

【現況と課題】

今世紀は、人権の世紀と言われます。すべての人が持つ普遍的権利である基本的人権の保障に、不断の努力が必要です。

平成 14 年 3 月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効しました。人権への取り組みは、あらゆる施策を人権尊重の視点から捉えて推進する方向に発展させ、市の組織も平成 14 年 4 月から人権推進課に変更しています。人権に関する教育や意識啓発にも積極的に取り組んでいます。

障害者や女性、子供などの人権への認識も高まっており、一人ひとりがかげがえのない存在として個性を認め合い、互いに思いやって温かい社会をつくる意識を広める必要があり、あらゆる人権の尊重に向けた取り組みの体制を市民と行政がともにつくることが求められます。

末武総合福祉センター（平成 18 年 4 月より中村総合福祉センターに改称）は、地域住民相互の理解と交流を促進し、福祉の増進や教養文化活動、地域のボランティアグループとの連携など、地域社会に密着した総合的な社会活動を展開する拠点（コミュニティーセンター）として、日常生活に根ざした啓発活動や事業を行っています。平成 17 年度には大規模集会施設を建設し、中村地区全域のコミュニティー活動拠点としての活用を目指しています。

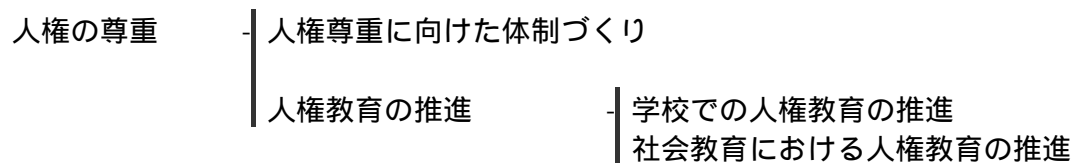
学校での人権教育は、教職員の研修などを通じた資質向上や学校間格差のない取り組みに努めており、児童生徒の発達段階や理解力に応じた一貫性のある教育をすべての教育課程を通じて推進しています。「児童の権利条約」についても各校ごとに研修を行うなど、積極的に取り組んでいます。

社会教育においては、山口県策定の「山口県人権推進指針」、山口県教育委員会作成の「人権教育の推進にあたって」、「人権教育推進資料」を踏まえ、下松市人権教育推進委員会の指導・助言を得ながら、人権教育を進めています。

市民一人ひとりの人権感覚を高め、人権についての正しい理解と認識を普及するため、「下松市人権を考えるつどい」の開催や「人権教育研修の日講座」の開設、市広報への啓発記事の掲載やリーフレット等の作成を行っています。

「人権教育推進者研修講座」を開設するとともに、企業内研修についての相談・講師の斡旋、視聴覚教材の整備をするなど、職場や各種団体の研修の支援に努めています。また、公民館事業として、人権に関する社会教育講座の開設などを行っています。

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)人権尊重に向けた体制づくり

あらゆる人の人権が尊重されるまちづくりのため、関係機関や団体との連携を図り、行政、市民、民間事業者等が一体となって人権意識高揚のための啓発活動など、人権尊重の推進体制づくりに努めます。

(2)人権教育の推進

学校での人権教育の推進

(「4-1-2. 小・中学校教育の実践」の項に記載)

社会教育における人権教育の推進

お互いが基本的人権を尊重しあう民主的で明るく住みよい地域社会の実現を目指し、下松市人権教育推進委員会の指導と助言を得ながら、人権教育の推進に努めます。学校・家庭・職場・地域と連携し、人権や人権にかかわる問題に対する正しい理解や認識の普及、人権感覚の高揚、人権教育の指導者育成等を目指した研修講座等を開催します。

4-3-4. 男女共同参画の推進

【現況と課題】

男女共同参画は、男女双方にかかわる問題として捉えることが重要で、性別にかかわらず個人として尊重され、多様な生き方が選択できる社会を目指した施策を展開しています。

平成 15 年 7 月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、7 割以上が「社会通念・習慣・しきたりの中で男性が優遇されている」と感じており、男女が平等となるためには、「女性を取りまく偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」ことや「男性の理解と協力」が重要という結果が現れています。

男女共同参画社会の実現に向け、平成 16 年 3 月に「第 2 次下松市男女共同参画プラン」を策定しました。その中で、人権が推進・擁護される社会づくりをはじめとする 4 つの基本目標を掲げ、そのもとでの重点項目のひとつに女性に対する暴力の根絶を盛り込んでいます。

女性への暴力等に対しては、DV 防止法や住民基本台帳法の措置により、被害者支援が強化されましたが、さらに、実態の把握に基づく対応が必要とされます。

平成 16 年 6 月に「下松市男女共同参画の推進に関する審議会」を「下松市男女共同参画推進審議会」へと名称変更し、「第 2 次下松市男女共同参画プラン」に基づく各種施策の実施状況の点検やプランの基本目標の普及に努めています。今後さらに、企業や各種機関等からの参画も含め、市民・企業・行政の連携による計画推進体制の強化が求められます。

下松市女性団体連絡協議会加盟の団体を中心に、男女共同参画に関する市民の主体的な活動が行われており、それらの活動を支援する情報提供やあらゆる場面での意識啓発などを継続的に進める必要があります。

【計画の組み立て】

男女共同参画の推進	計画推進体制の確立	
	男女共同参画の意識づくり	相談窓口機能の充実 活動団体の支援 男女平等意識の啓発 男女平等教育・学習の充実
	男女共同参画の環境づくり	女性参画機会の拡充 雇用の場における男女平等の推進 就業環境条件の改善整備 職業能力の開発と支援 女性の就労支援
	仕事と家庭・地域生活の両立支援	多様な保育ニーズへの対応 保育園施設の維持管理 放課後児童対策の充実 ファミリーサポートセンターの活用 育児への男性の参加促進 高齢者等の介護サービスの充実 介護への男性の参加促進

【計 画】

(1) 計画推進体制の確立

下松市男女共同参画推進審議会を中心に、「第2次下松市男女共同参画プラン」の基本目標の普及に努めるとともに、プランに基づく施策の実施状況を点検、評価し、市民・企業・行政及び県・近隣市町との連携による推進体制の確立を図ります。また、その結果を踏まえ、プランの更新を検討します。

(2) 男女共同参画の意識づくり

相談窓口機能の充実

市役所のほか、公民館の生涯学習コーナーなど主要な公共施設で、DVなど女性が直面する問題に対する相談機能の拡充を図るとともに、女性問題に関する情報の収集・提供・発信を進めます。

活動団体の支援

地域で様々な活動を行う女性団体や各種グループを育成するとともに、相互の交流を促進するための研修会等の充実に努めます。

男女平等意識の啓発

固定的な男女の役割分担意識の払拭や、男女平等の認識を深める広報・啓発活動を断続的に実施します。

男女平等教育・学習の充実

学校教育や生涯学習の場を通じて、人権尊重に基づいた男女平等観の形成に向けた適切な教育・学習機会の拡充に努めます。

(3)男女共同参画の環境づくり

女性参画機会の拡充

社会活動への女性の参画機会の拡充のため、各種審議会委員等への女性登用を進めるとともに、女性の能力活用を目的とした学習機会の充実に努めます。

雇用の場における男女平等の推進

「山口県女性労働対策指針」に基づき、国、県、関係機関等と連携し、市民、企業、団体等の理解と協力を得て、それぞれの立場での積極的な取り組みを促進し、男女がともに能力を発揮しながら働ける環境づくり、女性の地位向上を目指します。

就業環境条件の改善整備

(「2-2-3．子育て支援」の項に記載)・

職業能力の開発と支援

女性の職業能力発揮を支援するため、女性の社会参加に関するセミナーや講演会等の充実とともに、職業訓練機関等の活用に関する情報の提供や相談機能の拡充を図ります。

女性の就労支援

公共職業安定所等と連携し、働く意思のある女性の就労を支援するとともに、各人の技術や能力を生かした起業への支援充実に努めます。

(4)仕事と家庭・地域生活の両立支援

多様な保育ニーズへの対応

(「2-2-3．子育て支援」の項に記載)・

保育園施設の維持管理

(「2-2-3．子育て支援」の項に記載)・

放課後児童対策の充実

(「2-2-3．子育て支援」の項に記載)・

ファミリーサポートセンターの活用

(「2-2-3．子育て支援」の項に記載)・

育児への男性の参加促進

男性に対する育児参加の意識啓発を推進するとともに、子育てサークルなどに父親が参加しやすい工夫に努めます。

高齢者等の介護サービスの充実

高齢者等の介護における男女の関わり方の実態等を調査した上で、介護が女性の大きな負担とならないよう、利用者のニーズに応じた適切な専門的介護サービスの提供体制の拡充を促進します。

介護への男性の参加促進

高齢者等を介護する家族の身体的・精神的・経済的負担軽減のために実施している家族介護支援事業に、男性の参画も促進します。

5. まちづくりのしくみづくり

5-1. 市民参加のしくみづくり

5-1-1. 市民と行政の情報共有化

【現況と課題】

市民と行政の「協働」によるまちづくりが求められていますが、市民が主体的にまちの問題を考え、行動するためには、まず、正しい判断に必要な情報を的確に得ることが重要です。行政は、最大限の情報公開への努力が必要であるとともに、各種施策の実施にあたっては、その背景や趣旨、方法等についての説明責任を果たさなければなりません。

市では、平成 11 年度に保存基準等も含めた文書管理システムを確立すると同時に、市民の請求により市が保有する公文書を公開する手続を制度化した「下松市情報公開条例」を制定し、平成 11 年 10 月 1 日から施行しています。

市役所 1 階ホールに市政情報コーナーを設置していますが、市民が気軽に接し、活用できるよう、一層の PR や配置資料の充実等が必要です。

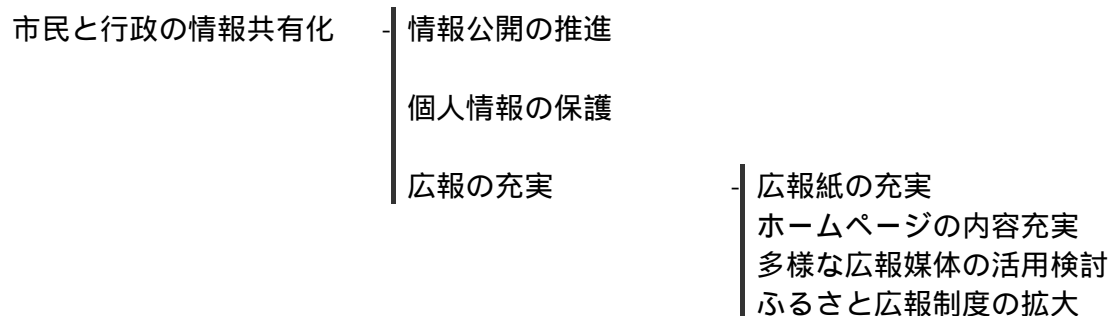
市のホームページでは、様々な市政の情報を掲載しています。今後さらに、適切な情報提供と充実、内容更新に努め、有効に活用する必要があります。

広報活動は、広報紙「潮騒」とホームページを 2 本の柱として、効果的な情報提供に心がけています。また、ふるさと広報制度により本市出身の希望者に広報紙を送付しており、市の情報発信や本市ゆかりの人材ネットワーク形成の意味からも、有効な活用と会員拡大への努力が必要です。

このほか、ビデオ広報、声の広報、K ビジョンの利用、電光掲示による広報など、多様な媒体を利用した広報活動を行っており、それぞれの特性を活かしながら、効果的に活用する必要があります。

情報公開、情報提供の機会や方法の充実、多様化にあたっては、個人のプライバシーにかかわる情報等の保護、適正な取り扱いへの配慮が厳しく求められます。市では、その基準等を明確にする「下松市個人情報保護条例」を制定し、平成 16 年 10 月 1 日から施行しています。

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) 情報公開の推進

市政情報コーナーや市広報、ホームページ等を通じて、行政情報を積極的に公開・提供するとともに、「下松市情報公開条例」の的確な運用により行政情報の開示請求への対応を図り、市民の市政に対する信頼と理解を深めます。

(2) 個人情報の保護

「下松市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報保護の重要性について市民と事業者の意識啓発に努め、保護対策の実施を促進します。

(3) 広報の充実

広報紙の充実

広報紙「潮騒」は、よりわかりやすく読みやすく親しみやすい紙面づくりとともに、漏れなく迅速な情報提供ができるよう庁内連絡体制の整備を図ります。

ホームページの内容充実

有力な広報媒体のひとつである市ホームページについて、市からの情報提供のほか、市内の様々な情報の受発信の場として有効に活用するとともに、掲載する情報の日常管理、的確な更新に努めます。

多様な広報媒体の活用検討

Kビジョンやエフエム周南の活用、ビデオ広報や声の広報など、多様な情報媒体を利用した広報活動の充実を進めます。また、新聞等の情報媒体に積極的に行政情報を提供し、広報活動に活用します。

ふるさと広報制度の拡大

ふるさと広報制度の周知拡大を図り、制度の一層の普及拡大と人的ネットワーク形成への活用を努めます。

5-1-2. 市民参加と協働

【現況と課題】

市民のまちづくりへの参加意識は徐々に高まり、主体的にまちづくり活動を展開する市民グループもあります。望ましい地域のあり方を市民が自ら考え、行政と役割を分担して、できる部分は自ら行動して解決するという協働の意識、姿勢を高めることが、ますます重要となります。市では、平成 17 年度から広報情報課に市民活動支援係を設置し、各団体の把握やネットワークづくり、情報の提供等の支援を行っています。

まちづくりへの市民参加、協働の一形態として、市内の街区公園で地元管理委託制度を実施し、住民の手で維持管理を行っています。また、平成 18 年度より公共施設の管理運営は、市の直営か民間組織や事業者、NPO に委託する「指定管理者制度」適用のいずれかによることとなりました。今後は、指定管理者制度の適用拡大も含めて、市民のまちづくりへの参画機会を広げ、さらに、能動的な市民の活動展開を生み出す土壌づくりを進める必要があります。

また、市民一人ひとりがまちづくりの意義や手法等についての見識を深め、高め合う機運を育てていくことも重要です。

市民憲章は、まちづくりにかかわる市民が持つべき姿勢を示すものです。毎年 11 月を強調月間として、市民憲章推進協議会を中心に普及啓発活動を展開しており、市民憲章カードを作成、配布するとともに、公共施設等に市民憲章パネルを設置し、施設利用時の唱和等により周知に努めています。

本市は吹奏楽が盛んで、下松吹奏楽協会が吹奏楽のつどいなど活発な活動を展開しています。また、「童謡のまちづくり」も進めており、童謡フェスタの開催のほか、2006 年山口国民文化祭では全国から童謡、合唱グループを招き、下松市童謡フェスティバルを開催します。市内には歌唱グループ等もあり、音楽のまちとして市民活動が盛り上がることも期待されます。

市民が市政・まちづくりへの意見や要望を伝え、市政に反映するための広聴制度、対話行政の場として、市長へのたより、市民ご意見箱、移動市長室などがあり、また、女性のまちづくり施策への参画を目指した女性市政モニター制度もあります。市民の意見や要望等に対しては、最大限的確な伝達、処理とフィードバックに努めていますが、これらの制度を有効に活用して、一層の市民参加を進める必要があります。

市民相談では多くの行政相談があり、各種の要望、苦情等が寄せられます。法律相談など複雑で多種多様な相談も多くあり、平成 16 年 7 月からくらしの相談係、ふくしの相談係を設置し、これらのニーズに対応しています。

インターネットの双方向性を活かして、広聴活動への活用、市民と行政の情報伝達、対話を活発にすることが期待されます。

【計画の組み立て】

市民参加と協働	市民の主体的まちづくり活動の展開	多様なまちづくり組織の育成支援 わがまちづくりへの支援 公共施設の市民による管理 吹奏楽のまちづくり活動 童謡のまちづくり活動
	市民のまちづくり意識の啓発	
	広聴・対話行政の充実	広聴・対話行政の効果的推進 女性市政モニター制度の有効活用 市民参加ネットシステムの形成 市政への直接参加機会の充実
	市ホームページの積極的な活用	
	市民相談体制の充実	

【計 画】

(1)市民の主体的まちづくり活動の展開

多様なまちづくり組織の育成支援

地域における主体的な市民まちづくり組織の育成のため、市民活動支援係を中心に自治会等の組織活動を支援します。各団体に対し、国や県、各種団体等の補助制度の紹介や仲介、行政事業の委託など様々な支援方法により、組織活動の拡充を促進します。

わがまちづくりへの支援

まちづくりを推進する市民グループや団体、組織が自ら地域振興策への発案、企画を行い、主体的に実行する活動を促進することにより、市民の参加意識、連帯感、自治意識の向上を目指します。

公共施設の市民による管理

街区公園の地元管理委託制度の実績も踏まえ、公共施設における指定管理者制度の活用等により市民参加による施設運営を定着させ、市民ニーズに密着した運営と経費低減を図ります。

吹奏楽のまちづくり活動

(「4-2-2.文化の振興」の項に記載)

童謡のまちづくり活動

(「4-2-2.文化の振興」の項に記載)

(2)市民のまちづくり意識の啓発

市広報等による広報活動や生涯学習活動等を通じて、まちづくり活動への参画意識の啓発を進めるとともに、他地域の事例なども含めた情報提供を行い、市民の主体的行動への動機づけに努めます。

(3) 広聴・対話行政の充実

広聴・対話行政の効果的推進

市長へのたより、市民ご意見箱、移動市長室による対話行政の機会を継続的に確保します。また、電子メールで寄せられる市民の意見に対して各課が責任を持って回答、対応できる体制を強化するとともに、様々な広聴の機会づくりに努め、それらによる市民からの建設的な提言等は、速やかに市政に反映させるように努めます。

女性市政モニター制度の有効活用

女性市政モニター制度を有効に活用できるように運用し、女性の視点を積極的に市政に生かします。

市民参加ネットシステムの形成

市政に参加しにくい年齢層や職業層の市民の意見を幅広く吸収し反映させるため、インターネットを利用した仮想会議システムの形成や、事業の計画段階から市民が参加して意見を反映させるパブリックコメントへのインターネット活用などを進めます。

市政への直接参加機会の充実

各種の計画策定や政策立案時等における審議会委員の公募やパブリックコメントなど、市政に市民が直接参加できる機会の拡大を図ります。

(4) 市ホームページの積極的な活用

(「3-1-5．情報ネットワークの充実」の項に記載)

(5) 市民相談体制の充実

くらしの相談係を窓口として市民相談業務の一層の充実を図り、特に、多様で専門的な相談が多い法律相談は実施回数等の増加を検討するとともに、他機関での法律相談等の情報を市民へ積極的に紹介します。

5-1-3. コミュニティーの形成

【現況と課題】

市内には、自治会、婦人会、子ども会などのコミュニティ組織があり、地域社会での市民参加によるまちづくり単位として活動しており、特に、婦人会や子ども会では活発な活動が見られます。

市内には267の単位自治会があり、それらを包括する自治会連合会が組織されています。自治会の中には規模が大きく、そのため参加意識が高まりにくい場合もあり、特に、単位自治会の自治意識を育て、自主運営への道筋を見出すことが必要です。

自治会運営には、リーダーとなる人材の育成が必要であるとともに、単位自治会と連合会の関係強化などを通じて、組織体制の強化と自治会未加入世帯の解消を目指すことが望まれます。

自治会は、行政の実務代行的な役割にとどまらず、まちづくり活動の主体組織としてそのあり方、役割を明確に位置づけ、活動意欲を高めることも必要となります。

コミュニティ活動の活性化には、その動機付けとなる多様な活動情報の提供が必要で、「かがやきネット山口」(生涯学習情報支援システム)の活用による県内市町の情報収集・提供等を進める必要があります。

各地域のコミュニティ行事のうち、米泉湖音楽フェスタは、花岡・米川地域の住民主体で運営されるもので、切戸川桜桜フェスタや花と緑の祭典等も、全市的な市民意識の向上に役立っています。各地域の公民館まつりは、地域により盛り上がり方が異なり、適切な支援が必要です。

公民館は、自治会等のコミュニティ活動の拠点として多く使われています。生涯学習や地域福祉等も含めた多様な機能を併せ持つ施設として、より有効に活用する必要がありますが、施設や人的体制面などで多くの制約があります。また、公民館等の施設を相互に結ぶ情報ネットワークシステムの構築と利用等も課題です。

公民館等のコミュニティ施設は、指定管理者制度の活用等も含め、地域の市民の力を活かす管理運営方法の検討が必要です。

中央公民館は、生涯学習や文化等の関連施設や隣接の図書館との関係も含め、整備を検討する必要があります。

〔図表1〕自治会連合会一覧

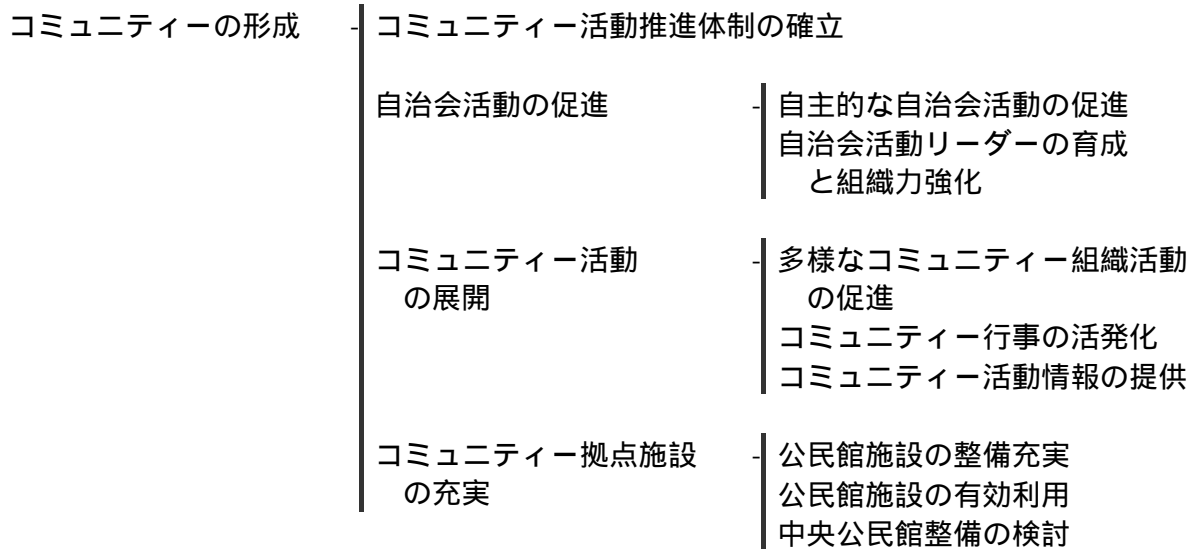
(単位:組織・世帯)

地区自治会連合会名	自治会数	世帯数
豊井地区自治会連合会	7	586
旗岡地区自治会連合会	14	1,128
中央地区自治会連合会	17	1,470
西地区自治会連合会	12	816
南地区自治会連合会	9	450
北地区自治会連合会	24	2,000
久保地区自治会連合会	57	1,879
東陽地区自治会連合会	7	1,342
花岡地区自治会連合会	53	3,550
末武地区自治会連合会	26	2,906
中村地区自治会連合会	16	1,160
笠戸島地区自治会連合会	8	480
米川地区自治会連合会	17	310
合 計	267	18,077

平成17年4月現在 (注)世帯数は会費納入世帯。

資料:広報情報課

【計画の組み立て】



【計 画】

(1) コミュニティ活動推進体制の確立

コミュニティ活動を促進するため、市民活動支援係による自治会等を中心とした活動支援体制の充実を進め、さらに、幅広い市民団体・グループ等の活動や組織育成への総括的な支援体制への発展の方向を検討します。

(2) 自治会活動の促進

自主的な自治会活動の促進

自治会が地域コミュニティの自治組織として中心的な役割を担い、コミュニティ意識、自治意識を高め、組織力を強化し、主体的な活動を展開しやすくするため、市民活動支援係を中心に情報提供や啓発を含めた効果的な支援方法を検討し、実施します。

自治会活動リーダーの育成と組織力強化

研修会等への参加機会の充実、「自治会役員の手引き」の活用等を進め、自治会活動を支える地域リーダーの育成を図るとともに、女性や若者等が積極的にかかわれるよう自治会組織のあり方等についても検討します。

(3) コミュニティー活動の展開

多様なコミュニティー組織活動の促進

婦人会や子ども会など、地域で主体的に活動するコミュニティー組織の育成を図り、それぞれの活動の活発化を促進します。地域の資源や人材などを活かして事業化するコミュニティービジネスへの取り組みなども含め、新たな地域活動に対する支援も行います。

コミュニティー行事の活発化

公民館まつりや米泉湖音楽フェスタなど、各公民館や地域コミュニティーが主体的に実施している行事への支援を継続するとともに、地域振興や交流などに関する新たなイベントへの支援等により、コミュニティー行事の活発化、多様化を図ります。

コミュニティー活動情報の提供

コミュニティー組織に対し、市広報やインターネット等を利用した情報提供の充実に努め、各地域での独自の活動意欲の高揚への動機付けを続けます。

(4) コミュニティー拠点施設の充実

公民館施設の整備充実

(「4-2-3. 学習・文化施設の充実」の項に記載)

公民館施設の有効利用

コミュニティー活動のほか、文化・学習活動・福祉活動等の活動の場として、公民館を有効に活用できるよう機能の拡充とともに、専任職員の配置など、運営の人的体制の充実に努めます。

中央公民館整備の検討

全市的な生涯学習拠点及び公民館ネットワークの中核施設となるよう、中央公民館の機能整備を検討します。

5-2. 効率的な行財政の推進

5-2-1. 地域経営としての行政運営

【現況と課題】

市の行政は、効率と市民サービスの双方の最大化を目指し、時代に対応した機構改革、事務・事業の見直しを積極的に進めています。平成 16 年 7 月には、民生部、福祉保健部を生活環境部、健康福祉部に改編し、市民の相談窓口をくらしの相談係、ふくしの相談係に集約しました。さらに、平成 17 年 4 月には、行政改革推進室を設置するとともに、市民との協働のまちづくりを進めるため、広報情報課に市民活動支援係を創設しました。

また、健康福祉部に福祉政策課を設けるなど、部門ごとに政策担当課を設置して企画管理機能を強化しているほか、行政需要の多様化に伴い、組織にまたがる横断的なチーム編成など、柔軟な運用に努めています。

市では、平成 15 年に本庁の職員 1 人に 1 台のパソコンを配置し、情報系ネットワークを構築するなど、電子自治体に対応するための基盤整備を進めています。今後は、各出張所や小中学校などの出先機関とのネットワーク構築により、情報通信技術を有効に活用した事務処理方式、さらに、行政の効率化だけでなく、市民サービス向上のための活用方法を研究する必要があります。この中では、より正確で迅速な記録の保持や滅失・き損防止のためにも「紙」戸籍の電算化を進める必要があります。

市民への窓口サービス等においては、接遇の改善と同時に、情報通信技術の活用を含めた総合窓口化や自動交付機の設置等も課題となっています。

職員研修制度は、自主研修、職場研修、職場外研修と体系化する中で、新採用職員、中級職員、管理職員等に対する市独自の研修を行っているほか、女性職員の能力活用にも努めています。これらによる職員資質向上と人材育成、適材適所の職員配置は、普遍的な課題です。

職員の発想や能力を活かすため、平成 15 年度に、特定課題についての提案を行う「プロポーザル・スタッフ」制度を実施し、住民窓口体制の改善やフリーマーケットスペースの創設の提案を採用し、実施しています。この制度は職員提案制度として継承し、行政の改善を目指すこととしています。

国と地方の税財政改革（三位一体改革）等により、市町村は、自己決定と自己責任の態勢を一層問われることになり、地域経営の視点に立った独自の企画立案、政策形成、意思決定ができる柔軟な発想と能力を育てることが重要となります。

行政運営を最少限の職員数で効率的に行うため、適正な定数管理に努めています。

事務・事業の合理化のため、可能な部分で民間委託を随時導入しているほか、市内 16 の街区公園では、市民へ管理委託も行っています。公共施設等の管理運営は、指定管理者制度の活用等により、市民や民間の知恵と力を活かした望ましい運営のあり方の検討が必要です。

行政施策や事業の実施効果を正しく評価し、効果に応じて施策を適宜見直す仕組みをつくる必要があります。そのための行政評価システムを下松市の状況に見合った形で導入することが課題となっています。

〔図表2〕職員定数と職員数の推移

(単位:人)

年度	区分	条例定数	実 数		
			普通会計	特別会計	合 計
平成 12 年		560	477	78	555
平成 13 年		560	470	75	545
平成 14 年		560	471	73	544
平成 15 年		560	468	71	539
平成 16 年		560	462	72	534
平成 17 年		560	462	65	527
増減数 職12 職17		0	15	13	28

各年度4月1日現在

資料:総務課

【計画の組み立て】

地域経営としての
行政運営

効率的な行政運営

行政運営の改革・改善
組織機構の改善
機動的組織制度の有効活用
民間の力の活用推進
職員定数管理の徹底
内部庶務事務の電子化の推進

行政遂行能力の向上

職員の能力研さん
職員の適正配置
と柔軟な人材登用

市民サービスの向上

豊かな発想力・企画力
の研さん

職員提案制度の充実
庁内コミュニケーション
の活発化

行政評価システムの導入

職員の厚生対策

【計 画】

(1)効率的な行政運営

行政運営の改革・改善

行政運営の効率化のため、職員の意識改革と地域経営感覚の向上を図りつつ、行政改革の目標とその達成のための計画に沿って、着実な進行管理を行い、改革・改善に努めます。

組織機構の改善

行政需要・行政課題の変化に対応し、簡素で効率的な組織機構となるよう組織機構の見直し、改善を引き続き進めます。

機動的組織制度の有効活用

多様化する行政需要への柔軟な対応と総合的な視点からの施策の遂行のため、行政組織を弾力的に運用し、部課の枠を越えたプロジェクトチーム編成の活用等に努めます。

民間の力の活用推進

公共施設等における管理運営の民間委託、指定管理者制度の活用などをはじめ、事務・事業における民間の力の活用を可能なものから順次進めます。

職員定数管理の徹底

採用や退職等による職員定数の管理を徹底し、最少の経費で最大の効果を上げる体制を目指します。

内部庶務事務の電子化の推進

財務会計事務や文書処理事務をはじめとする内部庶務事務の効率化のため、各職員のパソコンによる情報系LANを活用し、既存の事務処理方式の抜本的な見直しを行います。

(2)行政遂行能力の向上

職員の能力研さん

魅力ある職員研修機会の拡充など研修制度の内容を充実し、地方分権時代の行政を担う人材育成を計画的に進めるとともに、積極的な自己啓発及び相互啓発を促すための適切な指導・援助を行います。

職員の適正配置と柔軟な人材登用

各職員の意欲と能力に応じ、事務・事業量に見合った適正な人員配置を常に心がけるとともに、性別や前例等にかかわらず柔軟な人材の登用に努めます。

(3)市民サービスの向上

職員の接遇マナーの向上や総合窓口制の導入、インターネットによる各種申請・届出サービスの充実等により、市民にわかりやすく便利なサービス提供に取り組みます。

(4)豊かな発想力・企画力の研さん

職員提案制度の充実

職員が役職にかかわらず行政課題への自主的な提案を行い、優れた提案を取り入れる職員提案制度を充実させ、職員の政策形成能力、行政経営感覚の研さんの場としても役立てます。

庁内コミュニケーションの活発化

部課の枠組みや役職等を越えて、職員間の円滑な意思疎通ができる気運の醸成と制度面での配慮、庁内LANの意思疎通手段としての活用にも努め、組織の活性化と事務の効率化を目指します。

(5)行政評価システムの導入

行政の一層の効率化と職員の意識改革、市民への説明責任の遂行のため、行政の事務・事業を客観的に評価する行政評価システムについて、本市に見合った手法を検討し、導入を図り、その結果を施策効果の向上に役立てます。

(6)職員の厚生対策

職員厚生制度の充実に努め、健康と勤労意欲の増進、明るく活力ある職場づくりを目指します。

5-2-2. 健全な財政運営

【現況と課題】

本市の普通会計の財政規模（歳出決算額）は、4大プロジェクトの推進により、180億円から200億円の間で推移しています。財源確保のため、国庫支出金、地方債や基金などを有効活用していますが、国と地方の税財政改革（三位一体改革）の影響から厳しい財政運営を余儀なくされています。

歳入総額のうち一般財源の割合は、平成16年度決算で72.3%で、このうち地方税は歳入総額の43.4%、地方交付税は同じく6.2%を占めています。補助事業実施のため、特定財源の中では国庫支出金が最も多くなっています。なお、不況による市税の伸び悩みのため、自主財源比率は低下の傾向にあります。

歳出の性質別内訳（平成16年度決算）では、義務的経費が45.3%に達している反面、投資的経費（普通建設事業費）は15.7%で、投資の自由度がかなり制約されています。公債費比率等は、他団体との比較では良好な水準にありますが上昇傾向にあります。また、少子高齢化を反映して扶助費の増加が大きく、人件費が低下傾向ではあるものの年齢構成の関係から歳出を圧迫しています。

このような中でも、財政収支の均衡を保つため、財政調整基金に依存しない体質が求められます。

平成16年度の財政力指数（3年平均）は0.86%で、ここ数年上昇を続けていますが、経常収支比率は99.7%で、財政構造は非常に硬直化しています。

今後も、財政はさらに厳しい状況が予想されるため、行財政改革による経費の節減や効率化、基金の有効活用のほか、事業の重点化や絞り込み、新規事業への慎重な取り組み、既存事業の進捗調整など、厳格な運営を続けることが必要です。

自主財源の安定確保のため、企業誘致などによる税源の拡充が重要であるとともに、収納率確保のための滞納者対策も引き続き進める必要があります。

限られた財源を有効に使うため、施策や事業の効果的選択や無駄遣いの排除を職員一人ひとりが常に意識する必要があり、事業実施にあたっては、その投資額に対する効果を十分に予測し、全庁的な判断を行う必要があります。また、予算査定における枠配分方式の導入など、新しい仕組みづくりが必要です。

自治体財政は、地方交付税の縮小等三位一体改革の推進により、かつてない厳しい状況に直面しています。地方分権の流れの中で、財政の自立への努力が強く求められることになり、市民にわかりやすい財政情報の提供や財政評価の仕組みを構築していく必要があります。

(図表1) 財政主要指標の推移

(単位：千円)

区	分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
歳入	総額	17,519,350	18,037,422	18,530,169	18,527,808	19,941,312
歳出	総額	16,849,960	17,340,608	17,946,010	17,751,571	19,047,028
形式	収支	669,390	696,814	584,159	776,237	894,284
実質	収支	542,000	467,206	166,387	504,139	705,797
単年度	収支	462,330	74,794	300,818	337,752	201,658
実質	単年度収支	44,007	200,933	111,636	457,039	174,289
標準	財政規模	11,262,370	11,126,564	10,792,146	9,940,322	9,910,991
実質	収支比率(%)	4.8	4.2	1.5	5.1	7.1
經常	一般財源比率(%)	103.6	100.7	97.3	102.9	100.6
財政力指数	3カ年度平均	0.809	0.796	0.812	0.836	0.862
	単年度	0.776	0.819	0.841	0.849	0.897
經常	収支比率(%)	90.8	89.8	96.7	94.7	99.7
自主	財源比率(%)	65.1	62.8	62.7	59.7	63.1
公債	費比率(%)	13.0	13.9	14.8	15.0	15.4

資料：財政課

(図表2) 歳入決算状況の推移(普通会計)

(単位:千円・%)

区 分	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度		
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比
市 税	8,910,104	50.9	2.2	8,905,751	49.4	0.0	8,838,881	47.7	0.8	8,704,856	47.0	1.5	8,651,864	43.4	0.6
地 方 譲 与 税	191,785	1.1	2.3	198,047	1.1	3.3	201,125	1.1	1.6	201,431	1.1	0.2	299,087	1.5	48.5
利 子 割 交 付 税	351,387	2.0	413.1	390,403	2.2	11.1	94,463	0.5	75.8	63,538	0.3	32.7	85,667	0.4	34.8
地 方 消 費 税 交 付 金	540,909	3.1	3.1	504,722	2.8	6.7	447,427	2.4	11.4	513,274	2.8	14.7	569,468	2.9	10.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29,275	0.2	5.8	26,218	0.1	10.4	25,652	0.1	2.2	24,292	0.1	5.3	17,960	0.1	26.1
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,480	0.0	67.6	-	-	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,807	0.7	3.5	113,236	0.6	6.3	99,656	0.5	12.0	99,011	0.5	0.6	106,727	0.5	7.8
地 方 特 例 交 付 金	246,955	1.4	34.6	251,332	1.4	1.8	242,938	1.3	3.3	216,870	1.2	10.7	229,631	1.2	5.9
地 方 交 付 税	2,641,731	15.1	7.5	2,172,741	12.1	17.8	1,904,955	10.3	12.3	1,688,204	9.1	11.4	1,228,975	6.2	27.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,499	0.1	11.2	10,447	0.1	0.5	9,723	0.1	6.9	9,800	0.1	0.8	9,295	0.0	5.2
分 担 金 及 び 負 担 金	126,705	0.7	53.9	131,782	0.7	4.0	136,289	0.7	3.4	108,069	0.6	20.7	97,169	0.5	10.1
使 用 料 及 び 手 数 料	425,731	2.4	6.3	427,884	2.4	0.5	430,842	2.4	0.7	420,055	2.3	2.5	489,190	2.5	16.5
国 庫 支 出 金	1,150,157	6.6	52.9	1,469,235	8.1	27.7	1,678,928	9.1	14.3	1,820,770	9.8	8.4	1,972,592	9.9	8.3
県 支 出 金	618,705	3.5	4.4	618,208	3.4	0.1	601,621	3.2	2.7	707,378	3.8	17.6	753,402	3.8	6.5
財 産 収 入	27,165	0.2	1.7	42,914	0.2	58.0	163,616	0.9	281.3	23,195	0.1	85.8	160,579	0.8	592.3
寄 附 金	10,161	0.1	83.4	11,242	0.1	10.6	12,155	0.1	8.1	21,212	0.1	74.5	15,980	0.1	24.7
繰 入 金	74,496	0.4	32.6	148,821	0.8	99.8	480,723	2.6	223.0	551,121	3.0	14.6	1,348,176	6.8	144.6
繰 越 金	1,136,250	6.5	73.2	669,390	3.7	41.1	696,814	3.8	4.1	584,159	3.2	16.2	776,237	3.9	32.9
諸 収 入	693,048	4.0	0.9	995,579	5.5	43.7	859,198	4.6	13.7	651,673	3.5	24.2	1,051,113	5.3	61.3
市 債	212,000	1.2	88.5	949,470	5.3	347.9	1,605,163	8.7	69.1	2,118,900	11.4	32.0	2,078,200	10.4	1.9
合 計	17,519,350	100.0	11.5	18,037,422	100.0	3.0	18,530,169	100.0	2.7	18,527,808	100.0	0.0	19,941,312	100.0	7.6

注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入したため、内訳と計の数値が合わない場合がある。

資料: 財政課

(図表3) 性質別歳出決算状況の推移(普通会計)

(単位:千円・%)

性 質 別	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			
	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	決算額	構成比	対前年度比	
消 費 的 経 費	人 件 費	4,855,704	28.8	6.5	4,372,943	25.2	9.9	4,474,338	24.9	2.3	4,420,937	24.9	1.2	4,319,009	22.7	2.3
	物 件 費	2,087,346	12.4	0.8	2,177,922	12.6	4.3	2,187,908	12.2	0.5	2,134,609	12.0	2.4	2,183,743	11.5	2.3
	維 持 補 修 費	76,762	0.5	5.7	83,914	0.5	9.3	86,637	0.5	3.2	73,763	0.4	14.9	87,149	0.5	18.1
	扶 助 費	1,673,523	9.9	22.3	1,842,064	10.6	10.1	1,958,618	10.9	6.3	2,049,999	11.5	4.7	2,218,927	11.6	8.2
	補 助 費 等	1,694,587	10.1	11.1	1,646,302	9.5	2.8	1,755,978	9.8	6.7	1,665,116	9.4	5.2	1,830,089	9.6	9.9
小 計	10,387,922	61.4	3.6	10,123,145	58.4	2.5	10,463,479	58.3	3.4	10,344,424	58.3	1.1	10,638,917	55.9	2.8	
投 資 的 経 費	普 通 建 設 事 業 費	1,319,974	7.8	57.7	2,273,513	13.1	72.2	2,746,832	15.3	20.8	2,787,477	15.7	1.5	2,991,971	15.7	7.3
	災 害 復 旧 事 業 費	42,124	0.2	72.4	27,318	0.2	35.1	3,750	0.0	86.3	14,506	0.1	286.8	185,125	1.0	1,176.2
	失 業 対 策 事 業 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	1,362,098	8.1	58.4	2,300,831	13.3	68.9	2,750,582	15.3	19.5	2,801,983	15.8	1.9	3,177,096	16.7	13.4	
そ の 他	公 債 費	1,786,906	10.6	2.3	1,929,281	11.1	8.0	2,084,047	11.6	8.0	2,104,063	11.9	1.0	2,082,945	10.9	1.0
	積 立 金	1,243,316	7.4	115.7	862,796	5.0	30.6	543,285	3.0	37.0	250,515	1.4	53.9	344,778	1.8	37.6
	投 資 及 び 貸 付 金	595,420	3.5	48.9	582,466	3.3	2.2	524,686	2.9	9.9	620,396	3.5	18.2	1,134,747	6.0	82.9
	貸 付 金	1,474,298	8.7	30.0	1,542,089	8.9	4.6	1,579,931	8.8	2.5	1,630,190	9.2	3.2	1,668,545	8.8	2.4
	繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	5,099,940	30.3	10.3	4,916,632	28.4	3.6	4,731,949	26.4	3.8	4,605,164	25.9	2.7	5,231,015	27.5	13.6	
合 計	16,849,960	100.0	9.7	17,340,608	100.0	2.9	17,946,010	100.0	3.5	17,751,571	100.0	1.1	19,047,028	100.0	7.3	

注) 構成比の欄は、表示単位未満の数値を四捨五入したため、内訳と計の数値が合わない場合がある。

資料: 財政課

【計画の組み立て】

健全な財政運営	財源の確保	自主財源の確保 補助事業等の効果的・選択的活用
	歳出の抑制対策	経費管理の徹底 事業計画過程への財政関与の仕組み の確立 起債の抑制
	民間活力活用方策の検討	
	財政評価の実施と公表	

【計 画】

(1)財源の確保

自主財源の確保

適正な課税と的確な徴税に努め、税負担の公平性を確保します。各種使用料、手数料、負担金等は、受益者負担の原則に従い適宜見直すなど、適正な水準の確保に努めます。

補助事業等の効果的・選択的活用

市の主体的な施策の実現を目指すことを原則としつつ、補助事業等の効果的な選択や交付税措置のある起債を活用することにより、有利な財政運営を図ります。

(2)歳出の抑制対策

経費管理の徹底

限りある財源を重点的、効率的に活用するため、予算編成過程における部局別予算枠配分方式の導入を進めます。予算執行過程においては、最小の経費で最大の効果を得られるよう、引き続き経費節減への創意工夫に努めます。

事業計画過程への財政関与の仕組みの確立

新規事業の計画及び変更にあたっては、所管部課における検討に加え、財政担当部署も含めた全庁的な体制により、事業の必要性、妥当性のほか投資額に対する効果等を十分検討し、決定します。

起債の抑制

プライマリーバランス（基礎的財政収支）の健全化のため、市債残高、公債費支出額、公債費負担比率等の指標を総合的に判断しつつ、起債対象事業の妥当性、必要性を十分検討し、低利で償還期間の長い良質な資金や交付税措置のある起債の選択など、償還額の抑制に努めます。

(3)民間活力活用方策の検討

事務・事業の委託、指定管理者制度の活用など、民間活力の活用を行政サービス水準の確保に配慮しつつ進め、財政支出抑制を図ります。また、国等の動向に留意しつつ、PFIなど民間の資金やノウハウの有効な活用方策を検討します。

(4) 財政評価の実施と公表

決算統計やバランスシートなどによる財政分析を継続的に実施し、市の財政状況を市民にわかりやすい方法で公表します。

5-2-3. 広域行政の展開

【現況と課題】

生活圏の広域化に対応し、地方分権に耐え得る行財政基盤確立などを目的に、全国的に市町村合併が進められています。本市周辺でも、平成 15 年 4 月 21 日に周南市が、平成 16 年 10 月 4 日には新・光市が誕生するなど、市町の枠組みの再編が進んでいます。本市は、合併に関して「市民が主役」を基本とし、最新の動向を把握しつつ、必要な情報の提供に努めています。

周南全体での広域行政を周南地区広域市町村圏振興整備協議会で推進しており、住民票の相互交付、U・I ターン事業など広域事業を実施しています。市町村合併による構成市町の枠組み変化に対応し、広域市町村圏のあり方の再検討も必要となります。

周南地域は周南地方拠点都市地域に指定されており、周南地区中核都市推進協議会が平成 8 年度からおおむね 10 年間の整備基本計画のフォローアップを実施しており、平成 16 年度からは周南地区広域市町村圏振興整備協議会で事務を所掌しています。

このほか、本市が参加している広域行政の一部事務組合が、ごみ処理などの分野で 5 団体あり、それぞれ効率化を目指した共同処理が行われています。今後さらに、広域化による効率性向上が望まれるものについては、新たな共同処理も検討する必要があります。

行政の広域化に対応しつつも、市民と行政の情報の共有、対話とふれあいによる行政運営により、身近な地域課題へのきめ細かな対応姿勢は持ち続ける必要があります。

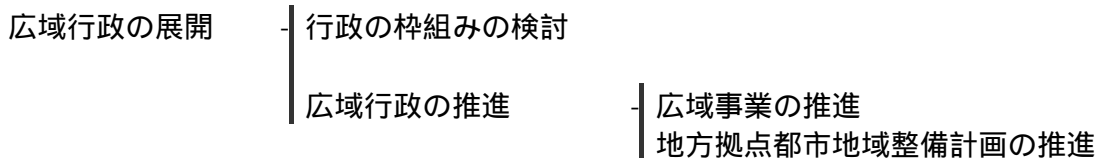
【図表1】下松市が関わる広域行政（一部事務組合）

組合の名称	設置年	共同処理する事務	構成市町名
周南地区福祉施設組合	昭和26年	老人福祉施設及び 救護施設経営及び管理	* 周南市、下松市
周南地区衛生施設組合	昭和45年	ごみ処理、火葬場	* 下松市、周南市、光市
周南地区食肉センター組合	昭和50年	食肉センターの経営	* 周南市、下松市、光市
周南東部環境施設組合	昭和54年	不燃物の処理	* 光市、下松市

注) *印は事務局市を示す。

資料:企画課

【計画の組み立て】



【計 画】

(1)行政の枠組みの検討

真に望ましい市としての行政単位のあり方について、市民に適切な情報提供を続けながら、また、市民の声を引き続き聞きながら、検討します。

(2)広域行政の推進

広域事業の推進

現状の広域行政事務を含め、広域的な処理が効果や効率性の面から望ましいものについては、そのあり方を積極的に検討し、実施方法の改善や新たな広域化などを関係市町と協議しながら進めます。

地方拠点都市地域整備計画の推進

周南地域中核都市推進協議会の構成市町と連携し、周南地方拠点都市地域整備計画の有効な活用に努めます。

付 參考資料

1 . 後期基本計画策定の経緯

年 月 日	事 項
平成 16. 9.22	後期基本計画策定方針の決定
10. 5	業務委託契約 アルファ社会科学（株）
10.13	市長ヒアリング（第 1 回）
10.18	後期基本計画策定委員会設置要綱制定
10.25	第 1 回策定委員会
11.10	前期基本計画の達成度評価 ~ 12.3
平成 17. 2.10	市民意識調査 調査期間 2.10 ~ 2.28 設問 17 項目 市内在住 20 歳以上 2,000 人無作為抽出調査 有効回収数 1,004 票、回収率 50.2%
	市民提言の募集 ~ 3.31
3. 1	現況と課題等の各課調査 ~ 3.18
3.22	前期基本計画の達成度評価、現況と課題等の各課ヒアリング ~ 3.23
4.27	第 2 回策定委員会
6.13	基本計画素案の各課点検 ~ 6.30
7.28	第 3 回策定委員会
8. 8	基本計画素案の各課点検 ~ 8.31
10. 7	第 4 回策定委員会
10.19	地区懇談会（公民館区域を基本とし、11 箇所） ~ 11.28
10.21	基本計画原案の各課点検 ~ 11.4
11.24	第 5 回策定委員会 後期基本計画原案審議 重点施策、分野別基本計画
11.28	市長ヒアリング（第 2 回）
平成 18. 1.17	第 6 回策定委員会 後期基本計画案取りまとめ
2.1	策定委員会から後期基本計画成案を市長へ建議
2.7	後期基本計画策定
2.17	市議会全員協議会で説明

2. 用語解説

ADHD	: 注意欠陥多動性障害 (attention deficit hyperactivity disorder)。脳神経学的な障害と言われ、7歳未満に発症するもので、脳の神経学的な機能不全によって、情報をまとめたり注意を集中する能力がうまく働かないなどの症状が起こる。
DV	: Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。明確な定義はないが、一般には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
LAN	: Local Area Network(ローカル・エリア・ネットワーク)の略。企業内情報通信網。企業内の複数のコンピュータをつないで、情報通信の高速化・システム化、情報の一元管理や共有化を図るもの。
LD	: Learning Disabilities あるいは Learning Disorders の略。一般に「学習障害」と訳される。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなど特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害を指す。
LWAN	: Local Government WAN の略。地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続され、中央省庁の相互接続ネットワークである霞が関 WAN にも接続されている。地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを目指している。
NPO	: Non profit Organization の略。福祉・医療、環境保護、災害復旧等の分野で活動する私的利益を目的としない民間非営利団体のこと。
PFI	: Private Finance Initiative の略で、民間資金を活用した社会資本整備の仕組み。公共施設などの建設や運営を民間事業者に委託して、国や自治体、利用者などから使用料などを受けとる。効率的な社会資本整備の手法として注目されている。
YSN	: 県民生活の利便性向上や地域経済の活性化を図るための全県的な高速情報通信基盤「やまぐち情報スーパーネットワーク」で、平成13年7月から運用されている。光ファイバ網を使って、双方向で情報がやりとりできる高速大容量の情報通信ネットワークで、そのメリットを生かし、医療、教育、産業などさまざまな分野で利用されている。
介護予防マネジメント	: 平成18年4月からの介護保険制度改革で、要支援、要介護1の高齢者は「新・予防給付」の対象となるが、介護予防マネジメントは、この提供プランの作成や評価を、市町村が創設する地

	域包括支援センターで従来の老人保健及び認定外の人を対象にした介護予防事業を再編する地域支援事業と一体的に、保健師が行うこととされたものである。
ガイドヘルパー	: 視覚障害者の社会参加等を促すため、外出の付き添いを専門に行うホームヘルパーである。
環境パートナーシップ	: パートナーシップは、対等な関係に立ち、双方が責任の主体になることによる相互自立、差異を越えた対等な関係、役割分担をいう。環境パートナーシップは、環境保全の分野におけるこのような理念にのっとった協働による住民活動を意味する。
環境マネジメントシステム	: 企業などの組織における環境対応の仕組みを指す。国際標準化機構による「ISO14001」はこの環境マネジメントシステムの規格について定めており、その認証を受ける企業が増えている。地方自治体でも認証を受ける例も見られるようになっている。
京都議定書	: 気候変動枠組条約に基づき、平成9(1997)年に京都市で開かれた地球温暖化防止京都会議(第3回気候変動枠組条約締約国会議、COP3)での議決した議定書である。地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFCs、PFCs、六フッ化硫黄について、先進国における削減率を各国別に定め、共同で約束期間内に目標を達成すること等が盛り込まれている。
グリーン購入	: 環境にやさしい製品を優先して購入するという制度。公共機関が率先して行うことが求められている。
ケアマネジャー	: 介護支援専門員。介護保険法に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者および施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有する者をいう。
景観法	: 良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国初の景観に関する総合的な法律で、平成16年に制定された。
交通バリアフリー法	: 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の略称。鉄道駅等の旅客施設や車両のバリアフリー化を公共交通事業者に求めるほか、駅周辺の公共施設のバリアフリー化を市町村が基本構想を策定して一体的に推進することを定めたものである。
交通需要マネジメント	: 道路等の交通を円滑化するため、道路整備などの交通容量の増大策だけでなく、交通需要自体を抑制、コントロールする施策の必要性が増し、これを交通需要マネジメント(TDM)という。車の利用のしかたなどに関する幅広い施策が含まれる。
洪水ハザードマップ	: 大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結

	果に基づき、予想される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示した地図で、市町村が主体となって作成し公表するものである。
高規格救急自動車	: 人工呼吸器、半自動式除細動器、輸液ポンプ等の医療機器及び、医療機関との連携に必要な自動車電話・FAX等を積載し、心肺機能停止状態の傷病者に対し救急救命士が医師の指示のもとに、車内で特定行為を行うことの出来る車両を指す。
コミュニティビジネス	: 地域の多種多様な課題、要望を満たすために、住民が主体となって、地域の資源を活用しながら組織的に事業を運営・展開していく地域密着型ビジネスである。
コンパクトシティ	: 職、住、遊、学などの各種の都市機能を都市の中心部にコンパクトに集積させ、中心市街地を活性化させ、道路や上下水道などの都市基盤整備の効率化を図ろうとするもので、従来の市街地拡大の方向に対して見直しを迫る考え方でもある。
指定管理者制度	: 公の施設の管理運営は、従来は直営か公共的団体への管理委託に限られていたが、多様化する住民ニーズに応え、より効果的、効率的に管理運営するために民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができる指定管理者制度が設けられた。法律の施行日から3年以内(平成18年9月1日まで)に管理委託をしているすべての「公の施設」について指定管理者制度が適用される。
タウンマネジメント	: 魅力ある市街地づくりのため、商業の業種・業態のミックスや店舗のリニューアル、空き店舗の活用、さらに、居住や文化、各種の公共施設などの調和のとれた集積と、そのための基盤整備、ソフト事業といった地域全体の運営管理を行うこと。関係する主体が連携した体制と仕組みづくりが求められている。
デイ・ケアハウス	: デイ・ケアは通所型のリハビリテーションである。デイ・ケアハウスは、昼間だけ障害者等を預かるデイサービスセンターといえる。
特定優良賃貸住宅制度	: 借家世帯の居住水準を改善し、特に3～5人世帯向けの優良な賃貸住宅の供給を図るために設けられた制度で、民間の地主が建設する賃貸住宅に対し建設費の助成や家賃減額のための助成を行い、これを公的賃貸住宅として活用するものである。入居には所得による資格制限がある。
認定農業者	: 農業経営基盤強化促進法に基づき、将来の農業の担い手として市町村が認めた農業者。創意工夫をこらし農業経営の改善を計画的に進めようとする者を認定し、重点的に支援しようというもの。
ノーマライゼーション	: 高齢者や障害者なども特別視せず、健常な人と同じように受け入れ、同等に暮らせる社会こそ正常な社会であるという、福祉のあり方に関する考え方のこと。社会福祉一般の基本的な理念

	として国際的にも定着している。
ハートビル法	： 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律。高齢者等に配慮した施設構造や設備の設置に対して、税制上の特例や低利融資等の支援措置を講ずるものである。商業施設等でもこの適用を受けるものが増えている。
バリアフリー住宅	： 住宅内で高齢者や障害者ができるだけ自立して、安全で支障なく暮らせるよう、段差をなくすなどの構造上の工夫を施した住宅。
ブロードバンド環境	： 高速な通信回線によるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービスを指す。光ファイバーやCATV、ADSLなどの有線通信技術や、各種無線通信技術による概ね500kbps以上の通信回線がブロードバンドと呼ばれる。
ポートセールス	： 港湾の利用需要を拡大するため、企業や関係機関等に対して港の利点や機能をPR（セールス）する活動のこと。
ボランティアコーディネーター	： 市民の様々なボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアがその持てる力を発揮できるよう、市民や組織の間をつないだり、組織内での調整を行う人を指す。
ユニバーサルデザイン	： ユニバーサルは、普遍的な、全体の、という概念。ユニバーサルデザインは「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能なように配慮された施設や商品の設計をいう。
容器包装リサイクル法	： 循環型社会の形成を図るための法的枠組みの一環として制定された法律で、ペットボトルなど容器包装の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけるものである。
ワンストップサービス	： 一カ所、一度で、必要な手続きをすべて完了させられるサービス。特に、市役所などで様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」を指す場合が多い。